庫文閲内
書和
六五三四號
一冊
函
架

15204

221
25

中樞院調査課編

内鮮一體
懷古資料

朝鮮の國名に因める名詞考

朝鮮總督府中樞院

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

內一

鮮典體

皇紀二千六百年
二月十日

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

序

本院調査課に於て這回『内鮮一體懐古資料朝鮮の國名に因める名詞考』なる一書を刊行に附した。

本書は本院囑託今村鞆氏の執筆に係り、其内容は書名の示す如く古代より德川時代迄の間に於てカラ・ミマナ・クダラ・シラキ・コマ・カウライ・テウセン等半島の國名ある名詞計四百十有七許を詮索蒐集して考證したるもので、編者の主旨は、内鮮關係特に其文化のつながり血脈の交流が今人の豫想外に古く深く繁かりしを曉るべく資料の一斑を提供するに存ずるものである。今や半島の同胞は奮然起ちて皇國臣民たる自覺の下に興亞大業の鴻謨を奉戴し盡忠報國の赤誠を披瀝して活躍しつゝある。一方志願兵制度の實行、氏の創設等も施行せられ桑槿一域渾然融合に向つて更に拍車を推すの秋に方

り、本書の如きは內鮮一體の思想に有力なる一根據を加ふるものと謂ふべく時機投合の著述たるを失はざるものと信ずる。

茲に著者の勞を多とし本書の一讀を推奬するものである。

昭和十五年一月

中樞院書記官長　大竹十郎

例言

古代より日本と雞林半島との間に人文上密邇の關聯ありしことは、古史に照して是を窺知し得るは無論、猶ほ考古學上より觀たる先史時代以降の出土品並遺物等に依るも、神話傳說に考するも、言語學上より觀て其風俗が一致せるものの多くあることに徵するも、民俗學上より觀て其風俗が一致せるものある點に察するときは更に一段と所謂內鮮一體の實ありしこと、今日吾人が考ふる以上なりしことの考證の論據を得るのである。隨つて其緣由により昔より日本に於けるモノの名に雞林半島の國名に因めるものが甚だ多數に上つて居るが、其割合に世人に知られて居ない。今茲にそれ等のものを收拾列錄して內鮮のツナガリの甚だ古く且つ繁かりしことを追懷する資料の一とし內鮮一體の觀念に更に一の根據を與へんとするもの

である。以上が此の小册子を著はした所以である。

昭和十五年一月

中樞院囑託　今村鞆識す

目錄

第一章　總說……一頁

一　カラ　辛　加羅　韓……二

二　任那……三

三　高麗　狛　胡麻……四

四　新羅　志良木……五

五　百濟　久多良……六

六　朝鮮……六

第二章　神社……八

(1)　韓神社……九

(2)　韓國伊太氐神社……一〇

(3)　韓竈神社……二

(4)　韓國宇豆毘神社……二

(5) 辛國息長大姬神社……一二
(6) 辛國神社……一二
(7) 韓國社　韓神……一二
(8) 韓鋤社……一二
(9) 韓級明神……一二
(10) 白木明神……一二
(11) 新羅神社……一二
(12) 白城神社……一四
(13) 信露貴神社……一五
(14) 新羅訓神社……一五
(15) 白比古神社……一五
(16) 志牟良大明神……一六
(17) 大狛神社……一六
(18) 高麗神社……一六
(19) 高麗明神……一六
(20) 中宮百濟社……一九
(21) 百濟大宮……二一

第三章　佛……一二

(1) 高麗權現……一二
(2) 百濟權現……一三
(3) 白木妙見……一四

第四章　寺……一五

(1) 百濟寺　近江……一五
(2) 百濟大寺　攝津……一六
(3) 百濟寺　河內……一六
(4) 百濟寺　攝津……一六
(5) 高麗山勝樂寺　武藏……一七
(6) 高麗寺　相模……一七
(7) 高麗寺　筑前……一九
(8) 高麗寺　狛寺　山城……一九
(9) 狛坂寺　近江……二〇

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

第五章　地名

(1) 唐國　唐國村　和泉……三一
(2) 辛國池　攝津……三一
(3) 韓人池　唐人池　唐古　大和……三一
(4) 唐橋　辛橋　唐橋里　唐橋町　山城……三三
(5) 唐物町　攝津……三四
(6) 唐崎　辛前　韓崎　唐崎　可樂崎　近江……三四
(7) 辛之埼　辛浦　大カラ　石見……三五
(8) 唐橋　辛橋　韓橋　近江……三五
(9) 唐城郷　遠江……三六
(10) 辛科郷　韓級　上野……三六
(11) 唐ケ原　相模……三七
(12) 辛犬狗　信濃……三七
(13) 唐子村　唐子橋　上唐子　下唐子　武藏……三八
(14) 辛川郷　下總……三八
(15) 韓濱　播磨……三八
(16) 韓荷島　辛荷島　辛味島　播磨……三九
(17) 韓泊　播磨……三九
(18) 辛室郷　韓室里　播磨……四〇
(19) 辛島郷　豐前……四〇
(20) 韓良郷　韓泊　唐泊　韓亭　可良浦　筑前……四一
(21) 辛家　唐坊　筑前……四一
(22) 加唐島　肥前……四一
(23) 辛家郷　肥後……四一
(24) 辛家郷　肥後……四一
(25) 韓埼　對島……四二
(26) 韓家郷　唐坊　日向……四二
(27) 唐港　隱岐……四二
(28) 韓國嶽　辛國嶽　大隅……四二
(29) 唐人町　隱岐……四二
(30) 唐人町　土佐……四二
(31) 唐人町　肥前……四二
(32) 百濟郡　攝津……四二

(32) 百　濟　攝津……四七
(34) 百濟川　攝津……四七
(35) 百濟縣　大阪府……四八
(36) 百濟野　攝津……四八
(37) 百濟町　久太良町　大阪市……四九
(38) 百濟鄕　河內……四九
(39) 百濟村　和泉……五〇
(40) 百　濟　和泉……五〇
(41) 百濟川　大和……五〇
(42) 百　濟　百濟池　百濟村　大和……五〇
(43) 百濟野　百濟原　百濟村　大和……五一
(44) 百濟寺　近江……五一
(45) 百濟來　百濟村　肥後……五二
(46) 百濟庄　上野……五四
(47) 新羅郡　新坐郡　志木　白子村　武藏……五四
(48) 白　國　新羅訓村　播磨……五五
(49) 志樂鄕　設樂庄　志樂村　丹後……五六
(50) 志樂鄕　志木鄕　武藏……五六
(51) 白　子　四樂村　武藏……五七
(52) 新羅鄕　陸前……五七
(53) 白木浦　越前……五七
(54) 白城縣　越中……五八
(55) 白鬼女川　シラキト川　シラキトの橋　越前……五八
(56) 白　濱　能登……五九
(57) 白木村　加賀……五九
(58) 新羅浦　新羅邑　備前……五九
(59) 新羅鄕　陸前……六〇
(60) 白木山縣　廣島縣……六〇
(61) 眞良鄕　信羅鄕　新良鄕　眞良　安藝……六〇
(62) 白　木　新羅來　肥後……六〇
(63) 白木平　肥後……六一
(64) 白木村　筑後……六一
(65) 白木村　河內……六二
(66) 白木村　加賀……六二

(67) 白木村　伊勢……六一
(68) 巨麻郷　河内……六一
(69) 高麗橋　攝津……六二
(70) 巨麻郷　河内……六二
(71) 大狛郷　高麗村　上狛村　狛寺　山城……六四
(72) 下狛郷　狛田村　高麗　山城……六四
(73) 狛野庄　山城……六四
(74) 胡麻驛　京都府……六四
(75) 胡麻郷村　丹波……六六
(76) 胡麻牧　丹波……六六
(77) 狛　山　狛野山　高麗山　山城……六六
(78) 狛　渡　山城……六七
(79) 狛　山　山城……六七
(80) 高麗寺山　高麗山　相模……六八
(81) 高麗寺村　相模……六九
(82) 巨摩郡　北巨摩郡　中巨摩郡　南巨摩郡　駒井村　駒ケ嶽　甲斐……六九
(83) 高麗郡　武藏……七〇
(84) 高麗郷　武藏……七一
高麗村　高麗町　高麗本郷　高麗川村　南高麗村　高麗峠　高麗川　高麗川……七二
高麗川驛　高麗原　武藏……七二
狛江郷　狛江村　武藏……七三
(85) 小間子原　武藏……七三
(86) 高麗山　高麗村　伯耆……七三
(87) 高來寺村　筑前……七四
(88) 朝鮮ガ嶽　大和……七四
(89)

第六章　姓　氏……七五

(1) 韓國連（神別皇別蕃別未定雜姓トアルハ新撰姓氏錄以下同ジ）……七九
(2) 賀羅造　積紀……八〇
(3) 大賀良　未定雜姓河内……八〇
(4) 賀良姓　右同……八〇
(5) 韓　人　攝津諸蕃……八〇
(6) 加・良　拾芥抄……八一
(7) 加羅氏　未定雜姓右京……八一

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

(8) 辛　續紀……八
(9) 韓海部首　未定雜姓攝津……八
(10) 物部韓國連　拾芥抄……八
(11) 韓白水部　紀……八
(12) 韓鐵師部　續紀……八
(13) 韓織師部　同……八
(14) 韓矢田部造　攝津皇別……八
(15) 韓矢田部連　拾芥抄……八
(16) 甘　良　續紀……八
(17) 辛人宿禰　除目……八
(18) 辛臣君　右京諸蕃……八
(19) 韓　部　續後紀……八
(20) 韓室首……八
(21) 韓　續紀……八
(22) 辛人部　古文書……八
(23) 辛　人　右同……八
(24) 唐　人　北越軍記……八
(25) 大賀良田使　姓名錄……八
(26) 百濟親王　左京皇別……八
(27) 百濟王　左京諸蕃……八
(28) 百濟公　左京諸蕃……八
百濟公　右京諸蕃……八
百濟公　和泉諸蕃……八
(29) 百濟朝臣　左京諸蕃……八
(30) 百濟宿禰　左京皇別……八
(31) 百濟連　百濟造　紀……九
(32) 百濟氏　左京未定雜姓……九
(33) 百濟伎　右京諸蕃……九
(34) 百濟寺　織田軍記……九
(35) 百濟飛鳥戸　古文書……九
(36) 新良貴　左京皇別……九
(37) 志良岐　古文書……九
(38) 新良木　續紀……九
(39) 白木氏　背書國誌……九

(40) 三間名公　未定雜姓右京……九四
三間名公　右同河内……九五
(41) 三間名千岐　日本靈異記……九五
(42) 彌廉名　古文書……九五
(43) 美廉名宿禰　符寛抄……九五
(44) 美廉那朝臣　政事要略……九五
(45) 高廉王　續紀……九六
(46) 高麗朝臣　左京諸蕃……九六
(47) 狛朝臣　續紀……九六
(48) 亘萬朝臣　古文書……九七
(49) 竪子亘廉朝臣　古文書……九七
(50) 大狛連　大狛造　河内諸蕃……九七
大狛連　右同……九七
(51) 高良比連　古文書……九七
(52) 中臣高良比連　河内神別……九七
(53) 狛造　山城諸蕃……九八
(54) 狛連　紀……九八
(55) 狛部　續紀……九八
(56) 狛竪部　日本霊史……九九
(57) 狛染部　未定雜姓河内……九九
(58) 高史　左京諸蕃……九九
(59) 多可連……一〇〇
(60) 狛首　右京諸蕃……一〇〇
(61) 狛人　未定雜姓河内……一〇〇
(62) 狛人野　山城神別……一〇〇
(63) 高麗使主　續紀……一〇一
(64) 狛宿禰　長秋記……一〇一
(65) 胡摩　明德記……一〇一
(66) 胡麻　古文書……一〇一
(67) 古蒲……一〇一
(68) 狛　大和諸蕃……一〇一
狛　近江地志……一〇二
狛氏　南都樂人……一〇三
(69) 高麗　後紀……一〇四

高麗武藏……一〇七
高麗陶工……一〇七

第七章　動物……一〇九

(1) 唐國鳥　高麗鳥　唐鳥　朝鮮鳥……一〇九
(2) 高麗雉……一一一
(3) 朝鮮ウグヒス　唐ウグヒス　高麗鶯……一一三
(4) 朝鮮島ヒヨドリ……一一四
(5) 朝鮮百舌……一一六
(6) 朝鮮ツル……一一六
(7) 朝鮮目白……一一七
(8) 朝鮮野路子……一一七
(9) 朝鮮ヤギ……一一八
(10) カラアハビ……一一八
(11) 朝鮮貝……一一九

第八章　植物……一二一

(1) 朝鮮松……一二三
(2) 朝鮮石榴……一二六
(3) 朝鮮ツバキ……一二七
(4) 朝鮮胡桃……一二七
(5) 朝鮮ヤナキ……一二八
(6) 朝鮮星ケイ……一二九
(7) 朝鮮姫杉……一二九
(8) 高麗竹……一二九
(9) 朝鮮假湘妃竹……一三〇
(10) 朝鮮イバラ……一三一
(11) 朝鮮五味子……一三一
(12) カラムシ……一三三
(13) 朝鮮人參……一三四
(14) 朝鮮麥……一三六
(15) 朝鮮麥……一三七
(16) 高麗芝　カラ芝　朝鮮シバ……一三八
(17) 朝鮮朝顔……一三八

(18) 高麗胡椒　唐辛子……一四〇
(19) 朝鮮紫蘇　高麗紫蘇……一四一
(20) 高麗菊……一四二
(21) 朝鮮イモ……一四三
(22) 韓藍　唐藍……一四三
(23) 朝鮮昆布……一四四

第九章　傑樂……一四四

(1) 高麗樂　狛樂……一四八
(2) 百濟樂……一四八
(3) 新羅樂……一四八
(4) 新羅琴……一四八
(5) 百濟琴　箜篌……一四八
(6) 百濟笛……一四八
(7) 百濟横笛……一四八
(8) 高麗笛　狛笛　篴……一四八
(9) 高麗樂師……一四八

(10) 高麗鼓師……一四八
(11) 高麗樂生……一四八
(12) 新羅樂師……一四八
(13) 新羅傑師……一四八
(14) 新羅樂生……一四八
(15) 百濟樂師……一四八
(16) 百濟樂生……一四八
(17) 百濟笛師……一四八
(18) 百濟箜篌師……一四八
(19) 狛犬……一四八
(20) 狛鉾……一四八
(21) 高麗獅……一四八
(22) 新羅陵王……一四八
(23) 韓神　閑韓神　早韓神　〔神樂〕……一五〇
(24) 新羅　〔琉球樂〕……一五一

第十章　器物類……一五一

(1) 唐櫃　辛櫃……一六一
(2) 唐鞍……一六四
(3) 唐鐙……一六六
(4) カラサオ　連物……一六九
(5) 高麗縁　高麗縁の疊……一七六
(6) 高麗縁間座……一七〇
(7) 唐車　唐庇車……一七〇
(8) 韓鷹……一七一
(9) 百濟琴……一七一
(10) 新羅琴……一七一
(11) 高麗笛　狛笛……一七三
(12) 高麗劍……一七三
(13) カラ瓶子……一七六
(14) 新羅斧……一七六
(15) 唐臼　碓……一七七
(16) 高麗卓……一七七
(17) 高麗臺子……一七八

(18) 高麗燒　朝鮮燒　高麗茶碗……一七九
(19) 朝鮮鑑甲……一八三
(20) 朝鮮形　朝鮮張形……一八四
(21) 朝鮮扇……一八五

第十一章　雜……一八六

(1) 狛犬　高麗犬　胡摩犬……一八六
(2) 高麗流（馬術）……一九二
(3) 高麗煮……一〇〇
(4) 唐衣　辛衣　韓衣……一〇一
(5) 狛冠……一〇一
(6) 朝鮮純子……一〇二
(7) 高麗物　小間物……一〇三
(8) 朝鮮間屋……一〇四
(9) 朝鮮流（書道）……一〇四
(10) 高麗煎餅……一〇五
(11) 朝鮮飴……一〇六

目錄

(12) 唐草細工……二八
(13) 朝鮮甘草……二九
(14) 狛人……二九
(15) 高麗錦……二八
(16) 朝鮮杏……二八
(17) 朝鮮足袋……二一
(18) 高麗垣　朝鮮菱垣……二一
(19) 朝鮮矢來　朝鮮垣　大津垣……二二
(20) 朝鮮長屋……二四
(21) 高麗門……二四
(22) 高麗寶塔……二六
(23) 高麗紙……二六
(24) 韓鍛　韓鍛冶　韓鐵師　韓鐵師部……二六
(25) 百濟品部　百濟手部　百濟戸……二八
(26) 狛部　狛戸……二八
(27) 高麗なんど……二九
(28) 韓紅　唐紅……二九

朝鮮の國名に因める名詞考

第一章　總說

閲覧

古代より德川時代迄の間に於て使用せられたる名詞に、雞林半島の國名を付せるものゝ

△國名

△カ

△ミ　マ　ナ

△シ　ラ　キ　一にシンラ

△コ　マ　一にカウライ

△ク　ダ　ラ

△テ　ツ　セン

の六であり、右何れも使用されたる時代・時代により内容のもつ意味に變化があるから、最初其點に付て說明を要する。故に先づ其事より述ぶることゝする。

一　カラ

カラは半島に於ける最古き王國であつて、南鮮の一部に立國し加羅國又伽倻國と稱せられ後に新羅の爲に滅ぼされた。其始祖とせらるゝ首露王の墓は、其都であつた金海に現に殘つて居る。此國が一番古く日本と交通したから、物名にカラと云ふのが甚だ多く殘つて居る。而して其後交通したる新羅・高麗（高句麗のこと）・百濟を三韓と稱し其韓字をカラと訓し、此三國のことをも合せてカラと稱し又其各一をもカラと呼びたるのみならず。其後奈良朝に迨び唐と交通するに至り唐字にもカラと云ふ訓を付し、唐の音讀みとカラの訓よみと雙方を使用した。昔に於てカラと云ふことは日本以外の外國を意味することに成つて居たためである。其後カラと云ふことは支那の唐宋以降明清のことに迄延ばして使はれた。

又三國滅亡後高麗朝より李氏朝鮮に迄延長しても使はれた。一例を言へば唐人或はカラビトと謂へは支那人と朝鮮人を意味することゝなつて居た。德川時代に至り歐米と交通するに至りても歐米人をも唐人と謂ひ其舶來の物品を唐物等と稱した。後には歐米人と他の唐人と區別する爲に毛唐人（髮毛の多き故を以て）と稱した。故に從前よりトウ又カラと稱せしものゝ中には種々のものが含まれて居るが。本書には半島關係のもののみを掲ぐ。而してカラは加良・唐・加羅・辛等等と用ゐ充てられた。

『古事記傳』に加羅と云は任那の舊名にて、崇神天皇の御代に外國の始て參りしは此國なり。故に西方諸外國の代名となりて三韓をも漢國をも皆加羅と云なり。然るにこれをたゞ三韓のみに限れる名と心得て漢國などを然云を誤なりと云は中々に非也。萬葉集十九に漢人とも見え又同卷に遣唐使のことを韓國邊遣とも、韓國爾由伎多良波之豆ともあるなどは知らずや……とあり。『異稱日本傳』にも、亦謂へらく我朝の人外國を呼んで加羅と曰ふ。蓋外國人始めて來る者都怒我阿羅斯等也。乃意富加羅國王之子也。爾來外國を以て總て加羅と稱す獨り中國を稱するのみならざる也、とある如くであつた。國史にカラと日本との交通記事は『日本書紀』垂仁天皇二年の條にあるを最初のものとし任那は其前より交通したること次項任那の記せる如くであれと任那は任那加羅と稱しカラの一部であつた。

二　任那

此國名に付ては『垂仁紀』二年の條に……、一に云ふ御間城天皇（崇神天皇のこと）の世に額に角あるの人一の船に乘りて越國の笥飯（敦賀の今）浦に泊れり。故に其處を號けて角鹿と曰ふ。問ひて曰く何れの國の人ぞ對へて曰く意富加羅國王の子名は都怒我阿羅斯等、亦の名は于斯

岐阿利叱智干岐と曰ふ。傳に日本國に聖皇有すと聞りて以て歸化く、穴門に到る道路を知らずして烏浦に留連ひつゝ北の海より廻りて出雲國を經て此間に至れり。此時天皇の崩に遇へり便も留りて活目天皇に仕へて三年に逮りぬ云々。汝の本國の名を改めて追ひて御間城天皇の御名を負りて汝の國の名とせよと、赤織絹を給ひて本土に返しつかはす。故に其の國を號せて彌摩那國と謂ふ云々……とあり。

此國名は朝鮮の史に一も出たることなきも、日本の保護國として其監督最高官廳たる日本府卽ち日韓併合前の統監府の如きものを其國内に置きし程に關係の深かりし國であり、日本の國史には歷々と現はれて居り。又彼の有名る滿洲國輯安縣高句麗好太王の碑文中に、九年己亥百殘違誓與倭和通。王巡下平穰而新羅遣使白王云倭人滿其國境潰城池以奴客爲民歸王請命。（中略）十年庚子教遣步騎五萬往救新羅從男居城至新羅城倭滿其中官兵方至倭退□□□□□□□來背息追至任。那加羅（下略）と明かに存在を記されてある

右十年庚子は日本の履中天皇元年に該る。

三　高　麗　コマ　カウライ　狛

コマは高麗狛等の字を用ゐ、又音讀してカウライとも稱せらる。此語の内容には種々の別あり。(1)最初は高句驪を指し。(2)次で高句驪亡び渤海國の立つに及び彼國が日本に使を派し國書を呈する時に、日本との修交を圓滿ならしむるべく、而して日本の威力を藉るべく、高句麗の後なるかの如く記されたるに由り。日本に於ても之を高句麗と同一のものとして取扱つた。卽ち『續日本紀』『聖武天皇神龜五年五月の條渤海の國書に……武藝忝くも列國に當り諸蕃を鑑撫す、高麗の舊居に復し扶餘の遺化を保つ……云々とあり。此條に就て『大日本史』には……按するに此前より渤海と稱す。此に至つて欽茂一時舊號を稱する也……と解釋せり。又『續日本紀』『淳仁天皇寶字三年正月の條に……文武百官及高麗蕃……云々……。高麗の使楊承慶等方物を貢す奏して曰く高麗國王大欽茂言ふ……云々とある如く之を高麗又其訓讀のコマとして取扱つた。此渤海と交通約二百年間に於て日本の物名にカウライ又コマ名を附せられたるものもある。次で王朝後代以來鎌倉時代に於て王氏高麗と交通するに及び上記とは別にコマ又カウライ名を付せられしものもあり。王氏高麗滅亡後李朝に至つて後も、尙ほコマ又カウライ名を附したるものがある。

四　新　羅　シラキ　シンラ

日本に於て此國號を附したる物の名に付ては別に說明の要なく、其國との交涉により始

終し他の國に混用せられたることなく。又其滅亡後に於て新たに此名を付したるもの無し。

五　百　濟（クダラ）

新羅と同じく其國との交渉によるものに名けられ滅亡後は新たに此名を付したることなし。又他に比し姓氏、地名等にクダラの名稱最多きは日本の保護國とも云ふべきものであり、其滅亡後に於て王族其他の人々が多數に移住せし等特に交渉の深かりしに由る。

六　朝　鮮（テウセン）

此名稱は李氏立國し國を朝鮮と稱し日本の足利政府と交渉を初めし以來物名として付けられたるものである。古き遼東の箕子朝鮮との關係は無し。

以下に記すものゝ名を觀る上に於て以上述べたる如き區別あり、交叉混淆せることを知るを要する。

而して本著には縱令其名あるも今の朝鮮の地域及高句麗渤海に關係ある以外のものは

錄さず。又明治以來に命名したる物名例之ば動物植物學名の朝鮮アカマツ、朝鮮レンギョウ、朝鮮カモシカ、朝鮮カマス（魚等）等の如きもの及內地人が近代通俗稱として殆んど固定名詞となりたる朝鮮人、朝鮮米、朝鮮栗等等の如きものは之を除外す。尙ほ朝鮮系統により命名せられたること明かなるものと雖も前揭國名なき者は當然之を省けり。猶本稿は序文に於て述べたる如く唯古代內鮮のツナガリを示すを目的としたるを以て、考證の如きも深くは立入りて論せず、只一ト通りの緣由根據を示すに止めた。

第二章　神　社

以下に記す神社は雞林半島の神を朝廷に於て緣由により祀りたるもの。歸化半島人が其祖神又は半島に於て祀りし神を日本に來りし後も其信仰を持傳へて祀りしもの。其の中にそれが遂に一般民衆の信仰對象となりしもの。半島に緣故ある日本の人を祀りしものの。其緣由不明のもの等である。

本章以下の記述により稽ふるに、古代に於て日本と半島とに於ては今日に於けるが如く崇神觀念が異なつて居らず相共通するものがあつた。故に歸化三韓族が神社を作り尊崇し、祖神の廟を立て祀つても又朝廷に於て外地の神を祀つても少しも不思議とせられず。其歸化族の作つた神社も世と共に推移進化して全く日本の神社となり了し今日に及んで居る。半島に於ては儒教信奉の結果古代信仰を打ち毀り、祖神の如きも祠堂の如く無味乾燥のものとなり。一般信仰の神も少しも進化せず淫祠とせられ制壓を蒙り今日の如く凋落したのである。

本章は第四章の地名と共に文中に引用せる凡百の古書及吉田東伍博士の『大日本地名辭書』に資料を採り其れに著者が考證卑見を加補したるものである。

(1)　韓神社　二座　（宮内省・京都府）

『延喜式』神名帳に宮内省坐神三坐　園神社一座　韓神社二座あり、何れも並びに大神と名け月次と神嘗に祀ることを記せり。

『古事記』……故に其大年神神活須毘神の女伊怒比賣を娶り、子大國御魂神、次に韓神、次に曾富理神を生む。

『儀式』園并韓神祭儀　二月春日祭後丑　十二月新嘗會後丑

神祇官、御巫、物忌、神部等を率ゐ、歌舞卽神樂を兩神殿に調ふ。造酒司史生酒部等候、朝神樂料酒一缶を進む、主殿寮殿部共庭燎を供ふ事了り退出、

『古事記傳』には……韓神名義未だ考し得ず。韓は借字か正字か地名などか將韓國に山あるか凡て知りがたし。曾富理神も未だ考し得ず、地名などにやあらむ……。さて當に園韓神と一つに連ねて申しならへる故に、此曾富理神を卽園神ならむと誰れも思ふことにて信に然もありぬべし。但し園神とは別にてもありなむか（彼の宮内省なるは上古よりたま〳〵つねに連ねて申しならへるにこそ）其故は若此曾富理神ならば、韓神の御弟

に坐せば韓國と序次べきことなるに、園韓と序次て其祭禮も園を先にせらる、且彼は園とのみ何の書にも見えて曾富理と云ることなく又曾能と曾富理と言の通ふ由も無ければなり。若しくは韓神の二座のうち、一坐や曾富理神にてあらむ猶よく尋ぬべし。とあり。

『日本紀略』には、此園韓二神に付ての記事多し『延喜式』に祭式・祭料・祭日等の定めあり。『文德實錄』には：齊衡二年九月癸亥、園韓神社を以て名神に列す。『江次第』頭書に、園韓神日傳に云、件の神は延曆以前此に坐す、遷都の時官使を遣はして他所に移し奉らん、仍て宮內省に鎭座すといへり。『古今要覽』。

『神樂歌』に韓神ミシマユフ、カタニトリカケ、我レカラ神ノカラヲギセンヤ、カラヲギセンヤ、ヤラヒデヲ手ニトリモチテ、ワレカラ神ノカラオギセンヤ、カラオギセンヤ、とあり。

『雍州府志』に……園并韓神兩社舊と宮內省に在り後禁庭に移す……。今此社無し惜むべし……とあり。

(2) 韓國伊太氐神社　五　社　（出雲・島根縣）

『延喜式』神名帳　小社中に此の社名のもの左の如く六社あり。

出雲國意宇郡玉作湯神社の坐神として。

同郡揖夜神社の坐神として。

同郡佐久多神社の坐神として。

同國出雲郡阿須伎神社の社神として。

同郡出雲神社の社神として。

外に同郡曾只能夜神社の社神として、韓國伊太氐奉神社あり。

(3) 韓竈神社　（出雲・島根縣）

『延喜式』神名帳　出雲國出雲郡社名の中に此社あり。

(4) 韓國宇豆峯神社（峯一に峯に作る）　（大隅・宮崎縣）

『延喜式』神名帳　小社　大隅國贈於郡の社名中に此名あり。『地理纂考』に……祭神說區々たり。社傳には天兒屋根命を祭る……。一說に五十猛命・韓神・曾富理の三坐なりと云ふ。今大隅始良郡東國分村の大宇上井に在り。（地名韓國嶽參照）

(5) 辛國息長大姬神社　（豐前・大分縣）

『豐前風土記』に云ふ、田川郡鹿春郷昔新羅國の神自かゝ度つて到來す此川原に住す、卽ち、鹿春神宏水之豐州比賣語曾社と曰ふ。神名帳並に風土記に見えず。而して任那新羅國の種也辛編比賣語曾神の垂跡也。

(6) 辛國神社　二　社　（河内・大阪府）

『延喜式』神名帳　小社　河内國志紀郡小八座の中に此社あり。『和泉志』岡村に在り今春日神社と稱す、辛國社あり今丹南郡に屬す。『大日本地名辭書』

(7) 韓國社　韓　神　（大和・奈良縣）

狹岡神社（今韓岡の社と稱す）

韓　神

曾富理神（因神といふソフリとはソノママモリといふ韓語也）

白日神

此三神大歲の神の子也以上立市家祕記に見ゆ。

右『鹽尻』に出づ所在を明記せざるも前書きよりの續きにより大和添上郡の如し。

(8) 韓鉏社　（出雲・島根縣）

『出雲風土記』出雲郡……以上五十八所並神祇官在り……の中に出づ。

(9) 韓級明神（辛科神社　辛科明神）　（上野・群馬縣）

上野國多胡郡辛科郷。『上野名跡志』……韓人を祀つたものとあり（地名辛科郷參照）

(10) 白木明神　（近江・滋賀縣）

近江國伊香郡。（地名白木浦參照）

(11) 新羅神社（新羅明神）　（近江・滋賀縣）

近江國滋賀郡三井寺園滿院の北五町に在り。

『神社考』に……園珍唐より歸朝す忽ち老翁あり船舷に現はれて曰く我は是れ新羅の國の神也汝を擁護すと言記つて已に見えず。珍入京す翁亦來つて曰く我に一勝地あり已に先に相攸め院宇を建立し典籍を庋ふ我加護すと。滋賀郡園城寺に到る明神珍に語

つて曰く、我寺の北野に卜居し而る後與に乘らん。珍問ふて曰く、執舉する者を誰と爲す、明神曰く三尾明神也、此れより新羅の威靈益顯はる……云々。永承七年圓滿院前大僧正行尊始めて新羅の祭祀を行ふ……。『大日本地名辭書』

圓珍は近江園城寺中興開山の高僧にして智識大師と云ふ。弘仁五年三月生る、空海の姪なり、仁壽元年入唐六年、天安二年歸朝貞觀二年二月二十五日勅を奉じて圓敏・增命・康濟等と三井に新羅神の祠を建つ、寛平三年十月寂す。『智識大師年譜』『本朝高僧傳』

『續古事談』には素盞嗚尊を祭りたるものとせり。『輿地志略』に伊豫守源頼義は太だ新羅明神を尊崇し長男快舉阿闍梨は社側に西蓮房を營み三男義光をば當社の氏人と爲し新羅三郎と號せしむ。『尊卑分脈』源頼義の子義光は新羅三郎と號す、園城寺新羅明神の演壇に於て首服(元服のこと)を加ふるの故也。とあり。『園城寺略記』に此社久しく廢絶せしを曆應三年に足利尊氏將軍再興せり。其寄文に……寄進新羅社、右當社は昔外國蠻夷の域に在り本朝君子の列に遷す……とあり。

(12) 白城神社　白木神　（越前・福井縣）

越前國敦賀郡白木浦（地名白木浦參照）

(13) 信露貴神社　信露貴彦命神社　新羅明神　（越前・福井縣）

越前國南條郡今正驛の不老清水と云ふ地に新羅明神あり。式內敦賀郡信露貴神社これにや。『神祇志料』には此新羅明神を式內敦賀郡玉佐々良彦神社とす。『大日本地名辭書』（地名白鬼女川參照）

(14) 新羅訓神社　白岡天神　白岡々主明神　白岡佐伯明神　（播磨・兵庫縣）

幡國飾磨郡白國（今川水村と改む）の四宮明神是なり。蓋し新羅の蕃神とす。『峰相記』『神祇志料』に三代實錄元慶二年白國神に位を授く、延喜式に列したり……。一說に祭る所を國方姫とも云ひ又廣峰の牛頭天王神の新羅より歸り此に留住し後北嶺廣峰に移坐とも曰ふ。『神社記』に白國太神（四宮）の外に白國々主明神・白國佐伯明神あり、微考に云ふ、廣峰神宮相傳ふ。白國は新羅也、往昔廣嶺牛頭天皇新羅に行幸す而して歸朝の時少時此地に坐ます矣、故に白國と云ふ。『大日本地名辭書』

『延喜式』神名帳頭註　白國四宮也。

(15)　白比古神社　（能登石川縣）

能登國鹿島郡田鶴濱（地名白濱參照）

(16)　志牟良大明神　神樂大明神　（丹波兵庫縣）

丹波國氷上郡佐伯郷の西なる山中を神樂谷と云ふ、今村名に轉ず。『丹波志』に云、佐治神は俗に志牟良大明神と稱す。慶長六年奉納の鰐口の銘に神樂大明神に作る……之より西に入れる山村を神樂谷と曰ふ。『同上』

(17)　大狛神社　（河内大阪府）

『延喜式』『神名帳』　河内國大縣郡十一坐並に小社九十座並官幣の中に此神社あり。（地名巨摩郷參照）

(18)　高麗神社　高麗大明神　（相模神奈川縣）

相模國中郡大磯　大磯と北背村高根の界より外數村に山脈分派せる三峰の中央稍高く五百尺其中峰の嶺に高麗神社の上宮あり、下宮其の山麓にあり。山下に供僧坊ありて高麗寺と稱せしが、近年神廟と相分離し僅かに佛堂存す。此神もと高麗三社權現と稱したり。『新篇風土記』に高麗權現は其左右の峰に白山權現毘沙門天を勸請し以上三社の權現と稱す……とあり。『小田原記』に……北條氏綱が別當般若院に緣起を繹ねしに、往昔高麗國より渡海ありて此山上に鎭座すと答へしことを載せあり。『箱根山緣起』に、神功皇后三韓征伐の頃百濟明神を日州に奉遷し、新羅明神を江州に奉遷し、高麗大明神和光を當州大磯の峰に奉遷す。因て高麗寺と名く……とあり。祭神は現在神皇產靈命、天津彦穗邇々伎命を祀つて居る。近世其祭神に種々附會の說あれど、古傳の眞意を推すに、蓋し奈良朝の昔に東國に安置せられし韓人の廟寺にして、伊豆山箱根山の神と同類の廟也。今神奈川縣大磯町の鎭守となる。祭禮は大磯の濱邊照曜崎に神輿を出し大磯より觀音丸權現丸と云ふ舟二隻を出す。神人と呼べる者十戶ありて奉仕す。鍾樓に弘安十一年の鍾を掛く。『高麗郷由來』には續日本紀文武天皇大寶三年四月の條に……、乙未從五位下高麗若光に賜王姓……とある。此若光は故國を去つて皇國に投化するや、一路東海を指し相模灣に入つて大磯に上陸し此處に留住せしが賜姓より十三年の後靈龜二年丙辰に至り駿甲相南總常野七國の高麗人に對し武藏野の一部を賜ひ若光は其郡令に任せ

られ大磯を去つて武蔵の高麗郡に赴きしが。其後も大磯の人々は長く德を慕ひ中峰の麓に高來神社上の宮を齋き又其麓には下の宮を建てゝ其霊を祀るとあり。

祭禮は大祭七月十八日小祭四月十七日でそして隔年に七月の大祭があり、飾船二艘大磯町南下町持の明神丸、北下町持の權現丸を沖に出して、旗數流を立て舟子は單衣の袖を紅青の布で二重にせしを着し五尺位の黒木綿のキレをかむる。一船は神社前かに沖を見てあれば唐船急ぎ八の帆を上げ大磯の方で棹をとり走り寄るよと見るうちから一船は大磯山王町に行き神輿と共に照ケ崎の祭場に行き舟子等祝歌を唱ふ。而して船中には饅採りが前夜より齋戒して乘組み饅を採らしめ、それを船中で調理して神前に供へる古式がある。其祝歌は

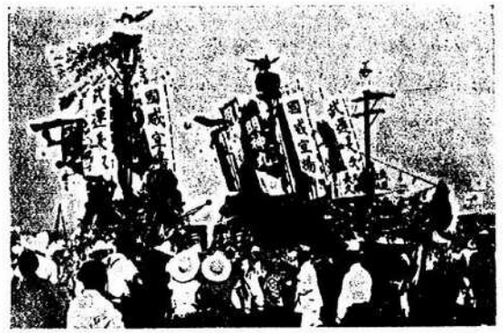

大磯高麗　神社祭禮神舟

抑も權現丸の由來を悉く尋ねれば應神天皇十六代の御時より俄に海上騒しく浦の者共怪しみて遙に程なく岸に船は着き浦の漁船漕ぎ寄せてかの船の中よりも翁一人立ち出でゝ櫓に登り聲をあげ汝等それにてよく聞けよ、われは日本の者にあらず諸越の高麗國の守護なるが邪慳な國を逃れ來て大日本に志し汝等歸依する者なれば大磯浦の守護となり子孫繁昌と守るべし。あらありがたやと拜すればやがて漁師の船に乘り移り上らせ給ふ御代よりも權限樣を載せ奉りし船なれば權現丸とはこれを云ふなれよ、ソウリヤヤンヤイヤン。（寺、相模ノ高麗寺參照）

高麗明神　高麗大宮

（武藏・埼玉縣）

埼玉縣入間郡高麗村大字新堀字大宮に在り。元大宮上の嶺上に在りしを山の南麓に移す。新記に云ふ高麗の大宮は清乘院大宮寺と號す。社傳に曰ふ霊亀二年五月高麗王を始とし千七百九十九人の高麗人當郡に來住し、土地を開き耕作の業を營む。天平二十年高麗王薨す、卽其霊を祀り高麗明神と崇む、又之を大宮明神とも稱ふ。王薨ずるの日鬚髮共に白し仍て白鬚明神とも祭らしむ。

今高麗村新堀に在り大宮明神と稱し近世に至るまで高麗一郡の大祠たり。俗に白鬚明神とも云ふ蓋し蕃別高氏の祖廟也。『大日本地名辭書』

現に祀れる神は高麗王若光・猿田彦命・武内宿禰の三柱なり。高麗氏系圖に……若光の卒するや從ひ來れる貴賤相集つて埃骸を城外に葬り神國の例に從ひ靈廟を御殿の後山に建て、高麗明神と崇め郡中に凶事あらば則ち之に祈る……。とあり。

里人の口碑に、高麗王は其嫡白かりしにより高麗明神を一に白鬚明神と稱へ奉る……云々。後には此分靈を白鬚明神の名のもとに各所に奉祀し中古に於て二十一社の稱あり。後に更に增加して高麗郡はもとより入間・秩父より遠く多摩郡に迄及ぶ。『新篇武藏國風土記』稿には、もとの高麗郡に二十九社、入間郡に九社、比企郡に二社、豐島郡に一社、爲師郡に六社、橘樹郡に一社、多摩郡に七社。武藏國を通じて五十五社の多きに及ぶ。何れも村々の鎭守となり本社を特に高麗惣社と稱へたり……。『高麗郷由來』

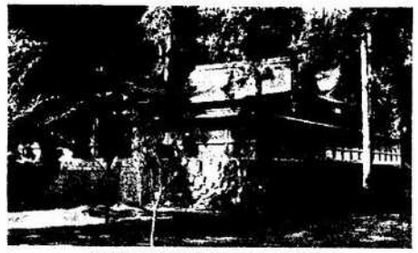

高麗神社（埼玉縣入間郡高麗村鎭座）

此神社の社格は今村社なり高麗氏は若光より正系五十七代高麗典丸氏（慶應三年生現存）に至るまで連綿として傳はり爲葉繁昌せり。（寺、勝樂山高麗寺參照）

(20)

中宮百濟社　　百濟王靈社　　（河内・大阪府）

河内國北河内郡山田村の大字中宮の西南に接す。『名所圖會』に云ふ、今山田村に中宮百濟王靈社存ず、古は伽藍ありしが後廢して礎を殘すのみ。傳へ曰ふ桓武帝交野遊獵の行宮にして百濟王氏の宅也其族多く此に居す。

中宮の北十二町を法宮と云ひ、西六町を禁野と云ひ、西南十二町を田宮と云ひ、東南十町を池宮と云ひ、古墳冢諸所に散在す。百濟王氏の墳墓此間に外ならず。

『日本逸史』延曆十二年錢三十萬及長門・阿波兩國の稻各一千束特に河内國交野百濟寺に施入す。

交野離宮址　中宮百濟社卽是なるべし『續日本紀』延曆六年……藤原繼繩妻百濟氏に正四位を賜ふ、百濟明信に從三位を賜ふ。（寺、河内百濟寺參照）

現今山田村大字中宮に小さき神祠百濟王神社存在す。此社地の直東雜木林の中に百濟寺の塔の基石存ず。

(21)

百濟大宮　　（攝津・大阪府）

大阪府十市郡飯高村。『日本書紀』舒明天皇十一年秋七月詔して曰く、今年大宮及大寺を

造作らむ。則ち百濟川の側を以て宮處と爲す是を以て西の民は宮を造り東の民は寺を作る……十二月百濟川の側に九重塔を建つ。（寺攝津百濟寺參照）

第三章　佛

(1) 高麗權現　（相模神奈川縣）

相模國中郡に在りしこと神社相模高麗神社の項に出づ。

(2) 百濟權現　高麗權現　（相模神奈川縣）

相模國足柄下郡箱根山八坂町の左

『箱根神社神祇志料』に云權現堂又權現社と云ふ鎌倉時代の時崇敬大に加はる箱根神は天平寶字元年僧滿願夢に三神の告あるを以て靈廟を設け三客を一社に崇め奉り箱根三所權限と云ふ。『箱根山縁起』按ずるに箱根社は神・佛・道の三教調合の靈場にして其百濟權現もしくは高麗權現と稱せられし蕃種が仙人の化身を現はして神佛に和同すること最注意に足らん。

(3)　白木妙見　　（肥後・熊本縣）

肥後國葦北郡。（地名白木寺參照）

第四章　寺

(1)　百濟寺（クダラデラ）　　（近江・滋賀縣）

近江國愛知郡　今高井村に在り。近年中野園市原及び大覺寺百濟寺等を合同して角井と改む愛知川驛の東二里餘。（以上地名として）

百濟寺は又久多良寺と曰ふ。百濟國人の蒲生・神崎兩郡に配置せられしこと天智紀に見ゆれば其故跡なるべし。中世より比叡山に依屬したり。近世は寺領百五十石を領し百濟の僧院と稱せり。『京華要誌』釋迦山百濟寺は聖德太子の創立にして百濟國僧の住持したるにより其號あり。往古は三百坊の寺院ありしが慶沿革の末寛永中本堂再建の綸旨を賜はり、慶安三年落成す。『參考源平盛衰記』壽永二年七月木曾義仲蒲生に陣取り使を百濟寺に遣はし糧を乞ふ僧侶衆議して五百石の兵粮を送る。木曾其志を感じて當寺の御油料として押立五郷を寄進せり。『飛鳥井亞槐集』應仁亂世以來近江國柏原へをり〈下りてすみ侍りし比、おなじ國百濟寺西谷の曼陀羅堂の前に鞠懸あり三本關たるを植繼た

きよし彼寺僧ども類望侍る……。

(2) 百濟大寺　(攝津大阪府)

大阪府十市郡飯高村神社百濟大宮參照)

『日本書紀』に云舒明天皇十一年百濟の大宮及大寺を百濟川の側に造作す、九重の塔を建つ……。

『大安寺緣起』に云、上宮皇子熊凝寺を以て舒明天皇に附く、歲次己亥百濟川の側に於て子部社を切排きて寺家を定め九重の塔を建つ、三百戸の封を入賜す。號して百濟大寺と曰ふ。『三代實錄』に云ふ、昔日聖德太子平群郡熊凝道場を建つ、飛鳥岡本天皇遷して十市郡百濟川の邊に建つ百濟大寺と曰ふ。子部大神寺の近側に在り、怨を含み屢堂塔を燒く。天皇高市郡に遷し立て高市大宮寺と曰ふ。『書紀通證』に云ふ今塔の址廣瀨郡百濟屬邑二條に在り。『拾芥抄』に曰ふ大安寺本と百濟寺と名く。『日本書紀』『元亨釋書』『大安寺緣起』等に天智皇七年大に百濟大寺を修し丈六の佛像を置く。『帝王編年紀』『扶桑略記』天武天皇二年更に之を高市郡夜倍村に移し高市大寺と曰ふ。『名所圖會』に云ふ百濟寺址僅かに殘りて毘沙門堂あり。『萬葉集』高市皇子城上殯宮の時の歌に

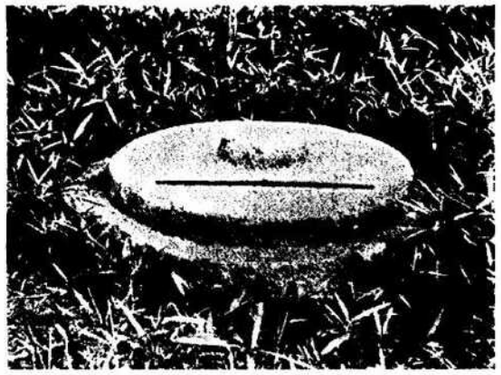

河內百濟寺址西中心礎

皆さへぐ百濟の原内神葬り葬にまして云々　同上に

百濟野のはぎのふる枝に春まつと居りて鶯なきにけむかも

(3) 百濟寺　(河內大阪府)

大阪府北河內郡山田村。

『日本逸史』延曆十三年河內國交野郡百濟寺に入る。特施錢三十萬五百及長門稻三萬一千束。

『西宮記』百濟王を以て交野の檢校と爲す、其族多く茲に居る。百濟廢寺同村百濟王廟域内に在り、礎石尙存す。延曆二年帝遊獵百濟寺に五千束を施す。(神社中宮百濟社參照)

(4) 百濟寺　(攝津大阪府)

攝津國東生郡位置不明大阪府東成區内。『日本書紀』敏達天皇六年十一月百濟王遣

使大別王等に付して經論若干卷并に律師禪師比丘尼呪禁師造佛工造寺工の六人を獻る。遂に難波の大別王寺に安置せしむ。（神社百濟大宮・地名百濟野參照）

(5) 高麗山勝樂寺　（武藏・埼玉縣）

埼玉縣入間郡山日村。

長爾山佛藏院と云ふ。天喜治曆の頃は武藏隨一の大伽藍たり。寺の緣起に百濟より來朝せし王仁五世の孫王辰爾が開祖なりと云ふ。又高麗氏系圖に天平勝寶三年辛卯僧勝樂寂す、弘仁其弟子聖雲と同じく遺骨を納め一宇を草創し勝樂寺と云ふ。聖雲は若光の三子也とある如く高麗王若光の三子聖雲が其師僧高句麗人勝樂の冥福を祈らんが爲に勝樂が高句麗より携へ來つた觀音天を安置し開基したもので、現に高麗山聖天院と稱して末寺五十四を存する古刹がそれである。若光の墓は此寺の左側池畔老杉の間に在る多重塔でこの塔は純然たる朝鮮樣式である。『高麗郷由來』（神社・高麗明神參照）

(6) 高麗寺　（相模神奈川縣）

相模國　大磯町（神社・相模高麗神社參照）

(7) 高麗寺　高來寺　（筑前福岡縣）

筑前國糸島郡怡土村。

『大宰府管内志』に……高麗寺記に、弘安四年蒙古兵二萬人那珂河邊に於て之を斬る、高麗人の首を以て此地に埋め寺院を建立し亡靈に供養す。之に因て高麗寺と號す……。此寺の遺跡は（今怡土村大字高來寺）北の方山の上に在り、近世迄礎など殘りてありとぞ、今畑になりて其邊を堂地畑と云ふ、其下に今纔なる觀音堂あり。

『續風土記』に云ふ、高來寺村に巢井山靈鷲寺あり聖武帝の勅願にして清賀上人建立の藥師堂あり

(8) 高麗寺　狛寺　（山城・大阪府）

山城國相樂郡　今大阪府内遺跡不明。

『今昔物語』山城國高麗寺榮常謗法花得現報語の項に……今は昔山城國相樂の郡に高麗寺と云ふ寺有り、其の寺に一人の僧あり名をば榮常と云ふ……亦同郡の内に一人の俗人あり、此の俗彼の榮常と得意也、而るに俗高麗寺に至て榮常が房に行て榮常と向て

碁を打つ。其の時に乞食の僧其の所に来て法華經の□□品を誦して食を乞ふ、常常此の乞食の誦する經の音を聞て咲ふ、故に日を嚙めて音を横なはして乞食の音を學ぶ。俗之を聞て碁を打つ詞に、穴恐しと云。而る間自然ら俗は毎度に負く、其の癖常忽に居乍ら口嚙みぬ……云々。（地名大狛郷下狛郷參照）

(9)　狛坂寺　　（近江・滋賀縣）

滋賀縣栗太郡金勝村金勝寺西方の山上に其舊址を存す。『近江國輿地志略』によれば、此寺の縁起は近江蒲生郡の狛長者が元と所感の尊容たる閻浮檀金の觀音立像一尺許のものが嵯峨天皇の皇妃檀林皇后に傳はりしを、金勝寺の願安が之を得て金勝寺（現存）に安置せしが同寺は女人結界にして結縁普ねからざるより。別に狛坂に寺を建立し此の尊像を安置したれど、回禄の災の後金勝寺に移置せりとあるも。今此像は存在せず狛坂寺の建創は弘仁六年なりと傳へらる。

第五章　地　名

日本に殘れる雜林半島の國名に因める地名は、其十中八九までが半嶋移住民集團地及其蒙族の居住地に名けられたるもので。其外に内鮮交通の要衝及半島に何等かの縁故を有すにより其名を呼ぶに至つたものもある。而して往古は斯かる名稱の土地が甚多かつたが、年を經るに從ひ其縁故が薄らぎ消滅して其名稱も絶えたるものもあり。又同化上より其他の理由により、故らに其國名々稱の文字を變更し、音の似通ひしもの例之は(1)高麗を巨摩とし新羅を志良木としたるが如き又(2)全然別箇の名稱となつたものがある。此(1)に屬するもの丶中には、今日より考えて其縁由不明のものが甚多い。本章には其縁由の明かなるもの及其縁由を推定し得らるるもののみを擧げた。故に本章に掲げたる外に猶甚多く此種の地名が全國に分布されて居たことを稽へらるゝ。何が故に斯る名稱が多かつたかと云ふに、夫れは畢竟第六章に述ぶるか如く、半島人の集團地移住卽歸化の多かつた爲に外ならぬ。本章に擧げたる以外に初から其半島國名に關係なき地名を有せし半島移住者聚落が甚多く、それ等には夫々別の地名あることは言ふ迄も無い。

以下本章の記述は主として吉田東伍博士の大日本地名辭書の記載を採り。之に日本地名辭典の記載を加え猶著者が他の文獻より採りたるものを補加したるものなり。文山「按するに云々」とある如き考證は皆吉田博士の意見なりと知るべし。

(1)　唐國　唐岡村　（和泉・大阪府）

和泉國北松尾村　今の泉北郡北松尾村　『岸和田氏軍狀』延元二年六月岸和田族唐國と云ふ所に馳向ひ敵の居所を燒拂ふ云々。『和泉志』唐國村　韓國氏居る地也。（姓氏唐國參照）。

(2)　辛國池　（攝津・大阪府）

『和泉志』辛國神社岡村に在り。今存日と稱す。社地辛國の池有り、今丹南郡に屬す。

(3)　韓人池　唐人池　唐古　（大和・奈良縣）

大和國磯城郡川東村大字唐古に在り。『應神紀』七年九月高麗人・任那人・新羅人竝に來朝けり。時に武内宿彌に命して諸の韓人を領ゐて池を作らしむ。因りて以て池を名けて韓人池と號ふ。

『夫木集』輕島ノ明ノ宮ノムカシヨリツクリソメテシ韓人の池」

(4)　唐橋　辛橋　唐橋里　唐橋町　（山城・京都府）

初め橋名・後に地名。山城國葛野郡七條村の大字なりしが今京都市下京區の町名となる。唐橋は舊右京西大宮通の九條坊門にあたる。東寺(東教護國寺)と相對して西寺の在りし所。本と九條坊門の別名なりしが其起因詳かならず。今基址を土壇に存す古來歌枕の名所たり。『懐中抄』「ウキ世ニハ行カクレナム世ノ中ニナカラヘシノフ人モアリトヤ」。

『三代實錄』天慶三年九月廿五日壬子、是夜鴨河辛橋火く。『本朝世紀』天慶三年五月二十七日戊辰中納言實賴卿師□卿已下諸卿并少納言、外記、史生使部以下相率ゐ陽明門より出で河原賀茂下社に出づ韓橋北邊に至る。巡檢の事あり。『玉勝間』鴨河の韓橋　此橋は鴨河のいづこばかりにか在けん。

『二水分流記』大永七年十月武家御陣東寺の西西寺にて道永(細川高國)唐橋里に在り。

『歴代編年集成』には辛橋とあり。『太平記』「辛橋ヤシホノ小路ノヤケシコソ桃ノ井ドノハ鬼味噌ヲスル」の歌あり。

(5)　唐物町　（攝津・大阪府）

大阪の町名。今東區内、北は南本町、南は北久太郎町に並行し東西に通せる町。『今宮心中』に此町名出づ。久太郎町がクダラの轉とすれば、唐も朝鮮に關係ありとすべし。(37)參照。

(6)　唐崎　辛前　韓崎　唐崎　可樂崎　（近江・滋賀縣）

近江國滋賀郡滋賀村大字辛崎。同帝嵯天皇弘仁六年夏四月癸亥、近江國滋賀韓崎に幸す。『萬葉集』第一「ササナミノシガノ辛崎サキクアレド大宮人ノ船マチカネツ」人麻呂。

瀬田唐橋（近江名所圖繪所載）（一）（二）

滋賀里の東十五町琵琶湖沿の地を云ふ。今下坂本村の地名。有名なる近江八景の一たる唐崎の松を以て名高し。『盛異記』には辛前。『輿地志略』には韓崎。『類聚國史』には可樂崎。『蜻蛉日記』『東鑑』には唐崎とす。『日本後紀』桓武天皇延曆二十三年二月、近江國志賀郡可樂崎に

緣由不明なれど近江は三韓關係の深き地なればこれに關れるものなるべし。（唐橋參照）

(7)　辛之埼　又辛浦　天カラ　（石見・山口縣）

石見國邇摩郡託農郷　今の宅野村の海岸に辛浦、辛埼の名殘れり。『萬葉集』柿本人麻呂妻に別れて石見國より上り來る時の歌に「角サハフ石見ノ海ノ言サヘグ辛ノ埼ナルイクリニゾ」云々。『八重葛』に云ふ、辛浦は宅野村にして又古登多加磯といふ……。『九州道記』天正天皇十五年……廿九日石見の大からと云ふ所に泊りて明るあしたに仁間と云津まで行く……とあり。今の那賀郡野津村の東北眞島に對する岬崖の邊に當るか。

(8)　唐橋　辛橋　韓橋　（近江・滋賀縣）

近江國栗太郡勢多郷勢田橋を俗に唐橋と呼ぶ。此勢多橋は大津宮朝廷の時既に其名見ゆ。『三代實錄』貞觀十三年勢多橋火燒太半。『延喜式』凡そ近江國勢多の橋を修理す、用途帳、朝集使に附し毎年進上之が勘會に供ふ。『三代格』……延喜二年大政官符　應置守韓橋丁二人事……とあり。『書言字考節用集』勢多韓橋又作辛橋

『東海道名所圖會』瀨田橋　志賀郡粟太郡の堺なり。小橋長さ二十三間、大橋長さ九十六間、中に島あり、高欄葱寶珠は造替毎の年號を鐫す。一名青柳橋。和歌に瀨田長橋或は から橋とゝろきの橋とも詠り。或記に曰ふ唐人此橋を通る時外國にも亦比類無し、小國には過分なりと賞して、廣輿記にも書記しけるといひ傳ふ。

此名のユヱレに付ては韓國樣の架橋なり、又からみ橋の略なりとの說あるも何れも信憑すべからず。唐崎の如く半島關係の緣由なるべし。

(9)　唐城郷　　（遠江靜岡縣）

遠江國城飼郡『和名抄』城飼郡鹿城郷、訓加良古。今の小笠郡の內に該る。荒木郷奈良野の西北、又今の上內田村下內田村の邊なりとも云ふ。『書紀通證』天武紀四年十月筑紫より唐人三十日を賞る則ち遠江に遣して安置らしむとあるを引きて唐城郷は此唐人の安置せられし邑かと註す。

(10)　辛科郷　　（上野群馬縣）

上野國多胡郡『和名抄』多胡郡辛科郷、訓加良之奈、其地今の多野郡吉井町多胡村の邊に當る。本國神明帳に多胡郡從二位辛科明神とあり。今多胡郡大字神保に在り。『續日本紀』韓級に作る。『名跡考』には韓人居住の地にて其神廟を韓級と名けたるに由るかとあり。

シナなる地名には生品・並科・立科更科など例多くシナは樹名にて古人其樹皮を採りて布を造る、神樂歌に「木綿つくる科の原」といふ者是なり。されば韓級とは其木綿つくる科の一種にカラシナありしを地名に轉せるのみ、或は韓種の科木又は粘敗の科木の意に出し如し。

(11)　唐ヶ原　　（相模神奈川縣）

相模國中郡　大磯町の花水川の海邊より平塚町の海邊に亙る地名。此地は神社の章高麗神社に於て述べたる如く高句麗人との關係深き地なれば其緣故により名けられしものならむ。

(12)　辛犬郷　　（信濃長野縣）

信濃東筑摩郡『和名抄』筑摩郡辛犬郷、訓加良以奴。『三代實錄』辛ノ犬甘秋子、元犬養氏の住後高麗人來りて占居す：此地今の松本市の一部及東筑摩郡岡田村・本郷村の邊に

當る。往時國府此地に在りしと云ふ。

(13) 唐子村　唐子橋　上唐子　下唐子　（武藏・埼玉縣）

武藏國比企郡　今神戸右橋・萬袋を併せて唐子村と呼ぶ。野本村の西に隣る。唐子橋は都幾川の北なれど神戸・萬袋は川の南にして岩殿山の北に方る。上唐子には氷川社を鎮守とし、下唐子には白髭社を鎮守とす。白髭明神は高麗明神の別名にして歸化高句麗族に關係あること神社の章に述べし如し。此カラも高句麗族に關係あるものならむ。『關東合戰記』永享十二年村岡合戰の條に、長棟庵主は七月八日神奈川を立て野木唐子に逗留し云々……とあり。『大平記』武藏野合戰の條に唐子氏の名出づ。

(14) 辛川郷　（下總・千葉縣）

『和名抄』下總國匝瑳郡辛川郷、其地詳かならざるも今の海上郡富岡村矢指村等の邊に當るか。

(15) 韓濱　（播磨・兵庫縣）

播磨國揖保郡『播磨風土記』揖保郡の條に……神島　神島と稱する所以の者は、此の島の西邊に石神在す、形佛像に似たり故に因て名と爲す。此の神の顏に五色の玉あり又習に流涙あり、是亦五色、泣く所以は品太天皇の世新羅の客來朝す、仍て此神の奇偉を見て以て非常の珍玉と爲す。其面上を屠り其一瞳を掘る、神由つて泣く。是に於て大に怒り卽ち暴風を起し客船を高嶋の南の濱に漂沒す、人悉く死亡す。乃其濱に埋む、故に號して韓濱と曰ふ。韓人の破船流す所の物此嶋に漂ひ就く、故に韓荷島と號す。

(16) 韓荷嶋　辛荷島　辛味島　（播磨・兵庫縣）

播磨國揖保郡室明神の山より東南一里許の海中に在る小島。『名跡志』揖西郡唐荷嶋。『萬葉集』卷六、三年丙辰秋九月十五日播磨國印南野に幸す辛荷島を過ぐる時、山部赤人作歌竝短歌に此島の名あり。緣由は前項に併せ記せり。『播磨風土記』に韓荷島は韓人破船漂ふ所の物此島に漂就く故に云ふとあり。

(17) 韓泊　（播磨・兵庫縣）

播磨國印南郡的形村大字福泊の海邊。『本朝文粹』に、三善清行重ねて播磨國魚住泊の

修復を請ふ封事の中に……臣伏して見ふ山陽西海南海三道舟船海行の程櫂生泊より韓泊に至る海一日行韓津より魚住泊に至る一日行魚住泊より大輪田泊に至る一日行……韓泊より輪田泊に指輪冬月風急暗夜星稀なる至る舳艫の前後を知らず濱岸の遠近を辨ずる無し……云々。

(18) 辛室郷（カラムロノサト）　韓室里（カラムロイサト）　（播磨・兵庫縣）

兵庫縣飾磨郡曾谷村地方の舊稱。『和名抄』餝磨郡辛室郷。高山寺本『和名抄』に辛室今安室に改むとあり。『播磨風土記』韓室里（カラムロイサト）……右韓室と稱するは韓室（カラムロイサト）首等の上祖家大に富饒韓室を造る故に韓室と稱す。

(19) 辛島郷（カラシマノサト）　（豐前・大分縣）

豐前國宇佐郡『和名抄』宇佐郡辛島郷『宇佐大鏡』に云辛島田數二百卅町御封也。『天智紀』十年の條に筑紫の人唐島勝裟婆等唐より還り來るとあるは居により氏となせしものなるべし、今驛館村是也、大宇に辛島存す。

(20) 韓良郷（カラトノサト）　韓泊（カラトトマリ）　唐泊　韓亭　可良浦　（筑前・福岡縣）

筑前國糸島郡『和名抄』志摩郡韓良郷。『筑前國續風土記』志摩郡　唐泊　今津より一里半西にあり。海邊なり萬葉集十五卷に志摩郡韓亭とかけり。むかしは今津に異國の船來り集りしが此處も今津と其浦めぐり連なりて近きゆへ、韓人の宿する亭を置かれしにより韓亭といへるにや。亦能古島と唐泊とその間二里餘の海を隔てたれどもむかひに相對して近く見ゆ。

『萬葉集』十五、遣唐使筑前國志摩郡の韓亭（カラトマリ）に到る船三日を經、時に於て夜月の光皎皎流照旅情悽噎、各心緒を陳ぶ聊以て歌を載す……とあり。其歌六首の中に『可良等麻里、能許ノ宇良浪タタヌ日ハアレドモ、家ニコヒヌ日ハナシ』『沖邊ヨリ潮滿チ來ラシ可良ノ宇良ニアサリスル田鶴鳴キチサハギヌ』

今糸島郡の北方海上に突出したる玄界島を含む北崎村の地、又小田村の地なるべし。

(21) 辛家（カラヤ）　唐坊　（筑前・福岡縣）

『和名抄』宗像郡辛家郷。此地今詳かなざるも宗像郡津屋崎町に唐坊の地名あり。或

は其郷域か。

(22)　加唐島　（肥前・佐賀縣）

肥前國松浦郡　今西松浦名古屋村に屬す。『日本書紀』雄略天皇五年六月の條百濟の加須利君の婦筑紫の各羅島に於て船中に子を産む仍て此兒名けて島君と曰ふ。百濟人此島を呼んで主島と曰ふ。

(23)　辛家郷　（肥後・熊本縣）

肥後國菊池郡　今加茂川村なるべし、大宇加惠あり。蓋し辛家の訛なり。此地は水島郷の南にして菊池川泊間川の二水其南北を流れ郷西に於て相會す、『和名抄』菊池郡辛家郷。

(24)　辛家郷　（肥後・熊本縣）

『和名抄』肥後國宗像郡辛家郷。

(25)　韓ノ埼　（對馬・長崎縣）

對馬國鰐浦の東北十餘町にして本島の北限なり、一名丸山崎。

(26)　韓家郷　唐坊　（日向・宮崎縣）

日向國兒湯郡『和名抄』兒湯郡辛家郷。今の兒湯郡内ならんも詳かならず。今宮地村の中に唐坊と名くる地名あり。

(27)　唐港　（薩摩・鹿兒島縣）

薩摩國川邊郡坊津　今西南方村と改め一字坊と泊の二に分つ。『百圖考』唐港とは坊津の別稱也……むかし唐土諸蕃の客船ゐこゝに輻湊し本邦三津の一なるを以て唐港といへり。『松葉集』「輻メドモ蟹ノコダニモ見エメカナ、如何ニスベキカカラノミナトニ」の歌あり。

(28)　韓國嶽　（大隅・宮崎縣）

大隅國姶良郡霧島の西峰、又西嶽とも云ふ。霧島火山群の最高峰、標高一七〇〇米にして宮崎縣西諸縣郡飯野村小林町と鹿兒島縣姶良郡牧園村霧島村との四村境界に峙つ。延喜式の贈勲郡韓國宇豆岑神は大嶽の靈を山下なる地、今の敷根村に望祭したるにや。又『古事記』高千穗の峰に天降の段に……竺紫の日向の高千穗の靈異ふる峰に天降りましき……の次に……ここに薦肉の韓國を笠沙の前に求ぎ通りて詔りたまはく。此地は朝日の直刺す國夕日の日照る國なり。かれ此地ぞ甚と吉き地と詔りたまひて底津石根に宮柱太しり高天原に氷椽高しりてまし〳〵き……。とある高千穗宮も蓋し此山南にして、所謂韓國は卽峰名なるべし。韓國の名稱は『日本書紀』に蕩尖之空國とあるに出でしとの說あり。山麓の俚人はカンコク岳と呼ふ。『宇佐託宣集』に天國排開廣庭天皇御宇三十二年辛卯豐前國宇佐郡菱形大尾山に靈異あるの間大神比義祈申之時天童現はれ言ふ。辛國の城に始めて八流の幡を天降して我は日本の神となれり……云々。

(29)　唐人町

（薩摩鹿兒島縣）

『本朝陶器攷證』薩摩　年古し同國に、唐人町とて朝鮮人の末一ト所に居て總髮にて燒物を業とす。

(30)　唐人町

（土佐高知縣）

高知市の町名、鏡川畔に沿ふ。『南路志』長曾我部氏高麗陣の時、韓人三十人を召捕り居宅せしめられし地也。慶州の士朴好仁は妻子ありて其子を秋月長次郎と云ふ。

鞆曰く、此唐人町は文祿慶長の役に長曾我部元親が朝鮮より率ゐ來りし俘虜に特に保護を加へ、此一區を與へ豆腐の製造を獨占業とせしめしと謂はれ。鞆の幼少の頃に於て一町大抵豆腐製造を業とし、全然同化し他の者も毫しも之を異國人扱ひするが如きことなかりし。

(31)　唐人町

（肥前佐賀縣）

唐津城主寺澤廣高か文祿の役朝鮮より率ゐ來りし朝鮮人の一團に城內の一部に住居を與へ此所を唐人町と稱し陶器を燒かしむ。廢藩と共に中絕せしが近年再興す。現在唐津市に此町名殘れり、昔時の朝鮮人子孫たる陶數馬と稱する人現存す。

(32)　百濟郡

（攝津大阪府）

攝津　住吉、東生兩郡の間共地大凡住吉、東成二郡に分屬せしが今は大半大阪市に入る。四至不整の小郡なりき。後世闕郡と改稱し郡境頗ふる異動あり、近世に及び此闕郡も全く廢せられ、其地は住吉、東生に分隷したり。『和名抄』百濟郡訓久太良、三鄕に分る。『和名類聚抄』には攝津國中に百濟(久太良)郡見ゆ。『攝陽群談』卷一に云ふ、百濟郡此郡名今闕名せり。『續日本後紀』卷一に云ふ、攝津國百濟郡荒廢田二十七町の野を以て源朝臣勝に賜ふ云々。故に故老俗傳に云ふ、百濟郡東部(ヒガシベ)・西部(ニシベ)・南部(ミナミベ)の郡里相共に仁德帝の御宇海潮逆上して西浦に流入といへど『和名抄』に所載あり、後世百濟の郡里を闕て東生の大郡に結ぶ因て中古の人東生闕郡と書り。近歲闕の字も除て百濟の郡里斷絶せり。また百濟郡に就きては『宅山石』初編に云、上古は攝津國に百濟郡といふ有りて東生郡と住吉郡との間に在りて十三郡にてありしが、いつの頃にか東生と住吉の兩郡に分併せられて今は百濟郡なくして十二郡となれり。按ずるに足利家の天文縄の記錄、豐臣氏の天正總檢地の記錄には共に攝津國十三郡と記されたれば、百濟郡の廢られたることは文祿より以後にして遠からぬ世の事也。

『和漢三才圖會』攝津國西成郡の條に云、按ずるに昔百濟郡は住吉郡の北に在り、何時か其名を失ふ俗に缺郡と爲す。今東生郡に屬す、但天王寺の東門の東に百濟寺の舊地有り。

『續日本紀』桓武天皇延曆十年八月壬子、攝津國百濟郡人正六位上廣井造眞成に姓連を賜ふ。『續日本後紀』仁明天皇天長十年四月己卯攝津百濟郡の廢荒田二十七町を以て源朝臣勝に賜ふ、『細川兩家記』に云ふ、細川高國方の桑切まけて大將分皆々討死する、雜兵以下三百餘人討死するなり、殘る勢はいづみの境へ漸々逃入也、然はその日(永正七年七月二十三日)に細川澄元方缺郡中島まできり上る……、天文十二年十月十二日に、細川氏綱缺郡内の喜連杭全と云處へ御出張候へども、泉州横山合戰玉井總じて引退候間同十九日に則氏綱も御歸陣也……云々。

(33)　百濟(クダラ)

(攝津大阪府)

攝津國泉北郡『仁德紀』四十三年九月依網(ヨサミ)阿弭古(アビコ)異鳥を捕へ天皇に獻ず。酒君曰ふ此鳥多く百濟に在り則け得てば能く人に從ふ、亦捷く飛して諸鳥を掠む。百濟の俗此鳥を號けて俱知と曰ふ。(是今の時の鷹也)乃ち酒君に授けて養馴(カヒナラ)けしむ。今泉北郡西百舌(ニシモズ)鳥村の大字として此名殘る。

(34)　百濟(クダラ)川

(攝津大阪府)

摂津國東生郡　大阪市の東南部を北流して寝屋川に入る今平野川と稱す。もと百濟郡が今の大阪市の東南部に在り、此所より流れ來るを以て此名あり。河内龍華川の末流にして平野郷を過ぐを以て平野と名く。『古今集』『名物六帖』「クダラ川カハ瀬ヲハヤミユクアカ駒ノアシノ浦マニヌレニケルカモ」。『夫木集』「世ノ中ニ沈トナラバ百濟川ナガレウセヌル我身トモカナ」。『攝陽群談』に云百濟川東生郡に屬す、今謂小橋の東平野川を指り。『宅山石』初編に云百濟川今の平野川これなり。桓武天皇の延暦七年に和氣朝臣清麻呂これを開く、此の流の末、古は天王寺の西を經て木津の郷を經て海に入りしとも云ふ。これ百濟郡の川なるが故に百濟川と稱せしなり。

(35) 百濟驛　（攝津・大阪府）

大阪府住吉區杭全町に在り。省線西本線の一驛明治四十二年設置。

(36) 百濟野（クダラノ）　（攝津・大阪府）

攝津國東生郡　今大阪市東成區生野町、天王寺の東方『攝陽群談』巻八に云ふ、百濟野東生郡小橋村より天王寺に至の間に屬す。『地名辭書』に云ふ、今生野村及鶴橋村大字岡村木野（ノ）飯餌野等の地なり。百濟寺址は今生野村舍利寺是也。『靈異記』に云、尺義覺、なる者本と百濟人也其國破るゝ時の後岡本宮御宇天皇齊明の代我が聖朝に入る、難波百濟寺に住す。『萬葉集』「クダラ野ノ萩ノフル枝ニハルマツト、スミシ鶯ナキニケルカモ。」攝津志』元百濟郡内にして東に百濟川（今の平野川）流れ中央に百濟寺の址あり。（寺攝津百濟寺參照）

(37) 百濟町　久太良町　（攝津・大阪府）

大阪市内『宅山石』初篇に云今大阪に南と北との二條あり。これは從來久太郎（クタロウ）と假名（ガナ）にて記し來りしを、土俗のいつのまにか字音に久太郎（クタロウ）と讀み誤へて、遂には堀久太郎の屋敷跡なりなど云ふ附會の說を爲せり。堀氏大阪に邸第のある頃には左衛門督に任官せられたり。天正十七年豐臣家金配の記錄には、北庄侍從と見ゆ。堀は豐臣家の故老の寵臣にて、威權あり、さるに其の頃誰か久太郎と呼ぶ者あらんや。

(38) 百濟郷（クダラノサト）　（河内・大阪府）

河内國南河内郡『和名抄』錦部郡百濟郷。『蔵遠紀』十二年百濟の僧日羅の死したる

後其妻子を石川百濟村に居らしむ。今河內國南河內郡彼方村長野村市新野村等に擬すべし。

(39) 百濟村　（和泉・大阪府）

和泉國大鳥郡『和泉志』大鳥郡百濟村。『續日本記』承和六年八月加賀國人正六位百濟公豐眞本居を改め左京四條三場に貫附す豐眞の先は百濟國人也。

(40) 百濟　（和泉・大阪府）

和泉國泉北郡　今西百舌村の大字となる。『姓氏錄』に云、和泉國諸蕃　百濟公百濟國酒王の後より出る也。

(41) 百濟川　（大和・奈良縣）

奈良縣奈良盆地の西南部を流るゝ重坂川の一名、北葛飾郡百濟村の東部を流るゝを以て此稱あり。

(42) 百濟　百濟池　百濟村　（大和・奈良縣）

百濟　大和國北葛城郡の東部高田町の東北方、西南は瀨南村、西北は箸尾町に隣、東は磯城郡平野村に界す、東は蘇我川西は葛城川（廣瀨川）の間なる村落也。應神帝の朝に百濟・新羅人等歸住したるに因り此名あるべし。『敏達紀』元年四月百濟の大井に宮造りたまふ。『河內志』此大井を以て百濟郷に求め今の川上村大字太井に擬すれども、太井は造宮あるべき地位に非ず必定大井宮址も大和百濟邑へ求むべきのみ。

百濟池『古事記』應神天皇の條に……また新羅人まゐ渡り來つ、是を以て建內宿禰の命引き率ゐて堤地に役立ただせて百濟の池を作る。『大和志』に云、百濟村の西廣さ四百畝百濟宮址。『舒明紀』十一年七月詔して曰く、今年大宮及び大寺を造作らむ、則ち百濟川の側を以て宮處と爲す。是を以て西の民は宮を造り東の民は寺を作る……。同十二月百濟川の側に九重の塔を建つ。『書紀通證』に云ふ百濟宮址今半ば十市郡飯高村に入ると……按ずるに百濟川卽重坂川なり、飯高は今平野村に屬す。天武紀壬申の亂に大伴連馬來田の弟吹負が兵を起したる百濟家も此地に在りしなり。紀に云馬來田先づ天皇に從つて東國に赴く、吹負倭家に留まる、謂へらく名を一時に立てんと寧ろ艱難を欲し卽ち一二族及諸豪傑を招く僅かに數十人を得たり。密かに留守の司坂上直熊毛と之を議す、高市皇子を詐稱して兵を百濟家に繕ふ。

初め百濟大寺は聖德太子が熊蘇(今の生駒郡昭和村額田部)に建て、之を舒明天皇に委囑し、天皇は其囑により百濟川卽ち今の八重坂川の側に移されしなり。然るに火災に罹り皇極天皇遺志を繼ぎ再建せんとせしも果さず。天智天皇遺詔により更に百濟大寺を造營して丈六の佛像を置かせらる。其後天武天皇の時これを高市郡夜塔に移し高市大寺又大宮大寺とも稱す。都の奈良に移るに及ひ之を新都に移し南都七大寺の一となる。元の百濟寺は大字百濟に在り、荒廢の後弘仁中空海中興せるも再度の火災により衰微す。江戸時代修補再興す。(神社・百濟大宮。寺百濟寺參照)

(43) 百濟野(クダラノ)　百濟原(クダラハラ)　百濟村(クダラムラ)　(大和奈良縣)

今の奈良縣北葛城郡百濟村の地を云ふ。歌枕として鶯・百合・萩・鶉等の名所なりし。『夫木集』「百濟野ノチガヤガシタノ嫗百合ノネモコロ人ニシラレヌゾウキ」

(44) 百濟寺(クダラデラ)　(近江・滋賀縣)

元と寺名後地名　近江國愛知郡　近年中野・園・市原及大覺寺百濟寺を合同して角井と改む。(寺百濟寺參照)

(45) 百濟來(クダラキ)　久多良來　久多良來村　百濟來村　(肥後・熊本縣)

肥後國葦北郡の北東隅、日奈久町の東南隣にて西は二見村・南は吉尾町に界し、東は球磨川を隔て八代郡松求麻村に對す。今百濟來村と云ふ。又久多良來に作る。俗傳に百濟の僧日羅を歸葬する所と云ふ。村内に百濟來地藏堂ありて日羅自作の地藏尊を安置し其墓標とせしものと傳ふ。按ずるに本郡に百濟來・新羅來の二村名あるは偶然にあらじ。葦北國造阿利斯登の子日羅、宣化天皇三年に父と共に百濟に赴き達率の官を得歸朝し、事を以て百濟國使の害する所となる。詔して日羅の屍を葦北に移葬せしめ玉ふ。又推古帝の朝に百濟の僧道欣、道佐八十餘人を率ゐて葦北に入津したり。されば百濟・新羅二國人の本邦に投歸し此地方に村里を建てしと云ふ稍信據に可なり。但百濟・新羅下に來・字を附着せしむるは、古語百濟人をクダラキ・新羅人ヲシラキと唱へしに由る歟。國志には久多良木村・馬場地藏堂は日羅の墓と錄し、津奈木村赤埼にも日羅の墓と說く者ありと註す。『大日本史』には敏達帝か日羅の死後其尸を贄子・糠手子に詔し小郡西近に收葬し、妻子及び水手等を石川に移す。據手子議すらく、彼をして聚居せしむるは恐らく變を生ぜんと乃ち妻子を石川百濟村に、水手等を石川大作村に移し德爾(百濟の使)を下百濟阿田

村に因へて其事を詰問す……云々。(註)日羅の殺されし時は京畿の阿斗桑市の鎧鳴はりしもの)に居りしなり。

(46)　百濟庄（ヒヤクサイノシヤウ）　（上野郡馬縣）

上野國甘樂郡　長根　今吉井町の管内なれど西に離れて別邑を爲す。『名跡志』に云ふ神保、長根の邊を百濟庄とも云ふ。

(47)　新羅郡（シンラノコホリ）　新羅郡（シンラノコホリ）　志木（シギ）　白子村　（武藏埼玉縣）

武藏國入間郡　古の新羅郡、後の新座郡は明治二十九年北足立郡に併合す。『國郡沿革考』に云ふ、新座郡は古の新羅郡也。『延喜式』新座に改む。『續日本紀』天平寶字二年八月、歸化新羅僧三十二人、尼二人、男十九人、女二十一人を武藏國閑地に移す、是に於て始めて新羅郡を置く……。寶龜十一年五月武藏國新羅郡人沙良眞熊等二人に廣岡の姓を賜ふ。按するに、新羅改稱の事史に見えず、然れとも和名抄　新座郡二郷に志木（シギ）餘戸あり。今白子村土人シラクと唱ふ。卽志木の地にして新羅の遺名なり。或は曰ふ志木蓋し志樂の誤ならん。志樂の草書相似たればなり。又郡人沙良眞熊等に廣岡造の姓を賜ふ事は其東隣郡に廣岡郷あるに因るなり。是亦新座は新羅の改稱たるを證すべきなり。『日本地理志料』に云ふ志木卽樂字の草體、宜しく之良岐と注すべし。富永春郡、志樂木の省きと爲す、允ならず。久と岐一聲通ず豈新羅郡家の遺名ならざらんや。『松山巡覽志』に云ふ、新座村白子宿土人はシラクと云ふ古の新羅郡なり。『類聚往來』の武藏郡名の所に新座郡となくて新羅とあり、是は何によりて記せしや。古書に無きことをわづかに此書を以て證と爲し難し。新座は新羅の轉たるにやさらば新座と書きたるにより文字につきてニイクラと唱しか。

今按するに新羅を新座と改められしは、高麗を高倉と改められしと同例にて。『續紀』『姓氏錄』に高麗氏を高倉氏に改められしこと見ゆ。但し當國高麗郡は此例に入らずして依然高麗と唱へ來れり……。『大日本史』國郡志に云ふ、天平寶字二年新羅人を配し建て、新羅郡と曰ふ、後今の名に改む。また同書に高山寺本を按するに、木を志に作る、蓋し樂字の誤卽新羅也。今白木村は郡の東に在り古郡家の所在。

鞆考ふるに、新座は新羅人の座るに由り名けられたるものに非ざるなきか。高句麗人の居る地に高座郡とせし例あるに較べ考ふべし。

(48) 白國　新羅訓村　（播磨兵庫縣）

播磨國飾磨郡白國　今水上村に改む。增位山（白國の北嶺にして廣峰の東神崎郡祇園山の西の麓と寸。『播磨風土記』に……枚野里、新羅訓村菅岡。以て新羅訓と號する所以の者は昔新羅國人來朝の時此村に宿す故に新羅訓と號す。

(49) 志樂郷　設樂庄　志樂村　（丹後京都府）

京都府丹後國加佐郡の東部新舞鶴町の東に接す。『和名抄』加佐郡志樂郷。『東鑒』建久六年丹後國設樂庄云々……。康正二年造内引附に……五貫文南部西大寺領丹州志樂庄段錢……。今の志樂村舞鶴の東若狹街道に當る。

(50) 志樂郷　志木郷　（武藏埼玉縣）

武藏國入間郡『和名抄』新座郡志木郷。高山寺本志末郷。今按するに志木、志末は共に樂字を草體に書せるもの末に近し、木に近似するを以て魯魚焉馬の誤を招ける也。即今の膝折村新倉村白子村の邊にて豐島郡に近接せる方ならん。『新風土記』に云ふ志木郷は五晉の相通ふなればシラキと云ふを中略してシキとせるならん。

(51) 白子　四樂村　（武藏埼玉縣）

今白子村と云ふ、埼玉縣北足立郡の南端新座郡の東界に當る。『行囊抄』に云ふ江戸より川越に赴く道に四樂村あり白子とも云ふ、其に新羅の轉なり。

(52) 新羅郷　（陸前宮城縣）

陸奥國の故地。『和名抄』柴田郡に新羅郷あり昔し新羅人の居りし所か、今の柴田郡富岡村の邊か。

(53) 白木浦　（越前福井縣）

越前國敦賀郡　今松原村に屬す、立石岬の西南一里三方郡丹生浦と相隣る。『神祇資料』に云ふ式内白城神社は白木浦に在り、白木神又鵜羽明神と云ふ。蓋新羅人此地に住む者共國主の祖彦波瀲武鸕鷀草葺不合命の男稻飯命を祀る。稻飯命は新良貴氏の祖也。參酌『日本書紀』『新撰姓氏錄』『延喜式』。

今按するに近江伊香郡鉛鍊日古神社之を白木明神と云、又新羅（シラギ）の新なり。『神代紀』天日槍近江吾名邑に居り、後近江より若狭を經て但馬に至るとあるを思ふに、當昔或は本國にも留まりし故に自ら其族人も此に在て其祖を祭れる歟。本郡の沓見に又信露貴彦神社あり。

(54) 白城（シラキ）驛　（越中富山縣）

越中國の古地『延喜式』兵部省の中に驛名として見ゆ、其地今明かならざるも射水郡の土美村海老江村の邊にありしか。

(55) 白鬼女（シラキメ）川　シラキト川　シラキトの橋　（越前福井縣）

越前國南條郡　日野川の一名。『名勝志』日野川は一名白鬼女川と呼び、繼體天皇の時當國の三河をばひらき水を治め玉ふ其一也。川上に信露貴彦命神社あり之に名くと云ふ。或人の曰く白鬼女川は中古しらき川と云ひ橋もありしにや。廻國記と云へる書にしらきと橋とてよめる歌あり。「里ノ名モイザシラキトノ橋柱立ヨリトヘバ波ゾコタフル。」

道興准后の廻國雜記にしらきとの橋とあるもこれなるべし。

(56) 白濱　（能登石川縣）

能登國鹿島郡田鶴濱の西に隣る。『延喜式』白比古神社此に在り。『神祇志料』白比古は新羅神の謂にや。白濱今金崎村と改稱す。

(57) 白木（シラキ）村　（加賀石川縣）

石川縣能美郡にありし村明治二十四年園江村と改稱し、同四十年園江村は沖杉村及千針村大字金屋と合して白江村を立つ。

(58) 新羅（シラギ）浦　新羅邑　（備前岡山縣）

備前國邑久郡　今の牛窓附近。『續日本紀』……天平十五年備前國言ふ、邑久郡新羅邑久浦に大魚五十二隻漂着す、長二丈三尺已下一丈二尺已上、皮薄く紙の如し、眼は水に似たり、泣聲鹿鳴の如し、故老皆云ふ未だ嘗て聞ざる所也……。

(59) 新羅郷（ニイトノ）　（陸前・宮城縣）

陸前名取郡　今の柴田郡富岡村？、『和名抄』柴田郡新羅郷。新羅の名より推せば歸化族の邑落なりしに似たり。

(60) 白木山驛（シラキヤマ）　（安藝・廣島縣）

廣島縣高田郡三田村にあり省線藝備線の一驛。昭和四年設置す。

(61) 眞良郷（マラノ）　信羅郷（シラノ）　新良郷（ニイラノ）　眞良（マラ）　（安藝・廣島縣）

安藝國豊田郡『和名抄』沼田郡眞良郷訓新良、高山寺本信羅に作る。新羅人の居住せしに因るものならん。今の高坂村と長谷村に該る。高坂村に眞良（シラ）の大字存す。

(62) 白木（シラキ）　新羅來（ニイトノ）　（肥後・熊本縣）

肥後國葦北郡　今大野村に併入す。此村は百濟來の例を以て論ずれば新羅來なるべし。推古紀十七年百濟人葦北津に到れる前年に新羅人多く投化したる事を載す……。

(63) 白木平（シラキヒラ）　（肥後・熊本縣）

肥後國益城郡　國志に云八代郡宮地村。『妙見社記』に妙見神出現本朝へ來航の時、北郷（キタ）竹原津に至り益城郡小熊野郷千代松峰に移りたまふ之を白木平と云ふ。後又此より横獄に移り給ふ、と述ぶ。白木平は一説に淨水寺ならんと見えたり。白木は新羅に同じ新羅國より其修法を傳へし義にや。八代の白木妙見記には百濟國と云ふ亦ほゞ其義理を同じとす。

『類聚國史』延曆十五年敕して京畿吏民の北辰を祭るを禁ず。とあり、北辰妙見の法は本朝に於て奬善任世の頃より起れり。按ずるに淨水古碑に妙見の院とは、疑も無く神呪經北辰妙見菩薩の祠宇にして。小熊野郷幷に八代郡より隣近諸郡に白木妙見と號するもの今に至りて尚多し。皆淨水寺を本據とし奬善の創祭に起る歟。白木は新羅に同じ、新羅國より其修法を傳へし義にや。

(64) 白木（シラキ）村　（筑後・福岡縣）

筑後國八女郡の西南部。

(65) 白木村　（河内・大阪府）

河内國南河内郡の東部。加納・白木・平石・寺田の大字より成る。

(66) 白木村　（加賀・石川縣）

石川縣能美郡に至りし村。明治二十四年園江村と改稱し、同四十年園江村は沖杉村及千針村大字金屋と合して白江村を立つ。

(67) 白木村　（伊勢・三重縣）

三重縣鈴鹿郡白川村、今小川村と合併し、白川村大字小川、白木の二となる。元白木城あり、白木氏の居りし所。（姓氏白木參照）

(68) 巨麻郷　（河内・大阪府）

河内國中河内郡今の久寶寺村の邊に該る。『和名抄』若江郡巨麻郷。『河内志』巨麻の名は久寶寺に殘れり。『延喜式』澁川郡許麻神社は久寶寺村に在り。『和名抄』若江郡に隷せしめたるは謬れり。地形又澁川に入るべし。許麻神社は久寶寺村牛頭天皇是なり。供僧坊觀音院あり、古の久寶寺と云ふもの是也。按に古語に狛劍又高麗劍の稱あり、又狛纎高麗錦の稱あり。河内國に錦部又錦部郷（若江）の名あるは卽狛錦の産地なるべし。續紀　養老四年若江郡人河内午人・刀子作廣麻呂と云雜戸あり。午人の午は干支馬に配すれば此れ駒人卽狛人の義ならん。刀子作は卽ち劍工の稱たるや明かなり。されば高麗劍の製作は此地に於てありしと推斷すべし。

(69) 高麗橋　（攝津・大阪府）

大阪市東區高麗橋通一丁目の東端、東横堀の安治川に最近き所に架す。『宅山石』に：……高麗橋今東横渠に架けたり。これらを觀ても右難波の郷の文學最初興行の靈地にして韓人さへも來たり此に集ひて學文せし事の徵をも知りぬべし……。

鞆曰此橋名は何の時代に命名せしかは不明。大阪府冬の陣に城兵方は船場を維持し兼ね、高麗橋・本町橋等を殘し其外は燒却せり。夏の陣には越前忠直の勇戰して高麗橋を奪ひたりとあれば、秀吉時代に既に此名稱ありしを知るべし。蓋し高麗物を商ふ商人此附近に在りしより名けられたるものか。『綿縮緬卯月梔』に高麗橋の西東莊を定めぬ、立

昔はこれも世渡る習ひとて浮世小路の細き聲とあり。(注下等賈春嬉、辻花)

明治初年此橋は最初の鐵橋として架け替へられ、現に大阪市の里程元標此橋畔に建てられあり。

(70)　巨麻郷　　(河内・大阪府)

河内國中河内郡今の堅上村の邊に當る。『和名抄』大縣郡巨麻郷『延喜式』大狛神社は堅上村大字本堂に在りて生土神なり。『河内志』高安山の東南にして雁多尾畑の北なる山村なり。今堅上村大字本堂及雁多畑尾なるべし。

(71)　大狛郷　高麗村　上狛村　狛寺　　(山城・京都府)

山城國相樂郡の西部『和名抄』相樂郡大狛郷。『欽明紀』二十六年五月、高麗人頭霧唎耶陛等筑紫に投化て山背國に置く、今の畝原・奈羅・山村の高麗人の先祖なり。『三代實錄』欽明天皇二十三年狹手彦高麗の囚を獻ず、今山城國狛人是也。『新撰姓氏錄』山城諸蕃狛造は高麗國主夫連王より出づ。『欽明紀』十一年に漂着せし高句麗の使を山背國高槻館に置くとある其館も此館ならんか。

上狛

上狛木津村の北岸にて木津川其南西を繞る。『名跡志』に云、上狛に高麗寺の跡あり。用明帝勅して唐僧惠宗を以て此寺に住せしめしと。泉橋寺の長長五町計に礎尚存す。今高麗村・上狛村の二に分る。高麗人投歸の地にて畝原郡卽此歟。河内國にも同族居りて大狛と稱す。上狛の東にも狛寺の字あり。東西三町南北一町礎散在す、俗呼びて鏡石と曰ふ。徑三尺餘のもの數個あり。寺(8)參照。

(72)　下狛郷　狛川村　高麗　　(山城・京都府)

山城國相樂郡『和名抄』相樂郡下狛郷。『名跡志』下狛は僧房谷村・里村等の民家に別れ昔狛寺ありて百濟僧惠辨此に住す。

蟹幡郷の西岸山本郷(綴喜郡今三山木村と曰ふ)の南に接す、蓋古の相樂山村の高麗是なり、今下狛菱田の二大字なるを以て改稱して狛田村と云ふ。昭和六年狛田村及稻田村・祝園村を合して川西村を置く。

(73)　狛野庄　　(山城・京都府)

『西大寺文書』注進　西大寺所領諸園現存日記の事　山城國下已渡里狛野庄百七町百八十歩之内一町一段百六十歩左馬寮牧公

(74) 胡麻(コマ)驛　（京都府）

省線山陰本線明治四十三年設置、京都府船井郡胡麻郷村に在り。

(75) 胡麻(コマ)郷(ゴウ)村　（丹波・京都府）

京都府船井郡胡麻郷村。大字に胡麻あり。次項國馬の放牧地たりしによる名稱か、或は胡麻郷に放牧せしにより胡麻の牧と名けしか。

(76) 胡麻(コマノ)牧(マキ)　（丹波國）

『延喜式』左右馬寮　凡そ諸節及行幸國飼御馬を用ゆ應き者須數を斟量し奏聞。乃ち官符を下し進めしむ。唯だ牧放飼馬は寮當國に移す。國卽ち牧子に率送せしむ。

攝津國鳥養牧右寮……丹波國胡麻牧左寮……

(77) 狛(コマ)山　狛野山　高麗山　（山城・京都府）

山城國の歌枕。今の相樂郡上狛町の東の山なるべし。『萬葉集』「狛山ニ鳴クホトトギス泉河渡ヲ遠ミココニ通ハズ」『夫木集』「春フカクナリユクママニコマ山ノ立チノミワタル花ノシラ雪」

(78) 狛(コマノ)渡(ワタリ)　（山城・京都府）

山城國の歌枕。今相樂郡上狛町と木津町との間に置かれし渡しなるべし。瓜・紅葉・時雨の名所なり。『夫木集』「山シロノコマノワタリヲミツルカナ、瓜ツリツクル人ノカキネヲ」『泉河コマノワタリノトマリニモ、マダミヌ人ノ戀シキヤナゾ」

『催馬樂』呂　山城「山シロノコマノワタリノウリツクリ、ナヨヤライシナヤサイシナヤ、ウリツクリ、ウリツクリハレ」

『催馬樂入交』山しろのこまのわたりの瓜作り。今按に山城國大狛・下狛之毛都古來、

『行囊抄』南遊下に、椿井村・林村・狛村とつゞいて云、狛村は路より左方行程十餘町に至り。或は狛の大里村とも云。此邊狛郷也。木津の渡に近し名所也。昔熟瓜の名物を出した

る所なり云々。或紀行に云ふ狛の里は木津川のわたりのこなたなり。東の山際にあるを見やりて……といひけれど行道遠し日もたけぬ……といへば木津川をわたる。萬葉に「狛山になくほとゝきす泉川わたりをしかみこゝにかよはず」（已上行幸抄）かゝれば古歌の狛の渡とよめるも此木津川の舟渡しの事也。今此にわたりと云はあたりの轉語なり混すべからず。

(79)　狛　山　（山城・京都府）

奈良市の北方約十粁、木津川の右崖に峙つ一峰。京都府相樂郡高麗村に屬す。山中に神童寺あり。

(80)　高麗寺山　（相模・神奈川縣）

相模國中郡　東海道線大磯驛の東北驛路の傍に登ゆる大磯と北背村高根の界より外數村に山脈分流せる三峰の中の一峰。中央稍高く五百尺其中峰に高來神社の上宮あり。『甲陽軍鑑』に永祿四年三月上杉景虎が此山麓に陣を取りし記事あり。（神社高麗神社・寺、高麗寺參照）

(81)　高麗寺村　（相模・神奈川縣）

前項高麗寺山の麓に在りしが今神奈川縣大磯町に合併せられ高麗と改稱す字となる。

(82)　巨摩郡　北巨摩郡　中巨摩郡　南巨摩郡　駒井村　駒ヶ嶽　（甲斐・山梨縣）

甲斐國巨摩郡　本州西偏分野に在り。明治十三年南北中の三に分つ。北巨摩郡　本州の西北隅にして釜無川の上流とす八が嶽茅が嶽駒が嶽等環峙す。『和名抄』巨摩九郷の眞衣・餘戸・連見等に該る。巨摩もと巨麻に作る『日本後紀』延曆二十四年に此郡名見ゆ。

駒　井　駒井村

或書に駒井とは高麗居の義にして往時高麗人安置の里かと云へり。今北巨摩郡駒井村と云ふ鹽川の右岸韮崎の北一里。

中巨摩郡　北巨麻・南巨麻の中間にして東は荒川を以て西山梨郡と境を接す。和名抄の市川・等力・井に大井郷の一部に當るに似たり。

南巨摩郡　中巨摩の南にして富士川の西岸とす。和名抄大井郷の一部及川合郷の域

とす。

巨摩の名稱の緣起に付ては、上古美和の神黑駒に乘りて神座山に天降し給ひしより八田郷牧といふを置かれたりとあり。神名帳に巨摩郡神部神社と見え此黑駒を養へる故事により巨麻とは名けたるにや。

(83)　高麗郡（こまぐん）　（武藏埼玉縣）

埼玉縣入間郡の中部『和名抄』高麗郡訓古未。『續日本紀』靈龜二年駿河・甲斐・相模・上總・下總・常陸・下野七國の高麗人一千七百九十九人を武藏國に移し高麗郡を置く。『新篇風土記稿』に高麗郡の起りは初めて高麗人の遷住したるものゝとあり。

今の高麗本郷或は新堀村・靑木村の邊りに住み夫れより漸々草創せしことゝ見ゆ。靑木村に住せる靑木內藏の家譜に曰く、其先武石麻呂靈龜二年二月詔を蒙り高麗人九百九十人を具して丹波國より本部に至り居住せし其地を卽靑木村と名くとあり。按するに武石麻呂の事蹟は續紀には更に沙汰無き人也、信じ難しと雖も土人の傳ふるまゝを姑く玆に載す。又新堀村聖天院の境內に高麗王の舘蹟及墓碑等あり。その餘大宮明神社傳に委しければ推して知るべし。郡中村里多く白髭明神又は大宮明神を祭り鎭守とするは高麗王のことなる由卽この新堀村より起りて郡中所々に在り。これぞ其始祖を欽慕する故なるべし。又古くより武藏鐙と稱するものあり此處に遷されたる高麗人の造るところと云。『源平盛衰記』に畠山重忠小坪合戰の時武藏鐙を用ゆと、今の世に五六鐙と稱するもの其遺製なるべし。

『日本地理資料』武藏野地名考　高麗寺は新堀村に在り聖天院と號す文應二年鍾銘。高麗山勝樂寺に作る、上古高麗人の建つる所と云ふ。今高麗本郷村在り新堀・栗坪・楡木・高岡・梅原・野の宮・猿田・平澤・町谷・高倉・鹿山・女影・新田の諸邑を高麗郷・高麗領と稱す是其地也『武藏演路』高麗郡は東は入間西は多摩南は多摩北は秩父界に至る本宿梅原・栗坪(內栗原)一體高麗郡なれどわけて此邊を高麗と呼ぶ。

明治二十九年入間郡に併入す、入間川並びに高麗川の水源にあたり飯能を首邑とした り。本郡は靈龜中高麗人を安置せられし地にて、和名抄に據れば上總・高麗二郷あり、後世入間郡の廣瀨・安刀の二郷を併せ境界の異動を示せり。

(84)　高麗郷（こまのさと）　（武藏埼玉縣）

『和名抄』高麗郡高麗郷訓古萬　今の高麗村に當る如し。武藏野の盡くる所秩父の嶺

の漸く峙つあたり高麗川・入間川の二流に沿ひ高麗村・高麗川の二村を中心に東西八里南北三里に亙る村々、これが奈良朝の昔靈亀年間に高句麗人一千七百九十九人を移し安住せしめたる舊の高麗郡にして今此附近に現に殘れる高麗を冠せる地名川越假能方面左の如し。

高麗村（カウライムラ）
高麗町（コウライマチ）
高麗本郷（カウライホンガウ）　元祿改定の圖に此名となる。今大字として殘る。慶長二年高麗本郷に在りし陣屋を大字楡木に移し高麗町の人々も幾干移り來り隣村梅原の邊迄軒を連ねこ此處を高麗町と稱ふ。
高麗川村（カウライガハムラ）　入間郡中部
南高麗村（ミナミカウライムラ）
高麗峠（カウライトウゲ）
高麗川（カウライガハ）（川名）
高麗川（カウライガハ）（地名）
高麗川驛（カウライガハエキ）　八甲線　昭和八年設置。

高麗原（コマヅカハラ）　入間郡高萩村の邊一帶。正平七年閏二月新田義貞足利尊氏と此原に戰ふ。（神社高麗明神。寺、勝樂山高麗寺參照）

(85)　狛江郷（コマエガウ）　狛江村　（武藏東京府）

武藏國北多摩郡　東京市の西隣にて調布町の間に挾まる。和名抄中に調布附近と思はるゝ地點に狛江郷あり、今狛江村として殘れり。和泉覺東・小笠・立岩戸・猪方・駒井の舊村を合す、此大字駒井は和名抄の狛江郷ならん。

(86)　小間子原（コマヅカハラ）　（武藏千葉縣）

武藏國山武郡『日本地理志料』靈亀二年紀に駿河・甲斐・相模・上總・下總・常陸・下野の高麗人一千七百九十九人を武藏に遷し高麗郡を置くと、其郡に上總郷あり。蓋上總より遷る者最多し。別に一聚落を成す。圖を按ずるに今古和村あり蓋コマの轉呼、其西南を小間子原と泛稱す。

(87)　高麗山（タカマヤマ）　高麗村　（伯耆鳥取縣）

伯耆國西伯郡　莊内の西に接する村里とす所子の南を高麗村とす。是は高麗山と名くる一嶺あれば此名を立てし也高麗の大字に長田あり。

(88) 高來寺村　（筑前福岡縣）

筑前國糸島郡臺土村　寺の(6)を見るべし。

(89) 朝鮮が嶽　（大和・奈良縣）

奈良縣大和國吉野郡の中央に在る海拔一七一七米の山。天ノ川村に屬す。元と吉野杉の産地なり。今吉野熊野國立公園中に含まる何故に朝鮮と命じたるかを繹ぬるに不明なり。此山は古來大峯修驗道ノ一靈場とせられ一千年來の歴史ある名山なり。或は神代史の中心が此朝鮮ヶ嶽を含む神山ヶ嶽一帶の地なり卽高天原の一部分なり天川村が天の安河原なり、文保二年六月沙門光宗遍照の集記卷八十九に……此神山ヶ嶽を中心とする大峰山に關し「日本最初ノ天逆鉾ノ本處是也」云々とあると引きて其緣由なりと說く人あり。

第六章　姓　氏

半島人の日本本土に來朝流入移住歸化したることは遠く古く先史時代からであり、其國史に記されて居るもののみを數へても多大の數に上つて居る。先づ崇神天皇の朝に任那加羅の都怒賀阿羅止等が來り垂仁天皇の朝に新羅の王子天日槍が來朝し、應神天皇の朝に論語千字文を獻じたりと云ふ百濟の王仁が來り、雄略天皇の朝には高句麗の工匠須流枳奴流枳の二人が歸化し、爾來任那・百濟・高句麗・新羅の人々が續々來朝歸化したることが記されてある。以上の中には史學上より其國號・年代等に於て批議すべきものありとするも、兎も角古き事實の存在として認め得べく。爾來歴代に於て史學上正確なりとせらるゝ半島人の來朝歸化の事が多く記されてあるが。其記事中の數の少きものは之を省き比較的に多人數が團體的に移入し來つたのは百濟・高句麗二國滅亡の直後で其史に出たるものを拾ひ上げ列擧すれば左の如くである。尤以下の項中には歸化後日本に於て繁殖したる人數を含める者も交つてある。

△欽明天皇の御代秦人漢人等諸蕃投化者を國郡に安置し戸籍に編貫す。此漢人等とあ

る。中には半島人を包含せるものもあり、諸蕃とあるは殆んど全部半島人である。

△天智天皇の御世には佐平余自信男女七百餘人を遷して近江國蒲生郡に居らしむ。大唐人百濟人高麗人並百四十七人に爵位を增加す。百濟の男女二千餘人を以て東國に居らしむ。（注余は百濟王の姓である）

△持統天皇の御世には新羅の沙門等五十人歸化す。新羅の歸化人七十二人を武藏に置く。高句麗の歸化人五十六人を常陸に置く。

△天正天皇の御世には新羅の七十四家を美濃に貫し始めて薩田郡を建つ。駿河・甲斐・相模・上總・下總・常陸の高句麗人一千七百九十六人を武藏に移し高麗郡を置く。

△孝謙天皇の御世には大和に居りし新羅男女九十六人、近江に居りし同一千一百五十人より請願により賜姓を許さる。

△淳仁天皇の御世には歸化新羅人七十四人を武藏に移す。同一百十三人を武藏に移す。

△稱德天皇の御世には上野に在る新羅人一百九十三人に姓を吉井連と賜ふ。

△嵯峨天皇の御世には遠江・駿河に居りし新羅人七百餘人が亂を起す。新羅人一百八十人に歸化を許す。

△淳和天皇の御世には新羅人五十四人を陸奥國に置く。以上『日本書紀』『續日本紀』

『日本後紀』『續日本後記』

『古語拾遺』（大同二年著述）平城天皇の條には秦・漢・百濟より內附の民各萬を以て計ふ姿賞するに足るとあり。『新撰姓氏錄』（嵯峨天皇弘仁六年撰）には左京・右京（今の京都）及畿內五箇國の姓氏一千百八十二の中其蕃族（支那・朝鮮人の歸化系）三百七十三氏の內漢百七十九氏、百濟百十九氏、高句麗四十八氏、新羅十七氏、任那十氏となつて居る。此等は當時の名族と云ふべきものゝみの氏の數を擧げたるものなれば、一氏系には數百人を算するものもあるべし。其總人數は多數に上るものであり。猶右に漏れたる平民級の者及畿內の外の西國・中國・東北に居りし者を加ふれば十數萬に上ることを推定せらるゝ。

以上の人々が日本に於て如何なる姓を稱へて居つたと云ふ事を考ふるに。故國の姓を稱へて居りし者もあり、勝手に日本式の姓を稱へて居た者もあり、又平民級には姓無く名のみを稱へて居た者もあつたと、想はるゝ。以下に列記する姓字は大多分は朝廷よりの賜姓によるものである。『續紀』孝謙天皇天平寶字元年四月の勅に、其高麗・百濟・新羅人等久して聖化を慕ひ來り我俗に附す、姓を給はらんことを願ふ者は悉く之を聽許す。其戶籍に姓及族字無きは理に於て穩かならず宜しく改正を爲すべし、とあり。『續紀』天平五年六月、武藏國埼玉郡新羅人德師等男女五十二人請に依り金姓と爲すとあり。此等の人は猶ほ故國の

姓に就音があつたのであるが是も後には日本式の姓に改めた。結局下に列記する半島の國名關係の姓氏を稱して居た者は僅かであり、それも後には同化上改正して現に殘つて居るものは百濟と高麗と狛の三姓だけである。

日本の姓氏は支那の姓氏と異なり、姓氏の外にカバネなる稱あり。姓氏戶か時を經混雜し變化し後には苗字と云ふものが加はり、複雜なるものとなつた。左記の稱の如き其上に附いて居る文字と共に一體を爲して姓となつて居るものである。例之は百濟公韓連と云ふ如きそれが姓である。

王

『古事記傳』には百濟王に付て百濟は姓、王は尸なり許爾伎志と訓むべし、意富伎美と訓はいみじき非なりとあり。

君　公

『續紀』天平寶字三年十月天下の諸姓君。字を着くるもの公。字を以て代ゆ。

眞人　朝臣　宿禰
忌寸　連　造
直　史　首

『新撰姓氏錄』にある(1)神別(2)皇別(3)諸蕃(4)未定雜姓の意味は(1)は天孫降臨以前の天神地祇在國諸神の裔(2)は神武天皇以降の皇裔(3)は支那朝鮮の歸化人の裔(4)は姓氏錄撰進の當時何々と姓を稱する者の中古記に遊ひ又舊典に洩れたり等疑はしき者を列擧し後の學者の研究をまつとせしものである。

(1)　韓國連（和泉國神別）

采女臣同祖。武烈天皇御世韓國に遣はされ復命の後姓韓國の連を賜ふ。『新撰姓氏錄』（以下姓氏錄とす）

『續紀』延曆九年十一月、外從五位下韓國連源等云ふ。已等是物部大連の苗裔也。夫れ物部連等各地に因り事を行ふ別れて百八十氏と爲る。是源等の先祖監兒久祖奉使の國名を以て故に物部連を改めて韓國連と爲す。然らば則大連の苗裔是れ日本舊民今韓國と號す、還た三韓の新來に似たり。唱導に至り每に人の聽を驚かす、地に因て名を賜ふ古今の通典、伏て望むらくは韓國の二字を改め高原を賜らんことを請ふ。請に依り之を許す。『和泉志』和泉郡唐國村韓國氏の居地也。

(2) 賀羅造

『續紀』天平寶字二年十月美濃國席田郡大領外正七位上子人、中衛無位吾志等言ふ。子人等六位の祖父午留和斯知賀羅國より化を慕ひ來朝當時未だ風俗に練れず、姓字を著けず。望むらくは國號に隨ひ姓字を賜はるを蒙らむ。姓を賀羅造と賜ふ。……自今以後加羅より代を慕ふて來朝する者姓賀羅造を賜ふ。(此年より以後のカラとあるものには唐より來り歸化する者を併せ含む)

(3) 大賀良　(未定雜姓河內國)

新羅國郎子王の後者不見。『姓氏錄』

(4) 賀良姓　(未定雜姓河內國)

新羅國郎子王の後者不見。『姓氏錄』

(5) 韓人　(攝津國諸蕃)

豐津造同祖左李金の後也。『姓氏錄』任那の部

『續紀』寶龜十一年五月攝津國豐島郡人韓人稻持等十八人に姓豐津造を賜ふ。『三代實錄』貞觀九年四月伊賀權目正六位下韓人眞貞に姓豐瀧宿禰を賜ふ、其先任那國人也。

(6) 加良

『姓名錄』並『拾芥抄』姓を列擧せる中に加良あり。

(7) 加羅氏　(未定雜姓右京)

百濟國人德率吳伎例の後者不見。『姓氏錄』

(8) 辛

『續紀』天平寶字二年九月右京人正六位上辛男床等十六人に姓廣田造を賜ふ。

(9) 韓海部首　(未定雜姓攝津國)

武內宿禰の男平群木兎宿禰の後者不見。『姓氏錄』

(10) 物部韓國連

『姓名錄』並『拾芥抄』連の中に此名あり。

(11) 韓白水部（部一に郎に作る）

『仁賢紀』六年王作部鯽魚女、韓白水部瞬と夫婦となりて哭女を生む。

(12) 韓鐵師部

(13) 韓纖師部

『續紀』神護景雲二年二月讃岐國寒川郡人外正八位韓鐵師部毘登毛人、韓纖師部牛養等一百二十七人に姓坂本造を賜ふ。（攝津國皇別）

(14) 韓矢田部造

上毛野朝臣同祖豐城入彦命の後也、三世孫彌母呂別命の孫現古君氣長足比賣登（謚神功）筑紫糟氷宮御宇の時海中物有り現古君を差し見せ賜ふ復奏の日韓蘇使主等を率ゐて參り來れり。玆に因て韓矢田部の造の姓を賜ふ、日本紀漏。『姓氏錄』

(15) 韓矢田部連

『拾芥抄』造の中に　韓矢田部又連とあり。

(16) 甘良

『續紀』天平寶字五年三月、甘良東人等三人に清篠連の姓を賜ふ。

(17) 辛人宿禰

『除目大成抄』に此名見ゆ。

(18) 辛臣君（石京諸蕃）

廣田造　百濟國人辛臣君の後也。『姓氏錄』

(19) 韓部

『續後紀』天長十年八月備前人直講博士正六位上韓部廣公に姓を眞道宿禰と賜ふ。廣公の先は百濟人也。

(20) 韓室首。（地名韓室參照）

(21) 韓

『續紀』天平寶字五年三月韓遠智等四人に中山連の姓を賜ふ。

(22) 辛人部

『出雲國大税帳賑給歴名帳』に漆沼郷犬上里辛人部近女の名あり。

(23) 辛人

天平九年の西南角領解に辛人大万呂周防國余色郡神前郷戸辛人邑與曾戸、とあり。

(24) 唐人

『北越軍記』天文七年長尾爲景越中に攻め入る松倉城は唐人兵庫助山下右馬助籠り申候とあり、畠山家配下の將なり。

『三州志』新川郡小出城の條に天文十四年四月唐人兵庫長尾爲景の爲に敗れて此城に入る。

『全讃史』上城村は上村に在り唐人彈正之に居る。天正十二年喜岡城に戰死す。

『南海通記』に香西豐前守元定の旗本に唐人彈正の名あり。

『東作志』美作國勝南郡和氣庄羽仁邑の條に唐人を姓とする者十餘家あり。豐臣公朝鮮征伐の時山本與左衛門同與次郎兄弟之に從ふ。歸國の時朝鮮人幷に海人を隨へ飯る。朝鮮人の子孫は此村に遺り終に唐人を以て姓とす。

(25) 大賀良田使

『姓名錄』に出づ任那歸化族也。

(26)　百濟親王　（左京皇別）

大原眞人と同祖百濟親王の後也。

清原眞人、桑田眞人と同祖百濟親王の後也。以上『姓氏錄』

(27)　百濟王　（左京諸蕃）

百濟義慈王の後也。『姓氏錄』

『天智紀』三年三月百濟王善光等を以て難波に侍らしむ。『天武紀』三年正月百濟王昌成薨ず。四年正月百濟王禪光新羅の仕丁等藥及珍異物を捧進す。『持統紀』五年正月正廣肆百濟王余禪廣に優賜。同百戸の封を增す。『續紀』文武天皇四年十月の條に百濟王遠寶の名あり。稱德天皇天平神護二年六月刑部卿從三位百濟王敬福薨ず。其先百濟國義慈王より出づ。延曆九年二月百濟王玄鏡に從四位下百濟王仁貞に正五位上百濟王教仁に從五位下を授く。是日詔して曰百濟王等朕の外戚也今一兩人を擢て爵位を授くる所以。（注光仁天皇の后和新笠は和乙繼の女桓武天皇を生む。和は改姓皆百濟王の一族也）同年七月左中將兼正五位上兼木工頭百濟王仁貞治部少輔從五位下百濟王元信中衛少將從五位下百濟王忠臣に姓菅原朝臣を賜ふ。

『河內志』百濟王の廟中宮村に在り……、百濟王の故居同村に在り。延曆二年桓武帝交野に遊獵す。百濟王等行在所に供奉する者利善武鏡玄鏡爾德明眞善に進階加爵。『西宮記』百濟王を以て交野檢校と爲す其族多く此に居る。百濟廢寺同村百濟王廟祠內に在り。礎石尙存ず。延曆二年帝遊獵す百濟寺に正稅五千束を施す卽是。『三代實錄』貞觀五年正月大納言正三位兼行右近衛大將源朝臣定薨ず。定は嵯峨太上天皇の子也母は百濟王其名慶命と云ふ。

右義慈王の日本國史上に見はれし記事に依る系統は左の如し。

舒明天皇三年二月百濟義慈王子豊璋を入れ質とす此時豊璋の弟禪廣王（一に善光に作る）共に來る。齊明天皇の時百濟義慈王唐と戰ふ。此時豊璋を國に還す禪廣は歸らず難波に居る。△符皆姓百濟王也

（義慈王）―豊璋―△昌成―△昌城―△敬福
　　└△禪廣
　　└△良虞
　　└△市典

（地名百濟。寺名百濟寺參照）

(28)　百濟公（左京諸蕃）

百濟國都慕王三十世の孫惠王の後也。『姓氏錄』

百濟公

百濟國都慕王二十四世の孫汶淵王より出づる也。

『姓氏錄』

百濟公（左京諸蕃）

鬼神國和の義に因りて氏を命して鬼室と謂ふ。廢帝天平寶字五年改めて百濟公の姓を賜ふ。『姓氏錄』

（鬼神の前に｜百濟國鬼室集斯の後也｜の九字脱？）

百濟公（和泉國諸蕃）

百濟國酒王の後也。『姓氏錄』

『續紀』天平寶字五年三月百濟人余民善女等四人に姓百濟公を賜ふ。『續後紀』承和六年八月加賀國人正六位上百濟公豊真の本居を改め、左京四條三坊に貫附す。豊真の先は百濟國人也。同十三年三月播磨國揖保郡人百濟公清永並男一人女一人の本居を改め左京三條二坊に貫附す。

(29)　百濟朝臣（左京諸蕃）

百濟國孝慕王三十世の孫惠王の後也。『姓氏錄』

『續紀』孝謙天皇天平寶字二年六月法華寺に遣る。太宰府陰陽師從六位下余益人遣法華寺判官從六位下余東人等四人に姓百濟朝臣を賜ふ。『續後紀』承和七年六月備中介外從五位下余何成右京大屬正六位下余禍成等三人に姓百濟朝臣を賜ふ。其先百濟人也。（注余は百濟王の姓）

『文德實錄』仁壽三年八月壬午散位從五位下百濟朝臣河成卒す。河成の本姓余後に百濟と改む。武猛に長じ能く強弓を引く。大同三年左近衛と爲る國盡を著くするを以て屢召見ざる……。

『今昔物語』に飛彈工匠と百濟川成が互に其神技を競ひしこと出づ。

(30)　百濟宿禰（左京皇別）

良岑朝臣　皇統彌照天皇桓武の御子也從七位下百濟宿禰之繼女嬪と爲而仕奉りて生む所也。

『日本後紀』弘仁三年正月、正六位上飛鳥戸造善宗河内國人正六位上飛鳥戸造名繼に姓を百濟宿禰と賜ふ。

『三代實錄』貞觀四年七月二十八日右京人造兵司少令史正六位上飛鳥戸造禰道に姓百濟宿禰を賜ふ。百濟國混伎の後也。貞觀五年十月右京人陰陽少屬從六位上飛鳥戸造清貞內監正六位上飛鳥戸造清生大政官史生正八位下飛鳥戸造河主河內國高安郡人主稅大屬正七位上飛鳥戸造有雄等に並に姓百濟宿禰を賜ふ。其先百濟國人比有の後也。貞觀六年八月十七日左京人太皇太后宮少屬正七位上百濟宿禰有世に姓御春朝臣を賜ふ。有世は其先百濟國人比有より出る也。

(31)　百濟連（クダラノムラジ）　百濟造

『天武紀』十二年八月百濟造に姓を賜ひ連と云ふ。『續後紀』承和三年閏五月左京人內藏大屬百濟連清繼に姓を多朝臣と賜ふ。

(32)　百濟（クダラ）氏　　（左京未定雜姓）

百濟國牟利加佐王の後也不見、『姓氏錄』

『天武紀』朱鳥元年正月攝津國人百濟新興白馬瑞を獻る。『續紀』延曆六年藤原繼繩の妻百濟氏に正四位を賜ふ。百濟明信に從三位を賜ふ。

『近長谷寺堂舍資財帳』に伊勢國多氣郡十六條五相可里……右垣內は前齋宮寮大允百濟永珍が天慶二年施入す。とあり。

『元亨釋書』近江國志賀里人釋貞非は姓百濟氏近江志賀の里人。釋阿清は姓百濟氏阿州の人弘仁七年十一月寂。とあり。

以上の外百濟姓の有名なるもの左の如し。

百濟俊麻呂　慶雲中正六位但馬守となる。
百濟俊哲　陸奥守鎮守將軍蝦夷を討て功あり勳三等を授けられ從四位下に至る。
百濟永繼（クダラノナガツグ）　桓武帝の延曆上飛鳥部奈止丸の女從七位下となる。
百濟貞香（クダラノサダカ）　桓武帝の延曆四位下教益の女駿河內親王を生む從五位下となる。
百濟教仁（クダラノノリヒト）　桓武帝の延曆五位下武鎧の女從五位下に叙す。
百濟教法（クダラノノリノリ）　桓武帝の女御從四位下に叙す。

百濟貴命　孝謙帝の女御鎮守府將軍俊哲の女基良親王忠良親王基子內親王を生む從四位下に進む。
百濟慶命　孝謙帝の侍尊鎮守府將軍敬俊の女從二位に進む。
百濟永慶　仁明帝の宮人從五位上に進む敬俊の女高子內親王を生む。以上『天日本史』
百濟河成　本姓は余天同中左近衛となる。弘治十四年美作權少目後從五位下安藝守となる。承和中僧中務卿弁歷任百濟朝臣を賜ひ以て從五位となる。『天日本史』『本朝書史』

『吉田文書』近衛天皇仁平元年四月八日留守所下文に散位百濟。(花押)高倉天皇治承三年五月『常陸國總社殿等註文』に散位百濟敬福四代の孫慶仲武藏守となる。

『美作略史』金山の鑄工を百濟氏と云ふ。當國の百濟氏は百濟都慕王二十三世の孫義慈王の子輝廣の後と云ふ。『將門記』に武藏國守百濟貞連の名あり。

(33) 百濟伎　（石京諸蕃）

百濟國都慕王の孫德佐王の後也。『姓氏錄』。『雄略記』に百濟手末才伎を獻ず。

(34) 百濟寺

相撲の名天龜年間の角力者百濟寺小鹿天龜元年二月江州常樂寺に於て國中の力士を集め角力せしむ此時其技に與かる。『織田軍記』

(35) 百濟飛鳥戸

造大東寺司移に河內國安宿郡人先位百濟飛鳥戸伎彌廣成の名あり。

(36) 新良貴　（石京皇別）

彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊の男稻飯命の後也。是は新良國に於て卽國主と爲る。稻飯命は新羅國王の祖也。日本紀不見。『姓氏錄』

(37) 志良岐

攝津百濟郡の豪族にして百濟郡志良岐氏の貞觀七年の田券あり。『佐田文書』觀應元年十二月の沙彌判書に肥後國木葉村志良岐彌太郎跡內地頭職云々とあり。

(38) 新良木

『續紀』天平寶字七年八月新羅人中衛少初位下新良木金姓前鼎呂等六人に淸住造の姓を賜ふ。

(39)　白木氏

伊勢國鈴鹿郡の豪族にして白木城に據る。當城は今の白木村字岡垣内にありて俗に白木殿と呼ばる。傳に云ふ、永享の頃白木左近此處に居て關氏に屬す。『五鈴遺響』『晋國書誌』『名勝志』

(40)　三間名公

（未定雜姓右京）

彌麻奈國主牟留知王の後裔。初御間城入彦五十瓊殖天皇（崇神）御世額に角有るの人船に乘り越國笥飯の浦に泊す。人を遣して何國の人なるやを問はしむ。對て曰く意富加羅國王子名都努我阿羅斯等亦阿利此智干岐傳へ聞く日本國聖ありと歸化穴門に到る、人有り伊都々比古と名く、臣に謂て曰く吾は是國の王也吾を除きて復た二王無し他處に往く勿れと。臣共人と爲りを察するに王に非ざるを知る。卽ち更に還る道路を知らざれば島浦に留連しつゝ北に廻り出雲國を經て此國に至る也。是時天皇の崩に會ふ便ち留まつて活目入彦五十狹茅天皇（垂仁）に仕ふ。詔して曰く汝速かに來らば先皇に仕ふるを得是を以て汝の本國の名を改め御間城皇の號を追負し號して彌麻奈と曰ふ。因て組を給ふて卽ち本鄕に還す。是國號を改むるの緣也。『姓氏錄』

三間名公

仲臣雷大臣命の後者不見。『姓氏錄』

（未定雜姓河内國）

(41)　三間名干岐

『日本靈異記』……老僧覩規は俗姓三間名干岐也。紀伊國名草郡の人也。

(42)　彌麻名

天平五年右京職計帳に此氏あり。

(43)　美麻名宿禰

『類聚符宣抄』に此姓ありて出づ。

(44)　美麻那朝臣

『政事要略』に此姓ありて出づ。

(45) 高麗王

『續紀』大寶三年四月從五位下高麗若光に王姓を賜ふ。

(46) 高麗朝臣　　（左京諸蕃）

高句麗王好台七世の孫延興王の後也。『姓氏錄』『續紀』天平勝寶二年二月從四位上背奈王福信等六人に高麗朝臣の姓を賜ふ。寶龜十年三月從三位高麗朝臣福臣に姓高倉朝臣を賜ふ。延曆八年七月、高倉朝臣福信薨す、福信は武藏國高麗郡人也。本姓背奈共祖福德唐將李勣に屬す、平壤城を拔く國家に來歸す、武藏に居る焉。福信は福德の孫也。

(47) 狛朝臣

『續紀』慶雲二年十二月に狛朝臣秋麻呂の名あり。『同上』和銅四年十二月從五位下狛朝臣秋麻呂賞ふ。本姓は是れ阿倍也、但し石村池邊宮（川側天皇）の御宇樂朝に當り秋麻呂二世の祖比等古臣高麗國に使す。因りて卽ち狛と號す、實に眞姓に非ざる也。本姓に復せ人ことを請ふ。之を許す。

(48) 巨萬朝臣

『正倉院文書』天平勝寶六年の記に此名あり。

(49) 堅子巨麻朝臣

『及倉北雜物出用帳』に此名あり。

(50) 大狛連　大狛造　　（河內國諸蕃）

高麗國溢士福貴王の後也。『姓氏錄』

『天武紀』十年四月、大狛造足坪に姓を賜ふて連と曰ふ。十二年九月、大狛造に姓を賜ふて連と云ふ。『續紀』靈龜元年七月授刀舍人狛造千金に改めて大狛連を賜ふ。

大狛連

高麗國人伊利斯沙禮斯の後也。『姓氏錄』

(51) 高良比連　　（河內國諸蕃）

『三所太神宮例文』中に高良比連千上の名あり、神龜三年頃の人なり。

(52) 中臣高良比連　（河内國神別）

建速魂命十三世の孫巨狹山の後也。『姓氏錄』

(53) 狛造　（山城國諸蕃）

高麗國より出づ國主夫連王の後也。『姓氏錄』

『續後紀』陸奥國白河郡百姓外從八位上勳九等狛造知成の戸一烟、姓を改めて陸奥の白河連と爲す。同國安積郡百姓外少初位下狛造押麻呂の戸一烟、姓を改めて陸奥の安達連と爲す。（大狛連參照）

(54) 狛連

『天武紀』十年四月庚戌、山背狛烏賊麻呂に姓を賜ふて連と云ふ。（大狛連參照）

(55) 狛部

『續紀』神龜元年五月、无位狛部乎理和久に古柴連を賜ふ。

(56) 狛堅部

狛堅部子嶋呂孝德天皇より齊明天皇御代の人、もと高麗畫師と稱す。孝德帝の命により佛像を畫き川原寺に安置す。『日本畫史』

(57) 狛染部　（未定雜姓河内國）

高麗國須牟祁王の後也者、不見。『姓氏錄』

『日本靈異記』に大和國宇陀郡漆部里に風流女あり、是卽彼郡内漆造麻呂の妻なりとあり。屋代弘賢は『古今要覽稿』に於て狛染部の染は漆の誤？然らばコマヌリベと讀むべしとの說を立つ。

(58) 高史　（左京諸蕃）

高麗國人元羅郡拝王九世の孫延拏王の後也。『姓氏錄』

(59) 多可連　（高麗使主の項參照）　（右京諸蕃）

(60) 狛首　高麗國安岳上王の後也。『姓氏錄』　（未定雜姓河内國）

(61) 狛人　高麗國須牟祁王の後也。『姓氏錄』
『三代實錄』貞觀十四年五月、左京人左官掌從八位下狛人氏守に姓直道宿禰を賜ふ。其先高麗人也。

(62) 狛人野　（山城國神別）
大物主命の子櫛日方命の後也。『姓氏錄』
『三代實錄』貞觀八年五月醫得業生從六位上狛人野宮成に位を進むる三階。元慶元年正月侍醫狛人野宮成に外從五位下を授く。
狛人野宮成　醫貞觀中侍醫となる。其孫包坐延長九年施藥院醫師となる。『皇國名醫傳』

(63) 高麗使主
『續紀』天平寶字二年六月越後目正七位上高麗使主馬養内侍典侍從五位下高麗使主淨目等五人に多可連を賜ふ。

(64) 狛宿禰
『長秋記』保延元年正月八日、院に行幸前大相國大行事を叡覽に供ふ。行賞狛宿禰は下姓に依り外位に敍す。（注、本人樂人なり樂を奏したる功）

(65) 胡摩
『明德記』に胡摩出羽守、同近江守、同宮内左衛門の名あり。

(66) 胡麻（ゴマ）

『肥前高來郡溫泉獄大乘寺緣起』に本郡多比良村胡麻長者に寄托云々とあり。

(67) 古滿（コマ）

蒔繪師古滿休意　德川家光公に召れ寛永十三年十二月廿一日御抱蒔繪師となる。寛文三年死。二代久藏、安巨後に休伯と改む。德川綱吉公代天和元年十二月父休意の跡職仰付らる。正德五年死。三代久藏、後休伯と改む德川家繼公代正德五年十二月父休伯跡職仰付らる。享保十七年正月死。四代久藏、德川家重公の代寶曆四年十一月父休伯跡職仰付らる。同八年十月死。『古滿家系譜』

(68) 狛（コマ）　（大和國諸藩）

綬連（カヅラムラジ）　百濟人狛の後也。『姓氏錄』（狛連參照）

『續紀』天平寶字二年六月散位大屬正六位上狛廣足、散位正八位下狛淨成等四人に姓長背連を賜ふ。『同上』神龜元年、无位狛祢乎理和久に姓を古桑連と賜ふ。

狛（コマ）

近江國栗太郡に狛長者ありしこと『近江國輿地志略』に出づ。（寺院狛坂寺參照）

南都（ナント）の樂人狛氏

中世以降の官樂人には豐原、多、狛、安倍中原の諸家ありて之を世襲す、此等樂人の中、京都に在りて朝庭に奉仕する者と奈良及天王寺に住し其寺社に專屬するものとあり。之を三方樂人と稱す。狛氏は其中の南都に屬する者也。

『樂家錄』狛姓（宿禰）別爲五氏、上祖高麗國主夫連王の後也。

『狛氏系圖』には、狛氏宿禰、左舞（儀樂高麗樂の部參照）相傳ふ、滋井、國叶（高麗國人也）とあり。元は高句麗か百濟かの系統なる如し。（一說には狛光高は高麗人に非ず、山城の狛に住むにより姓と爲せりと）但後代には他姓の者入り南都の傑樂師として世襲し傳ふ。後には狛は本姓の外の職業的別姓の如くなる。其狛家の中に上、北、辻、芝、窪の五流に分る、其系圖の略左の如し。

左の系面は子々相傳血統のみに非ず職業家名系圖なるにより中には弟が兄を繼ぎ外孫が祖父を繼き他姓が繼げるものあり養子、猶子のものあり。

右の内有名なる者四五を左に記す。

狛近眞　從五位下左近將監仁治三年卒數調抄を著はす。藤原惠信忠通の孫狛光近の猶子となる。
狛朝舊　正五位上因幡守續數調抄を著はす。元弘三年卒。
狛光高　從五位上左近將監狛姓を賜ふ、永承三年卒本姓小野氏。
狛則高　從五位上左近將監承保三年卒。
狛光季　從五位上左近將監天永二年卒。
狛行高　從五位下左近將監保安六年卒。

『狛氏系譜』『樂家錄』

『長秋記』保延六年正月四日朝覲行幸……左衛門督申さるゝは光則、忠方同日勳賞然して多く朝臣たるに依り内位に敍す。狛は下姓たるに依り外位に敍す。右忠方上臈となる也。

徳川時代に入りて後も右狛家は舞樂を司る。其名の見れし者左の如し。『狛氏新錄』

久保丹後守	狛光成	徳川家光時代の人
上戴中守	狛近康	右同
上左兵衛	狛高扇	天和年代の人
官位不明	狛高規	寛永年代の人
辻左兵衛	狛近光	右同
上辻左兵衛	狛近盛	右同
陸左兵衛	狛近光	右同
辻戴前守	狛近任	享保年代の人
從四位上辻下野守	狛則長	明和年代の人
東長門守	狛友永	同
奥丹後守	狛好舊	同
辻左京亮	狛則安	同
官位不明	狛近德	文政年代の人

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

『日本後紀』延暦十八年十二月信濃國小縣郡人高麗家繼高麗繼福等言ふ、己等は高麗人也小治田(推古)飛鳥舒明)三朝廷の時節歸化來朝す。これより以還累世平民未だ本號を改めず。伏て望むらくは去る天平勝寶九歳四月四日の例に依らんことを勅して本姓を改め家繼等に姓御井を賜ふ。

高麗王若光墓

『續日本紀』天平寶字五年、高麗使に高麗大山同六年還唐副使に高麗高山の名あり。

『東鑒』に高麗太郎、こまの太郎の名あり。

『正平七年三月付文書』高麗彦四郎經澄申軍忠の事。先年閏二月將軍家(注足利尊氏のこと)發向の時鎌倉より供し來る云々。

(注)高麗經澄及季澄は兄弟高麗五郎經家の裔。二人共に足利尊氏に仕ふ。武藏の

の豪族にして高句麗移住民系統と想はるゝ者也。

『高麗氏系図』

- 高麗王若光
  - 高麗家重（天平二十年卒）
  - 高麗弘仁（天平寶字四年卒）
    - 高麗清仁（延暦十六年卒）
      - 高麗高照（弘仁元年卒）
  - 高麗高徳（天平十四年卒）
    - 高麗弘清（天平十年卒）
      - 高麗道勝（貞觀十三年卒）
        - 高麗高棠（貞觀元年卒）
    - 高麗弘澄（貞觀十五年卒）
  - 高麗昭和（天應二年卒）
    - 高麗貞正（天應四年卒）
      - 高麗俊正（長徳二年卒）
        - 高麗一嬰（長徳二年卒）
  - 高麗元豐（貞觀二年十月卒）
    - 高麗元友（豊和元年卒）
    - 高麗元丸（永承四年卒）
      - 高麗菊丸（延久二年卒）
        - 高麗吉嬰（永保三年卒）
        - 高麗嬰丸（寛治三年卒）
  - 高麗純長（大治四年卒）
    - 高麗純丸（久安二年卒）
      - 高麗寺麗純（延治元年卒）

子高純の代より姓を大宮寺と改む後多門坊清秀院宮本院大宮寺正覺院等に姓を改む。高純より三十三代大宮寺清淨院正純の子高麗末具美明治十一年二月殺(明治の初姓を復す)高麗大記大正五年八月殺(高麗興丸當代)若光より五十七世。

高麗

高麗左衛門末人は豊臣秀吉征韓の役の時毛利元就の道案内を爲せし朝鮮の陶工李敏

にして、毛利氏歸陣の時伴ひ歸る。初め坂本氏後姓名を高麗左衛門と稱せしめ萩の松本に屋敷を給し陶窯を築き、茶碗香盆花瓶盞等の製造に從事せしむ。是實に萩燒の始祖にして其器茶人間に珍重せらる。寛永二十年年七十五に歿す。二代高麗左衛門父の業を紹ぎ寛文二年歿年五十五。三代同上享保十八年歿す年八十二。『工藝資料』『日本陶工傳』

附　記

餘言ながら之を血脈上より言はんに一人には父母二人の血脈が流れ、三代に遡れば父母祖父母四人の血脈を引く、四代に遡ればは八人となる。斯く計算し三十代に遡れは十億七千三百七十四萬一千八百二十四人となる。一代を假りに三十歳とすれば三十代の祖は九百年の昔となる。內鮮の血統の交流深きこと知るべし。右は地理的に日本から言つたのであるが、半島の方から言つても、上古は人種が同一であつた部分があり。又神代以來日本人の來鮮、任那に日本府の在つた時代以降の血の交流。近く室町時代の倭寇及其歸化人、文祿慶長役當時の男女交通及其時の殘留歸化人により血液の交流多きは爭はれぬ。是を以て見れば內鮮相互に血脈の交通して居ることは今日の人が考ふる以上である。

第七章　動　物

本章は次章植物の部冒頭に記せると全く同一の見地よりして動物を列擧したるものなり。次章に植物學者とあるを動物學者と改めて本章に適用すべし。

(1)　唐國鳥　高麗鳥　朝鮮鳥　唐鳥

『播磨風土記』讃容郡、中川里、船引山　近江天皇之世、道守臣此國の宰と爲る。官船を此山に於て造る引下げしむ故に船引と曰ふ。此山鵲住む、一に韓國鳥と云ふ。枯木の穴に栖む、春時見え夏は見えず。

『物類稱呼』鵲　カササギ　西國に有、唐がらすと云、又高麗鳥と云。五畿內及東國には なし。鳩より小羽に黑白有り。

『大和本草』鵲　畿內東北州に無之筑紫に多し、朝鮮より來りしにや、高麗鳥と云ふ。鳩より小につぐみより大なり、羽に黑白あり、尾長し、本草に載たる鵲によく合へり。日本紀天武天皇の時、新羅王鵲二隻を獻ず。

『重修本草綱目啓蒙』鵲（カチガラス）　朝鮮カラス　高麗カラス（筑前筑後トウガラス　肥前カチガラス　肥前此鳥東國に來らず、筑前渡、肥前渡に多し、頭背黑色微褐肩の處に白羽あり、翅は黑色碧光、胸腹は白色微褐嘴脚深黑色光あり。

高麗鳥

『比古婆衣』かさゝぎと云ふ鳥に二種あり、まづ其一種はもと韓國の産にて、漢國にて鵲といへるもの。本草和名抄等に和名加佐々木と訓るものこれなり。さて其はもと皇華書もて負せたる名にはあらで、新羅の國言もて呼びならへるものになんありける。其はもろこし宋の世に孫穆と云へるが朝鮮國の事を記せる鷄林類事と云ふ書に、その國語どもを載せたる中に、鵲曰喜則寄（カツソキ）と註せり。しかるに朝鮮の崔世珍が著せる訓蒙字會と云ふ書に、諺文字にて加佐と註せり、字會鵲の字の下に諺文にて（カサと註せり、カは加カに佐サに志久也なり。然るに新井君美主の著されたるものに、今の朝鮮語に鵲を加之と云へりと云はれたるばかの加佐とやらに云へるだみ言を然ききなしたる說なるべし。いはゆる喝則寄の略言なるべし。しかれば鵲を加佐々木と云ふはもと韓言の名なるを、そのかゝみ磬金（注天武紀六年四月羅波吉士新羅より至る鵲二隻を獻ず乃難波の杜に發はしむ）が新羅より持歸りてその國言に加佐々木と呼ぶ由奏して獻りけるが、今に其名の傳はれるものなりけり。

此鳥の學名は鳥科の一種 Pica caudata. 産地は朝鮮・支那・シベリヤ等を主とし、九州の一部及千島に産す。前出名稱の外に、肥前鳥・筑後鳥の名稱あり。比古婆衣の說可なるが如し。

(2)　高麗雉（カウライキジ）

『大和本草』高麗雉は別也、大なり毛羽うるはし。雄の頭二勝あり角の如し、白きくびたまきあり。雌は日本の雉に似たり。

『本朝食鑑』高麗雉　狀雉に類して光彩最も麗はし、頸に白環紋有り、此亦朝鮮より來る。雌雄有り。而して卵を伏せ難し、然も其類多からず。

『倒鳥必用』高麗雉子　朝鮮國の地雉子にて我國の地雉子に同じ。智より腹迄赤紫にて首に白輪有り。倒方　何れ地雉子同樣、地雉子懸合（注雉交配のこと）高麗諸國より流布して紛敷有り。白輪大きく赤み宜敷を上とする。肥前の國平戸の内放島（ヒラセジマ）放し倒の高麗ふへ此鳥宜敷。去り、年ら國の掟きびしく、取出し他國へ出す事を近年禁ず。倒方來にては惡し、剱、そば、諸干麥黍を右の品にて倒べしよろし。

此鳥は鶏鶏類に屬する學名 Phasianus Colchius. Kolpow, Butuylin. 形態は前に引用せる數書にある如し。但足に距を有す、雌はツヅラの羽毛の色に類し美ならざること、距を缺ぐこと等普通内地産の雉に同じ。産地は現在朝鮮北支那及對馬也。

(3)　朝鮮うぐひす　　唐うぐひす　　高麗鶯

『古今沿革考』詩經周南其他に出たる黄鳥とあるは爾雅の疏に黄鸝・黄鸎・留倉庚・搏黍・楚雀の諸名を出せり。黄鳥は日本俗に高麗うぐひすといふ鳥なり、日本のうぐひすを鸎とも黄鳥ともいふ事誤なり。

高麗鶯

『茅窻漫錄』鸎字　此邦古昔より鸎をうぐひすと訓し來れり、鸎は此邦にいふうぐひすにあらず、別に一種の鳥なり。鸎の形狀漢土の書に敷多載せたるを見て知るべし。（以下格物論・爾雅・說文・禽經・陸璣・京本・玻・桑・問・俚語・正・和・本草綱目等の記載を引き記す。）此等の諸說を考ふるに、鸎は此邦のうぐひすにあらず、朝鮮又は高麗に多く居ると云ふ。故に本草家に於て朝鮮うぐひす、唐うぐひすと和訓せり。昔年伊豫の大洲山中にきたる事あり、又筑前於呂島に栖むともいふ。

餘（本書著者茅原定）先年癸未の夏長崎に在りて、朝鮮學士將士郎韓川權と對坐筆語せし時、問曰く鸎所謂黄鳥者朝鮮の地多居乎、答曰果多人稱喚友鳥……。

『大和本草』黄鳥（カラウグヒス）和名カラウグヒス（カウライウグヒス）一名鸎又黄鸝と云、日本に古よりウグヒスと訓するは誤なり。ツグミより大にして頭背黄綠色也、腹は淡白、其羽と尾少黑き處あり。立春の後鳴く、其聲ウグヒスに及ばず。其形色甚美はし、中華及朝鮮に多し、筑紫にもにわたる事あり、本朝諸書に言處と同し。

『重修本草綱目啓蒙』鸎　朝鮮ウグヒス　カラウグヒス　此鳥東國には來らず、筑前領蛇島（ジャジマ）に稀に來る。此鳥は朝鮮に近き地故なり。又薩州夜久島にもあり。桑椹熟する時のみ早朝に來る、大さ伯勞（モズ）の如し、全身黄色眼は紅色を帶び、目の通り頭をめぐりて黑し、風切黑く、ホロは微黑雜はる、尾は本末黄色にして中は黑色なり、尾尖に小紅あり甚だ鮮かなり、觜尖りて紅色脚掌灰色、立春の後鳴く。

『耽奇漫錄』黄鸝は卽黄鳥にて俗にいふ朝鮮鶯なれば、毛色これと同じからず。且群飛せぬものにこそあれこを蝦夷鶯（エビス）ともいはまじや。

『飼鳥必用』黄鳥　此鳥サヘ(注解ノサヘルコト)宜敷背少し薄赤總羽黄色にして大羽の中に黑み有り頭の目尻より黑みあり頭にはち巻したるごとくに見へ足少し赤く鳥の程ひよどりより少し大形にて間々日本へ見へる。先年薩州山川湊の邊に大松えとまり居て松蟲を取喰しを見たる也。何れも九州え間ま渡る鳥なり能く心掛けべし。

『梅村載筆』辛酉の年朝鮮より鶯を獻す。日本の鶯より大にして鳩よりは少し細く色黄なり程なく死す……。

此鳥は學名鳥科の Oriolus indicus Jerdon にして其形態は前掲古書の抜記にある如くなり。内地に於てウグヒスと稱するは燕雀類に屬する學名 Cettia cantans にして漢字の鶯又は鶯字とは全く別の鳥なり。此鳥も朝鮮に棲息すれど夏初とならざれば鳴かず。鴨綠江節の一句に「谷の鶯つれてなく」とあるは初夏筏の下る時に鳴く實景なりとす。

(4)　朝鮮鳥ひよどり

『當世武野俗談』に深川藝子米蝶が八幡町を歩める時仲町の小鳥屋の前にて三人の藝子たゝずみ小鳥を見て居たり。往來の人々も大勢立どまり是を見る時鳥屋の亭主さも美しき鳥籠に入たる鳥を出し此鳥籠はかたじけなくも銀の箱にてさるやんごとなき御方より預りの籠なり。中の鳥は朝鮮渡りの鳥ひよどり價金三十兩なりと自慢げに見せ居たり。米蝶は之を見て鳥を憐み三十兩を拂ひ買取りて大空に飛ばし其後俠名を博せし話出づ。

『近世江都著聞集』山本勝山が傳に(注吉原京町二丁目山本助左衛門抱元祿の頃の遊女)ある官廳の奉行甲斐庄何某此勝山に馴初て金銀を吝まず費ひ其みぎりは朝鮮國の鳥ひよどり甚だ拂底なりし名鳥を一羽金の横わたし銀の細はごにて結構にこしらへたる鳥籠の中に入れて勝山に遣はせしを勝山は我身にくらべ鳥をはるかの空へ逃しやりたり云々の話出づ。

『飼鳥必用』に鳥鶏　此鳥いつの比より日本へ渡りし鳥といふ事知りし人も無く古老の人に聞傳へも無之よし。唐人長崎へ持渡りたるも無之朝鮮産の鳥にても有間敷……云々とあり。

此鳥愛玩用として相當高價なりしを思はしむ。又此鳥實際朝鮮より渡りしものか。鳥屋がよき加減に命名したるかは不明也。又此は或はヒヨドリの一種エゾヒヨドリ(學名 Hypsipetes ama urotisheusoui, Stejneger. 内地四國九州に渡り來るヒヨドリより嘴稍細に背脇の色稍淡し)に當る?。

(5) 朝鮮百舌

『飼鳥必用』朝鮮百舌　此鳥頭淺黄にて背赤く腹白形常の百舌に同じ少し小ぶり也。春は三月末薩州指宿郡頴娃の郡の内に見ゆる此内赤百舌まじりて飛來島百舌は雄赤百舌は雌と見ゆる、なんぞ別の種にあらん。此鳥近在にて産巣すれ共是もをそし。

此鳥はモズ Lanius bucephalus Temminck et Schlegel. の一種か。但朝鮮には内地産モズと同一の者の外に前記の如きもの棲息せざる如し。

(6) 朝鮮ツル

朝鮮鶴

『大和本草』朝鮮ツル　黑ク小ナル也。

『倭訓栞』つる　鶴は鳴く聲もて名づくる成るべし……今丹頂眞鶴白鶴黑鶴あり。朝鮮鶴は對馬の人釜山浦にて捕る者也朝鮮西土には食品にせずと云ひ又琉球には鶴なしといへり。

此鳥は學名 Grus moudchus Temminck にしてクロヅル、ネズミヅル、ナベヅル等と云ふもの

なり。

(7) 朝鮮目白

『百千鳥』朝鮮目白　飼がいハヤ四分ゑ青味入。

大さ十姉まつに似て諸事和の目白に似て奇麗なり。總身の青みすぐれて色よし咽の黄色も格別見事なり腹白く脇はらに柿色の毛あり口脣薄あひ色なり囀り小音なる多し、巣もなす物なり。唐鳥にや又島鳥にや昭和三丙戌年より予が著者泉三郎堂花庭籠にて年々子をなしたり。巣苔はをよくもみて四五寸位に切是を引蜘の巣を取りて入置べし苔へ蜘の巣を付て巣を作る也。野老の毛しゆろの毛尤入おくべし。玉子十三日にてかへる、蜘を飼ふべし。

此鳥は學名 Zostcrops erythropleurs, Swinhoe 朝鮮目白又小メジロと稱し内地産の目白に似て稍小さし。頭頸背面は橄欖綠色喉は淡綠黄色胷灰色下尾筒は幾分黄を呈す腹白く脇巣色。産地支那北部朝鮮北部稀に内地にも見らる。

(8) 朝鮮野路子

『飼鳥必用』朝鮮野路子　此鳥背赤く、胸も赤くして、腹黄色雛は春の赤み薄し。雌は尾の様に少赤羽有り、啼音は背地のさへずりに似たり。多は薩州に渡来る。

此鳥はチフセンノジコ、又シマ(島)ノジコと稱し、雀科の一種名 Emberiza rutila にして色はシマアオジに似、頭上より上部一體に黑赤色にして、頤頰及耳の部黑し、喉以下の下面は胷に於ける黑赤の帶を除き黄色なり。雌は背面に多くの黑色縱條を示す、朝鮮に存在す。アジア、ヨーロッパ北部の産なり。我國に於ては極めて稀に見らる。

(9)　朝鮮やぎ

『古今要覽』むくひつじ　やぎ夏羊　一種朝鮮やぎあり。その毛色形狀すべて尋常のやぎに似て黑斑あり、角少しく彎曲して前に向ふを異なりとす。獸文獸譜

此獸 Ovis jubta, peters, (やぎ)の同種なるべし。何故朝鮮を冠せしめしかは不明。

(10)　カラアハビ

『伴信友全集』勤植物名彙に

アハビシタヽセタハカラアワビ　マルアバビカイアハビ　とあり。

何故にカラアハビと命じたるか。アハビを干して製造したる明鮑は古くより濟州島のものを朝廷に貢したること、延喜式に出づ。卽肥後國の調に鮑羅鮑三十九斤、豐後國同十八斤とあり。令義解中にも耽羅鮑とあり。右の如き關係よりの命名？大正大典御用明鮑調進の命を承はり、著者は濟州嶋司として調製に關係したことがある。

(11)　朝鮮貝

『雍州府志』……倭俗婦人合貝爲戯。其法比三百六十之貝左右分之圍置床上空其中央貝一双内右貝稱地。而並床上、左貝稱出。每一箇而出置中央之隙地。各圍坐視之則出貝與地貝其紋采合者則取出貝合地貝。其所合之貝多者爲勝、少者爲負。其貝大蛤蜊也。始出伊勢桑名海濱今大者絶故多用朝鮮貝……。

貝合せとはハマグリの殼に圖の如く畫をかけるものを前記の如くにして遊戯の具となすものなり。右朝鮮貝とあるは朝鮮産ハマグリの殼を指したるものなり。

右雍州府志の記事にては不十分なり。更に詳說すれば、此遊びは貝覆とも稱し數人圍坐して蛤の貝殼の磨ぎたるもの三百六十箇を分配し、各其一箇の貝殼の合せるものを離して二片とし。一片を地貝、一片を出貝と稱し、地貝の方を上に向けて席に並べ、其中央の

部をあけ置き。出貝を一箇づゝ出してこれとよく合する。地貝を撰み取る多く取りたるを勝とす。後世に至りては貝を一一合すことをやめ貝の中に圖の如くゴフンの畫を金粉銀粉などにて彩りて描き或は歌を文字にて書加へ之を合せ多く取りしを勝とせり。『增鏡』『徒然草』『甲陽軍鑑』等に此遊戯の事出たれば鎌倉時代以後より德川時代迄行れたる女人の高等遊戯也。

以上列記の外、カラ又は高麗、朝鮮を冠したる明治以後に命名せられたるもの多きは植物の部に述べたる如く、動物も又植物と同樣なり。其植物の部に於て述べたると同一の理由により之を省略す。

第八章　植　物

半島國名を其名に冠せる植物の其緣由は。

一　半島より傳來に因る命名のこと明かなるもの。

二　前項なりと推想せらるゝも證覺明かならざるもの。

三　半島より傳來せざるものなるも、何等かの緣故により命名せられたるもの。

四　命名の緣由全然不明のもの。

五　全く半島とは關係無きも誤つて命名せられたるもの。

六　花木鑑賞家植木屋等が珍奇色を附加する爲に、變種の花木等に僞つて朝鮮名を附したるもの。

七　西洋の植物學者が朝鮮に於て、某る植物を別種又は新種として發見し、之に命名して學名(ラチン綴)となりしものを後に日本の植物學者が其學名に日本名を附したるもの。

本項及前項のものには此の日本名には新たに其時作りたるものと、既に早く日本に於て古くより呼ばれ居たるものとの二がある。

八　明治以降日本の植物學者が朝鮮に於て新種又は別種を發見し之に學名が附せられ（ラテン綴）其學名に日本名を附したるもの。

九　近代勝手に内地人が命名し内鮮の雙方又は其一方に其名通俗的に行はれ居るもの。

本章に於ては右七・八・九を除きたる以外の項中より廣く通用したりと想はるゝもの及特殊趣味あるものを撰びて列擧したり。其外にも、

カラ瓜　胡瓜のこと、本草和名には既に此名現はる。

カラ莢（ファセ）　本草和名には時羅と訓莢（日廻り）に加良阿布比の名を付す。

カラモモ　本草和名に杏の別名として出づ。

カラナシ　林檎の一種の小なるもの奈宇を充つ。

唐ナデシコ　桑花物語中に出づ。

以上五は支那關係か朝鮮關係か不明なり、如此類甚多し。

高麗石菖　徳川時代の稱植木屋の命じたる名にして六に該當する如し。

高麗榎　徳川時代の稱なるも緣由不明。

朝鮮榧　〃　右同

朝鮮タカラコウ　〃　右同

朝鮮蓮藥　八に相當するもの、此種のものは非常に多數にあり。

等々の如きものは皆省きて玆に掲げず。

(1)　朝鮮松　カラ松　朝鮮五葉

『大和本草』　海松（ヲヲマツ）　五葉なり、若水（稲生若水本草家）曰く、信州戸隱山にあり。然らば日本に本よりあり、カラ松と訓するは非なるべし。松カサ大なり子は果として食ふべし。日本の産は朝鮮より來るに劣る。本草　新羅の者甚香美、又新羅往々之を進む。然れば中華も朝鮮の産を佳品とす。

『重修本草綱目啓蒙』　松の部に、又五針の者あり漢名五粒松。是に二種あり、葉の形細く短くして赤松のたちなるものを俗に五葉のまつと云ふ、一種葉の形粗く黑松のたちなるもの、俗にカラマツと云ふ。又チヤウセンマツとも云ふ、漢名新羅松、この松毬（マツカサ）最も大にして長さ七寸許、其子即海松子なり。

海松子　朝鮮マツノミ　カラマツノミ　一名位叱（郷樂本草）　一名新羅海松（通雅）　この松は五針也、今俗に五葉松と呼ぶ者は赤松葉の形にして五針也。海松は葉燈心草の大にして背白し、朝鮮人來聘の時多く此松を齎し來る、名産なり、形大にして巴豆の如し、三稜上尖り茶褐色、皮厚くして破り難し、別に鐵器あり挾み按せば破れ易し。内に白仁あり油多し、味山

胡桃の如し生食すべし。新なる者は種を生じ易し、禪院に栽ゆ者多し。この松本邦にも自生あればカラマツと訓し難し。信州戸隱山に多し。唐松郷と云ふ地もあり、又越後出羽に多し以て器材とす。

牧野日本植物圖鑑ヨリ以下同

『本草一家言』海松子有り倭名朝鮮松と名く葉極めて長く而して枝亦甚大、枝間子を結ぶ味油膩以て果食に充つべし。

『和漢三才圖會』海松子（カラマツ）（ノミ）新羅松子朝鮮マツノミ　カラマツノミ、朝鮮人來聘（注李朝より德川政府に派したる信使）（のこと）の時此松子を齎し來る。

『蓼園堂雜錄』に、寶曆十三年四月望日、京都東山芙蓉樓に於て會主鑑古堂不隣齋が產物の會を催したる時の品目に、紀州田邊の岡田伊左衛門の出品中に海松（オウヒヒツプ）球あり。和州南都（ナド）内田七左衛門の出品中に海松（オウヒヒツプ）あり。蜀山人『一話一言』に白山御藥園に朝鮮松あることを記せり。

『古今要覽』に、五葉松の二種あり、その葉燈心草のごとく黑松のたちなるあり、俗にカラマツあるひはカラマツ、朝鮮松といふ。越後出羽信濃等の山中より多く出す、其材ひの木に似たれば或は代用ゆ。其實大にして巴豆のごとく果食すべし。一種は葉細く短く赤松のたちなるを盆栽として玩ぶものなり。しかるを盆栽のものを以て西土の五鬣松といひ、又あるひは海松なりと云ふはいかがあるべき。

輔曰く、支那に於てチッセン松の實を海松子と稱したるは、新羅時代舟にて此實を、唐と貿易品とせしに基く。日本に於て鑑賞せしは後記とメコマツにして此屋代弘賢の說該れりと云ふべし。

此植物は松屬常綠喬木學名 Pinus koraiensis et Zucc. にして、分布は滿洲、朝鮮北部、中部、內地東北部の山林なり。白井博士は『重修本草綱目』の頭註に於て、朝鮮松　飛彈信濃、甲斐に分布す、古代の歸化人の將來（ミヤウライ）の種子の播種かと思はる。とあれど『續日本後紀』天長十一年八月辛亥、飛彈國松實の御贄を貢すとあり。飛彈は半島古代歸化人とは關係薄き地であり、自生か傳來かに付ては猶詮索を要するものあるべし。伊賀の某神社に此樹一本現に存在せる由なるが此ものは或は朝鮮傳來？。又京都金閣寺に陸舟の松なるものあり、陸舟とは足利時代信使として足利政府に赴きし一行中の人の雅號なれど、其誰れたるかは不明。今存在するものは樹齡若きヒメコマツ卽普通に鑑賞として五葉の松

と稱するもの、學名 Pinus parviflora, Sied et Zucc. にして朝鮮五葉に非ず。或は元と陸舟の傳へし者が枯れし後補植したるものか。

參考附記　カラマツの名は落葉松卽カラ松屬の學名 Larix leptolepis, Gord. にも亦充て用ゐらる。

(2)　朝鮮石榴

『大和本草』朝鮮石榴　つねの石榴の葉花實の如くにして小なり、夏より花咲く冬まで逐日花咲みのる。

『地錦抄附錄』享保年中來品　南京柘榴　享保九年に來る。

大和本草に朝鮮ザクロとあり、夏より冬にかけ花さくといへり。西國方には前々より有る也。武江へは享保九年の比初て來る。花多く咲き實のるながめよし。

此植物は德川時代鑑賞用として朝鮮より傳へたるものならんか。朝鮮に於ても鑑賞用として栽培せらる。學名は Punica Granatum var nana. 安柘榴科の小灌木　ヒメザクロテフセンザクロとも稱せらる。柘榴の變種なる如し。柘榴は元と小亞細亞の原產と稱せらる。バルカン半島。及ヒマラヤ山脈には野生あり。支那へは後漢の張騫が西域より持來りしと稱せらる。

(3)　朝鮮ツバキ

屋代弘賢の『古今要覽』草木部に……朝鮮椿　花大輪也葩厚くしまり、本紅の色よく唐椿のごとくなり。ひとへにて蘂さゞんくわのごとく、花の內一ぱいにあり。葉も大く手つよき花をぞ咲つねの椿落花の後ひらく、花形色あひ極上々……。

右植物はツバキ屬の灌木學名 Theaceae reticolata Pierra. に相當す。觀賞用植物にして葉の表面網脈を表はし光澤無し。南京椿高麗椿とも稱せらる、元と支那より傳來せしものを誤つて朝鮮名を付けたるものならん。

日本に於てツバキに椿字を充てたるは誤也。又朝鮮にてツバキを동백と云ふ。ツバキはトンバクの轉訛にして古代何等か關係あるか。

(4)　朝鮮胡桃　唐クルミ

『大和本草』胡桃　和名　オニクルミ　ヒメクルミ　テウセンクルミ　の三種あり。

白井博士頭註　朝鮮クルミ一名シワクルミ、一名テウチクルミ、核大き桃の如くにして寸

餘黄白色にして鍼文多し。

『重修本草綱目啓蒙』胡桃　トウクルミ　チョウセングルミ　眞の胡桃は韓種にして世に少し。葉オニグルミより長大にして岐多し。本邦に多く栽ゆるものはオニグルミなり、略してクルミと云ふ。

右朝鮮クルミは學名 Taglaus regia, L. U. Sinensis maxim. にして現在朝鮮に於て栽植として存在せるも之を日本に何時傳へたるかは不明。日本に於て大古よりの古墳よりクルミを發見したることあり。クルミの自生ありしと考へらるゝは、大和新澤村の貝塚及山形縣西村山郡の竪穴より胡桃の實を發見ありしによる。此は別種なるべし。

(5)　朝鮮やなぎ

『重修本草綱目啓蒙』朝鮮やなぎ　花戸の稱なりと云へり。とあり、花戸とは植木屋のことにして徳川時代傳へて鑑賞用に供せられたるものなるが、本植物はヤナギ屬の喬木にして學名 Salix Koreensis Anders. にして朝鮮に存在せり。仙臺高等學校の庭に伊達政宗が朝鮮征伐の時持歸り植ゑしと傳ふる大木今に在り、本種に相當するや否は未だ實見せざる以て不明なり。

(6)　朝鮮星ケイ

朝鮮松の部に記したる京都芙蓉樓物産會の記事に鑑古堂出品十二種の中に此名あり。

『一話一言』

右何の植物か不明。

(7)　朝鮮姫杉

右同、和州南都植木屋祐十郎出品中に此名あり。『一話一言』

此植物は、スギ屬ヒメスギ又唐スギと稱せられし Cryptomia japonica, var elegans Mast. に當るか。

(8)　高麗竹　マヂ竹

『古今要覽稿』高麗竹　一名蘇枋竹、一名筋竹は漢名を金絲竹、一名白絲竹、一名刷絲竹、一名七絃竹、一名箭竹といふ。其幹根並に女竹に似て高さ三五尺、大さ指の如し。毎節相去ること五寸許にて三枝五枝或は七枝を叢生す。また大枝よりわかれし小枝に至りては双

枝なるもあれば獨枝なるあり、其三枝なるは若竹にして、五枝・七枝なるは老竹なり。これも女竹と同じく年を經れば三枝五枝の間に別に筍を生じて其枝を增し、小枝の双枝・獨枝なるも亦二筍・三筍を生じて五枝・三枝となるは本幹と同じ。葉も女竹に似て細小にして四葉・五葉・七葉等の不同ありといへども、其葉蒸に二葉・三葉の枯落し小籜現に存すれば、全形は卽七葉一朶なるべし。扨此竹わかき時は通幹艶紅色たる事頗ふる蘇枋を以て物を染しが如し。それに五六七行の青線路ありて宛も刷絲の如く、老る時はその紅色おのづから淡黃に變じて青色また薄し。今種樹家往々之を培養するものあり。其奇麗最も愛すべし。往時此竹を薩摩より東都に奉りし事あるよし。されば今あるものは其の遺種なるべし。

高麗竹は種樹家（注岡藝鑑賞者淺草植木屋等のこと）の稱。此竹はもと琉球より薩摩に傳へしが、今は四方にひろまりしよし。されば此高麗は卽朝鮮おほばこ唐おほばこの類にて、あながち其地より來りしにより名付しにはあらず。

栖曰此竹は鳳凰竹の一種にして學名 Bambusa nana Bord. に該る。

(9)　朝鮮假湘妃竹

寶曆十三年四月望日京師東山芙容樓にて產物の會を催したるとき鑑古堂の出品竹品十二種の中に此名あり。『一話一言』

此植物竹屬中の何に當るか不明。或は前項高麗竹と同一のものか、前項同樣朝鮮とは關係なく好事家が珍奇性を附與すへく濫りに命じたるものならん。

(10)　朝鮮イバラ

『重修本草綱目啓蒙』金櫻子　ナニハイバラ　ナツヽバキ　リウキウイバラ筑前　チヤウセンイバラ　藤本なり葉は胡枝子の葉に似て厚滑、深綠色、互生す蔓に刺多し、夏月葉間ごとに花を開く、五瓣白色大さ三寸許、山茶の花狀の如し、故にナツヽバキと云ふ。蘂は小にして黃色多し、朝に開き夕に萎む、又重葉なる者あり、又淡紅花なるものあり。並に花謝して落漸大になり形石榴花の蒂の如し、長さ八九分刺多し、是藥用の金櫻子なり、稀に舶來あり、今種植家に唐種の金櫻子と呼ぶものは別の一種にして眞物に非ず。

此植物はバラ科の鑑賞用植物 Bosa laevigata michx. に相當するものにして、朝鮮に於ても鑑賞用として栽植せらる。其名を金櫻子、금앵자と呼び、實は採りて藥用とせらる。或は德川時代に朝鮮より傳はりしものか。但し四國、九州、臺灣には今此自生もあり。

(11)　朝鮮五味子

此名は其植物にも、併せて藥物としての其製材にも使用せられたり。

『大和本草』五味子　和名　テウセンゴミシ　朝鮮の產を用ゆべし、醫書に遼五味子と云ふ是なり、又北五味子と云。顆大に色黑く潤ひ有り、五味を有つて甚酸し核あかじ。

『重修本草綱目啓蒙』五味子　享保年中朝鮮より種を渡す今人間に多く栽ゆ葉杏葉に似たり……。

『物類品隲』北五味子　朝鮮種　享保中種を傳て今官園に植ゆ、葉杏葉に似て蔓延す。

此植物は木蘭科の落葉纏繞性灌木、學名 Schizandra chinensis Baill. にして、內地中部北部朝鮮、支那滿洲黑龍江地方に產す。此名は享保以來のものか或は德川時代對馬の釜山貿易により、種々の漢藥取引せられしにより、其時代に元と其藥材に命名せられたるものか何れか不明。

(12)　カラムシ　　苧

『持統紀』七年三月庚寅朔丙午詔して天下をして桑紵梨栗薯蕷等の草木を勸め植え以て五の穀を助けしむ。

『本草和名』カラムシ　『和名抄』苧加良之

『新撰字鏡』菜加良牟自　蘇加良牟自

『類聚名義抄』葉古音傳ナモミ　カラムシ　カラムシノオ

『延喜式』東西市廛紵麻　右五十一廛東市、卅三廛西市、

『大和本草』苧麻和名カラムシ　本草十五卷に之を載す。大麻とは別なり。葉は紫蘇の形に似て背く大なり、又蕁麻の葉に似たり。根より蘖多數生ず、長じたるを苅て皮を取り苧として布とす、大麻にまされり。冬宿根枯れず春又生ず、又實をまきて生ず、圃に多くうえて利とす。

『和漢三才圖會』大麻　苧音除　紵麻　凡麻絲之細者爲紵粗者爲紵和名加良無之俗云眞苧　按するに苧麻、大麻共に皮を剝て絲と爲す、通じて苧と稱す……。蒸す時に河水に浸し取出し蘆鏟に覆ひ之を蒸す故に蘆蒸と名く乎。

本植物は蕁麻科眞苧屬の多年草にして學名を Boehmeria frutescens Thunf. 日本名　マヲカラムシ　シロウ　ヒウジ　コロモクヂと稱す。カラムシの名は昔朝鮮より傳へたるに由るものなるべく寺島良安の『和漢三才圖會』のカラに蒸すにより此名ありとする說は當らざるべし。其朝鮮より傳へたりと想はるゝは朝鮮に於ては今に全羅南北忠淸南道等に栽培し布として織られ居るが、其名を**모시**（モシ）（證りて　又**모시풀**（モシプル）は草）と稱せられ居ることて、其名の偶然の暗合には非ざるべし。

(13)　朝鮮人參　朝鮮種人參

一　其植物に對する名稱

此名詞は下段に記す如く植物名(學名ウコギ科の Panax ginseng.)と其製したる藥材名等等に使用せらる。先づ植物名としての用字例を述ぶれば、『和漢三才圖會』朝鮮人參　朝鮮の北韃靼の國境に大山あり白頭山と名く自然に人參を產す。

『退閑耕記』朝鮮人參の種は竹の林に蒔付るがよし。蜀山人『一話一言』小石川御藥園朝鮮人參の種（種子を指せしにあらず生きたる其植物をさす）計り殘し置く也。等等ある如し。

此名稱は本植物か朝鮮より渡來後に於て命名せられたること明かにして、爾來今日迄にパナックス、ギンセングの總體の名として或は又其中の朝鮮種系統のものゝ名としての二樣に使用せられ。又特に朝鮮種人參なる名稱も使用せられた其用字例は『物類品隲』御種人參卽朝鮮人參……今朝鮮種人參諸處に於て繁茂す、是れ本邦の風土に合すること明かなり。『草木育種』に人參本草朝鮮種人參なり。等ある如し。

此植物の生きたるもの及其種子の日本への渡來は、幕府より對馬島守に內命し朝鮮より取寄せたるものにして。卽對馬古文書に其獻じたる年月と數を左の如く記せり。

享保六年十月二十五日	生根三本	
同　七年正月二十二日	生根六本	
同　十二年十二月九日	生根四本	
同　十三年	生根八本	
同　十一月十三日	人參種六十粒	

此內後段のものが生育發育せし如し。

二　藥材に對する名稱

其川宇例は、人蔘たる藥材の中唐人蔘卽滿洲産の製品と對立的に朝鮮産を朝鮮人蔘と稱し。又日本朝鮮の製品を併せて朝鮮人蔘と稱したり。『神武權衡錄』に……長崎に於て商賣せる唐人は人蔘或は朝鮮人蔘の價一兩に付銀三兩位といへり……。『蜀山人一話一言』大坂淀屋辰三郎闕所の時の財産調書の中に朝鮮人蔘七十五斤……『和漢人藻考』朝鮮人蔘　藥肆古へ御物と呼ぶ今改めて本事（かなこと）と稱す、眞物甚た稀也とある如し。以上は眞の朝鮮人蔘に對して命じたるものなるも、日本にて栽培し製造せし藥材にも此名を用ゐられたる例は。『明良帶錄』田村元雄は小普請並にて三十人扶持下さる、寶曆十二年に仰付はられ朝鮮人蔘の製法御用（幕府日光山に栽培のもの）を勤む。明和四年十月『御觸書』朝鮮人蔘（幕府官製のもの）一兩代四百文半兩代二百文……右之通人蔘座にて相渡候。とある如し。以上今村鞆『人蔘史』

(14)　朝鮮麥

『大和本草』麥　大麥に種類多し。近年朝鮮の種を世間につくる。大麥なれども小麥にも似たり、皮なくして小麥の如し。飯と爲し、麪と爲し、糯と爲す、麪を打て切麪溫飩とす。河漏（ほうろう）を食ふ法の如くにす俱に佳し。時珍云ふ（本草綱目のこと）大麥亦粘なる者あり糯麥と名く。これ近年朝鮮麥と云ふものなるべし。麪と爲す小麥の如し、莖葉大なり。

『成形圖說』糯麥（本朝食經大麥の單にして皮無く裸麥のごとし。飯にも麪糯にも作るなり、或云俗に謂ふ朝鮮麥と同種也。）

『鹽尻』糯麥（和俗アカハダカムギ）近世朝鮮より其種を傳へ來るものいとよし。西國の民朝鮮麥といふ、麥切にして味美なり。

右大麥屬の一種なることは明かなれど、學名の何れに相當するかは不明なれど。朝鮮の農書『衍陽雜錄』穀品の中に、麥六種の中「來麰芒無し、糠無し、熟すれば則微黃播種節候秋麪と同じ」とあるものに當るか。德川時代に種を朝鮮より傳へたるものなるべし。

(15)　朝鮮麥　タウムギ　シュスダマ

ユズダマ屬の一種學名 Coix Lachrymatohi L ver maxima Makino.

『大和本草』朝鮮ムギ　シュスダマ　唐ムギ。『大和本草批正』　蘭山曰く、元より山城の邦にも多く作て食用とす。苗形眞の薏苡と同事なるもやはり一年限のものなり。此

實の巾廣くして長も短もあり熟すれば堅く色黑くして堅に細禾筋あり。此中々たゝけどもめつたに皮破れず此仁を取り粉にして其處の者食するなり。

日本在來種のシユシユダマは宿根草にして各地に自生す。此朝鮮麥と稱せられし者はハトムギの一種品なれど宿根に非ず。現に朝鮮に於ては各地に栽培し藥材とし或は粥として食料に供せらる。土名율무と稱す。德川時代此種を傳へたるか。

(16) 高麗芝　カラ芝　朝鮮シバ

『和漢三才圖會』結縷草　横目草　鼓箏草　俗云高麗菜

此植物はシバ屬の一種にして學名 Willd Zeyaia tenuifolia Trin. 普通のシバより小さく細く葉は絲狀有溝内捲圓蕊植物として芝を張る箇所に用ゐらる。著者の幼時明治七八年の頃鄕里土佐本家の邸外に栽培あり朝鮮シバと稱し居たり。產地は本州中南部九州大島小笠原島臺灣等なり。朝鮮には存在せざる如し。何故に高麗又朝鮮を冠したるかは不明。

(17) 朝鮮朝顏

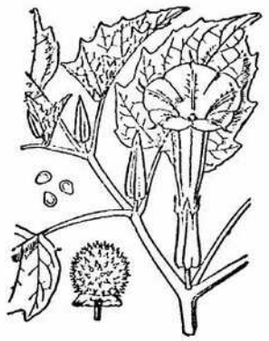

『大和本草』曼陀羅花　本草毒草に載す蔓草には非ず葉茄の如く八月白花を開く、アサガホに似たり花見るに足らず。

『重修本草綱目啓蒙』曼陀羅花　テウセンアサガホ　ヤマナスビ　ナンバンアサガホ　ハリナスビ豫州　トウナスビ同　外科コロシ薩州　テウセンタバコ遠州　キチガイナスビ石見　伯耆豐前周防及諸州には野生あり京都近道には無し。春種を下す葉の形茄葉に似て刺あり綠色にして互生す莖高二三尺枝の形狀また茄に同じ。春夏の間梢葉の間に白花を開く形容は萩の如くにして長大一瓣にして端に五尖あり、その本は筒にして長さ三寸許花後實を結ぶ太さ一寸許にしてイボあり故にハリナスビと呼ぶ。

『草木育種』蔓陀羅花本草　花戸にて朝鮮顏競といふ、和蘭にてドル、アップルと云ふ。

『和漢三才圖會』曼陀羅花　風茄兒　山茄子　按するに近頃朝鮮より來る。今人家多く之を栽ゆ花は大牽牛花及博多百合花に似たり、故に俗に朝鮮牽牛花と曰ふ。其實槖

子に似たり而して細礦文あり。又別に曼陀羅と名くるあり同名異種。

『採藥使記』紀州にては木アサガホと云ふ江戸にては朝鮮アサガホ又チヤメラ草と云ふ。

『桃源遺事』西山公（水戸德川光國）むかしより禽獸草木の類までも、日本になき物をば唐土より御取寄被成、又日本の國に有て此國になきものをば其國よりこの國に御うつしなされ候。覺え末にしるす……とある、中に朝鮮茄子とあり。

此植物はナス科マンダラゲ屬の一年生草の有毒植物にして、一種は古來より存ず。一種は延享年間傳植すと傳ふ。原産地は印度及支那南部にして日本には野生又栽植す。其之を栽培するは喘息に其葉をイブして嗅がしむれば特効あるに由る。又麻酔劑としても外科に使用せられたり。朝鮮には栽培無く野生は北は咸鏡北道より南濟州島に至るまで各地に存ず。日本に於て朝鮮名を冠するは或は朝鮮より傳へたるに由るか。學名 Datura alba Wees.

(18)　高麗胡椒　唐辛子　白芥（クワウガラシ）　蕃椒（クワウガラシ）。

『書言字考節用集』

『大和本草』昔は日本に無之秀吉公朝鮮を伐つ時彼國より種子を取來る。故に高麗胡椒と云ふ。

『物類稱呼』番椒　たうがらし　京にてかうらいごせうと云ふ、太閤秀吉朝鮮を伐給ふ時種を取來る。

『倭訓栞』たうがらし　番椒也秀吉公朝鮮征伐の時種を得たりとて高麗胡椒といふと貝原氏の說也。

『大和事初』高麗ゴセウ　豐臣氏の時はじめて渡り來れり高麗ごせう。と云ふ。

『對州編年略』慶長十年此比朝鮮より蕃椒渡る。

『成形圖說』唐芥（クワウガラシ）　南蕃胡椒　高麗胡椒　或は曰く豐太閤朝鮮を征れし時に此種を携來りしよりこの名ありといへり。

『和漢三才圖會』番椒（クワウカラシ）　番は南番の義也、俗に南蠻胡椒と云ふ、今唐芥と云ふ。

『蘆朊』番椒（トウガラシ）　我國是を食すること百年に過ぎず、淡婆姑（タバコ）と相前後す、俱に蠻人より傳へ種して今世に廣く食ふ。

『草木六部耕種法』抑も蕃椒の最初は南亞墨利加洲の東海濱なる伯西兒（ブラシル）國より生じた

る物にて天文十一年に波爾杜瓦爾人の持來る所なり。故に西洋人は此物を「フラシリベイプル」と名く、「ペイプル」は辛き實の義にて胡椒を番人は「ペイプル」と呼ぶなり。

植物學者は此高麗胡椒をナス科トウガラシ屬の一種學名 Capicum annuum L. var acuminatum Fingerh　日本名　タカノツメ　ソラミタウガラシ等と稱する種に充てあるも圖の如き此種は現在朝鮮何處にも栽植し居らず。又前掲數書にある秀吉が朝鮮征伐の時此種を傳へたりと云ふは如何にや。朝鮮に於てはトウガラシの種は日本より傳はれりと傳唱し居り。且民間傳承に日本人が朝鮮人を殺す目的にて此毒草を傳へしも、案外にも朝鮮人の體質に何等害なく却て嗜好物となれり云々……。或は考ふるに九州の系統により日本より朝鮮に傳へ、又朝鮮よりも日本にそれを傳へたるか。

(19)

朝鮮紫蘇　　高麗紫蘇

『大和本草』國俗に朝鮮紫蘇と稱するあり、蓋葉常の紫蘇に異ならず、只ウラヲモテ共に紫にして香氣まされり、是を用ゐて可なり。

『大和本草批正』蘭山曰く、又一種チリメンジソと云ふもの上品なり、此は回々蘇なり。此條に回々蘇を自生山野に在るものとするは誤なり。

此植物は學名 Perilla frutescens Brit. にして、今に朝鮮にも間々栽培せらる其形態は大和本草記載の如し。又普通のシソに比し夢の上片鋭頭なり。但朝鮮にては藥用とし食用には供せず。紫蘇土名차조기と稱せらる。宜祖時代の許浚の著『東醫寶鑑』紫蘇に차조기と土名を記せる所より見れば或は朝鮮の原產變種)にして之を日本に傳へたるものか。

(20)

高麗菊

『和爾雅』荊蒿(カウライギク)又名逢蒿(シユンギク)

『物類稱呼』荊蒿　しゆんきく　近江彦根にてロウマといふ京大阪にてカウライギク又キクナともいふ關東はてシユンギクと云ふ。

『重修本草綱目啓蒙』荊蒿　シユンキク　カウライギク京　リウキウキク讃州　ヨランダギク阿州　ルスン勢州……。

此植物は菊科の一年草 Chrythanthemum coronarium L. にしてシユンキク、キクナ　ムジ

ンサウなどと呼ばれ、栽培して食用に供せらる。朝鮮にも古老に聞くに昔より存在せしと云ふ。今に栽培食用とせられ其名を春菊、土名쑥갓と呼ばる。此植物の原産地は歐洲なれば何時渡來せるかは不明、日本のものも何時渡來せるか不明なれど。春菊の名稱が內鮮一致する所より又高麗菊の名ある所より見れば、或は古く朝鮮より渡來せしものか。

(21)　朝鮮イモ

小野蘭山『纂註小牘』に　馬鈴薯　シャガタライモ　甲州イモ　尼州　清大夫イモ　信州　伊豆イモ　江州　朝鮮イモ　アカイモ　共同上　とあり。

此植物は學名ナス科の Solanum tuberosum. にして朝鮮より傳へたるものに非ざるも、由來外國來の植物名に朝鮮を冠せしもの間々あり、本名も其類歟。

(22)　韓藍　唐藍

『本草和名』　鷄冠草　加良爲。

『萬葉集』　山邊宿禰赤人歌

吾屋戸欄幹藍種生之、雖干不懲而亦毛、將蒔登曾念。

我が宿に韓藍蒔き生ほし、枯れぬれど、懲りずてまたも蒔かむとぞ思ふ。

寄花

我去者、彤毛將爲跡、吾蒔之韓藍之花乎、誰採家牟

我さらばかげにもせむと我が蒔きし韓藍の花を誰か摘みけむ。

寄物陳思

隱庭無而死鞆、三苑原之、雞冠草花乃、色二出目八方。

忍びには戀ひて死ぬとも御園生の韓藍の花の色に出でめやも。

右に依ればケイトウ卽ち學名ヒユ科の Colosia Cristata L. を稱したるものなり。何故にカラを冠したるか不明。此植物原産地不明。此一種のカハラケイトウと稱せらるゝも、の日本に野生すれども花色美ならず栽植鑑賞の種とは異なる。或は昔時其種を朝鮮より傳へたるか。

(23)　朝鮮昆布

『大和本草』　朝鮮昆布　搨帶に似て廣さ四寸許り、長きこと三尺許り、形狀昆布に似たれども、短薄にて氣味も搨帶菜に似たり、西州の海に生ず。

此海藻は九州の西海に産し青ワカメ又長ワカメと稱す。又朝鮮に於ては濟州島の北海沿に産す形は右大和本草の記事にある如く其色の青味ワカメより強く、ワカメと別種の昆布屬の一にして、暖流と寒流の交叉する海底に生ず。朝鮮名は文語藿土名미역と、ワカメと同一名なり。支那に於てワカメを海帶と稱するは元來此長ワカメが帶に似たるより名けられたるものにして、後ワカメをも斯く稱するに至りしものか。朝鮮に於ては海帶の名は土名다시마。アラメ・カジメ又ワカメにも通じて用ゐらる。

朝鮮昆布名の由來は德川時代朝鮮より商品として渡りしに因るものか。

第九章　儛　樂

日本の儛樂が遠く古くより存在せしことは古事記天照大神天の岩戸入りの條に天宇受賣命が儛踊せし記事以來、國史に現はること多し。樂器の事を古く記せるものは『應神紀』三十一年、官船枯野の焼け殘りの材にて琴を作り天皇歌を作り歌ひたまひし記事。允恭紀七年十二月、新宮に讌したまふ時、天皇親から撫琴きたまふ皇后起ちて儛ひたまふとある記事等により、日本獨自の國風の舞樂ありしを知るべし。三韓と交通するに及び百濟・高勾麗・新羅の三國より其國々の儛樂を傳へられたり。允恭記四十二年に天皇の崩せし時、新羅王之を聞きて調船及種々の樂人八十を貢き上る。難波より京に至りて或は哭き泣き或は歌ひ儛ふとあり。欽明紀十五年二月、百濟勅を奉りて易博士・醫博士等々と共に樂人施德三斤・季德已麻次・季德進奴・對德進陀を貢る。推古紀二十年五月、百濟の人味麻之歸化けり、曰く吳に學びて伎樂儛を得たり。則ち櫻井に安置らしめて少年を集めて伎樂儛を習はしむ。是に於て眞野首弟子新・漢齊文の二人習ひて其儛を傳ふ。此れ今の大市・首辟田首等の祖なり。とある等は史上に見はれし事實の一斑と見るべし。爾來儛樂は國樂及傳來の高麗・百濟・新羅

の樂を加え後には渤海樂唐樂をも輸入して何れにも取捨參酌修補を加へて大に發達を見、公けには朝廷の儀式神の祭祀宴燕佛會等に、私には自から之を奏して娯樂とし又貴紳が交遊清興の助とし心神の暢達に資したり。今其中より半島國名稱の殘れるものを列擧すべし。

以下に記せる高麗或は狛とあるは必しも高勾麗傳來のものを指すに非ず。中世以降に於ては新羅百濟のものをコマの中に包含せしめて稱せること、。高麗樂の中には古調に準じ日本に於て製作せるものもあること、及唐と云ふ字の中には往々古き高勾麗新羅百濟のものをも包含せしめ用字せることあり。讀む人注意を要す。

樂名
- (1) (高麗樂) 狛樂　高句麗のこと。
- (2) (百濟樂)
- (3) (新羅樂)
- (4) (新羅琴)

樂器
- (5) (百濟琴) 箜篌
- (6) (百濟笛)
- (7) (百濟横笛)
- (8) (高麗笛) 狛笛　篳篥

樂人
- (9) (高麗樂師)
- (10) (高麗鼓師)
- (11) (高麗樂生)
- (12) (新羅樂師)
- (13) (新羅儛師)
- (14) (新羅樂生)
- (15) (百濟樂師)
- (16) (百濟樂生)
- (17) (百濟笛師)
- (18) (百濟箜篌師)

樂曲目名
- (19) (狛犬)
- (20) (狛鉾)
- (21) (高麗罷)

等にして此等を併せて一括に說明すべし、其前に於て一言すべきは凡そ舞樂には

一　唱歌樂器を主とするもの

二　舞踊を主とするもの

の二別あり、一は律呂五音・八音・十二調子等の樂調により之を奏す。二は舞譜により聲調に應じて之を奏す。二は唐樂（支那の唐より傳はりしもの）を左方とし、高麗樂を右方とし左右各一曲を番ひて一番とし之を番舞と稱す。其樂曲は大中小の三曲に分る。

『歌儛品目』左樂　左方に用ゆる樂の義にして卽狛樂の總稱也。

『樂家錄』中華の曲を以て左樂と爲し、高麗の曲を以て右樂と爲す、高麗曲に四大曲あり。新鳥蘇・古鳥蘇・進走・德退走・德以上之を四箇曲と云ふ。

『歌儛品目』新羅樂　百濟樂　高麗樂　渤海樂

『天武紀』十二年正月丙午、是日小墾田舞及高麗・百濟・新羅三國の舞を庭中に奏す。（瑞鳥を賀し玉ふ時なり。）

『令義解』雅樂寮の部に……唐樂師十二人（樂生を數ふるを常る高麗・百濟・新羅樂師之に准ず。）樂生六十人。高麗樂師四人、樂生廿人。新羅樂師四人、樂生廿人……百濟箜篌師一人、新羅儛師一人、琴師一人、伎樂師一人。以上時に隨ひ增減する已……とあり。

『續紀』天平三年七月丁未朔、雅樂寮雜樂生員を定む、大唐樂三十九人、百濟樂二十六人、高麗樂八人、新羅樂四人、度羅樂六十二人……。百濟・高麗・新羅等樂生竝に當蕃學に堪ゆる者を取る。

（注）ドラ樂はドラ卽駝羅にして駝羅卽今の濟州島の樂なりと、從來解釋せられたるも、寂爾たる一小王國と云ふよりは當時の耽羅其酋長により治められたる一部族に日本の朝廷が採用する程の樂ありしとは考へられず。南洋にドラなる名稱の國(?)あり、或は唐を經て其樂入りしものか。

『類聚國史』平城天皇大同四年三月、雅樂寮雅樂師定員を定むの中に。高麗樂師四人、横笛・箜篌・莫目儛等の師也。百濟樂師四人、横笛・箜篌・儛等の師也。新羅樂師二人、琴・儛等の師也。

『倭名類聚抄』新羅琴　本朝格に云新羅琴師一人（新羅琴、和名之良岐古止、今案ずるに出づる所未だ詳かならず、疑ふ新羅の國より來る歟、十絃、十絃恐らくは十二絃の誤か、二絃有り、其名甲乙丙丁戊己庚辛壬癸天地譜に見ゆ。）

『易林本節用集』新羅琴、（十絃）

『延喜式』新羅琴一面長五尺料絲四兩

『東大寺獻物帳』金鏤新羅琴一張（枕尾並染木・稼地月形を畫く、紫地錦袋に納む）

『正倉院目錄』金鏤新羅琴一張（枕尾並染木・稼地月形を畫く、紫地錦袋に納む）

天平勝寶八歲六月二十一日。

『拾芥抄』　新羅琴三張承平四年定

『歌儛品目』　新羅琴　按するに此器始めて吾邦に傳ふること允恭天皇の御時新羅より種々の樂器を傳へしと云へば其時に傳へしにや。又文德實錄に、治部大輔興世朝臣書主、大歌所別當となる。新羅人沙良眞熊善く新羅琴を彈ず、書主相從ひ傳習遂に秘道を得と……今亡びて傳はらず。同上、絲類九種存者四種。亡ぶる者五種（新羅琴・嶽・琴・阮咸・奚琴。）

『類聚三代格』（享祿本）天同四年三月二十一日、大政官符雅樂寮雜樂師を定むる事　百濟樂師四人（横笛師・箜篌師・莫目師・儛師）　右舊に依り定と爲す。餘は皆停止。雅樂諸師の數を定むる事

弘仁十年十二月廿一日、大政官符新羅樂師四人（琴師一人・儛師一人）　齊衡二年八月廿一日大政官符、治部省解五節儛師を停め高麗鼓師を置くべき事……今高麗鼓生四人あり習業の日其師有る無し、望むらくは請ふ彼の儛師（新羅儛師）を停め此鼓師を置かん。勅を奉り請に依る。

嘉祥元年九月廿二日、大政官符雅樂寮雜色生二百五十四人を減すべき事　高麗樂生廿人（二人を減じ十八人と定む）　横笛生四人減ず　莫目生二人減ず　篳篥生三人減ず　儛生四人（元二人減ず）　鼓生四人減ず　弄槍生二人減ず　百濟樂生二十人（十三人を減じ七人に定む）　横笛生一人減ず　莫目生一人減ず　篳篥生一人（元二人）　儛生二人（元四人女十人）　多理古生一人減ず　歌生一人減ず　新羅樂生二十人（十六人を減じ四人に定む）　琴生二人（元十人）　儛生二人（元十人）

『續紀』　天平神護元年十月戊子、弓削寺に幸す（稱德天皇）　佛に禮す。唐高麗樂を庭に奏す。刑部卿從三位百濟王敬福亦本國の儛を奏す。閏十月弓削寺に幸す。唐高麗樂及黑山爾耶儛を奏す。

『文德實錄』　嘉祥三年十一月己卯治部大輔興世朝臣書主卒す新羅人沙良眞熊善く新羅琴を彈ず書主相隨ひ傳習遂に秘道を得る。

『西宮記』　延喜廿年十月八日雅樂寮人を清涼殿前に召し舞を奏す。新羅琴師船良實犬飼の裝束を着く犬を隨へす。

狛笛　高麗笛　竽

高麗笛は元高句麗より傳へたるに因て名けらる。高麗樂を奏する時に用ゆ、後には東遊にも用ひらる。其器は吹口を除き六孔の横笛にして長さ一尺二寸尾の徑三分許、唐横笛に比し一孔少なし。吹口に近き孔を六と曰ひ次を中夕上五干と曰ふ、其音を太簇應鐘南呂林鐘仲呂姑洗と云ふ。尾を日と曰ひ其音は大呂なり。

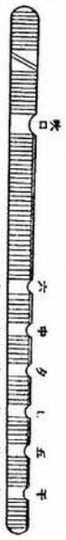

（注）東遊は東樂とも稱し儛樂總稱日名稱の一なり。神事佛會競馬等の時奏せられ、後專ら神社の祭禮にのみ用ゐらる。

『類聚名義抄』高麗笛（コマブエ）　篴（管樂、コマブエ）　篴（俗）

『伊呂波字類抄』高麗笛（コマブエ、下口之を笛孔と謂ふ。）

『和爾雅』篴（コマブエ、高麗笛を言ふ也吹處を除き六孔有り又三孔の者有り。）

『樂家錄』（笛製大意の部に）本朝傳ふる所笛凡そ四種あり……之を高麗笛と云ふ六孔也。（此笛高麗曲之を用ゆ）横に之を吹く。（笛の製作の部、笛首の製法）

高麗笛製法附律の圖

高麗笛は長一尺二寸、徑尾端に於て三分許也。第一干孔の中央尾端より一寸八分一厘に當る、第二五孔二寸三分九厘に當る、第三上孔二寸九分六厘に當る、第四夕孔三寸六分一厘に當る、第五中孔四寸二分九厘に當る、第六六孔五寸に當る（孔の大き第一干孔長二分八厘横二分五厘、六孔長三分四厘横二分八厘、除は之に準じ次節を爲す）吹口八寸五分に當る（長四分二厘横三分五厘）節は一尺四分許に在り。蟬及櫻皮を施す。異儀無し、首は青地錦を以て之を張る。

『續史籍集覽歌儛品目』狛笛（コマブエ）又高麗笛に依る高麗の樂曲此の笛を以て奏すればなり。

和名抄、篴、唐令に云高麗伎横笛、又云高麗笛、俗に古末布江と云ふ。

『教訓抄』此笛を以て古樂をば吹く也、三音あり壹越調呂平調律、體源抄　昔の狛笛は横笛の尻よりさし入らるゝ程に小さかりけり而るに今の世には事の外に大になりたる也。

『體源抄』昔推古天皇の御時初めて高麗國より舞師樂師等わたる。其後大唐高麗共に奏す、左右相對して朝家の吉事に召仕はるゝとなり、今按ずるに推古帝の時初めて樂を渡したると雖も、允恭帝の御時新羅より樂人を貢し欽明帝の御時百濟樂人を貢せしかば重ねて此の時よりや此の笛は傳たりけん。然るに明文なし、又白河帝の御時には狛笛の絶えしことを歎かせ給ひて公滿を博宣が師として博定に傳へらるゝ說あり。

『振吟要錄』高麗笛　一鞘　是東遊料也。右方樂人は必二鞘を用ゆ。是巻音聲、退出音聲等唐樂の故也。凡鞘は唯便儀の爲に用ゆる者也。又鞘を用ゐず、錦袋に納むること尤古來の例也。嵯峨院狛笛を好ませられ、大唐狛笛を錦袋及瑠璃箱に納むること宇津穗物語に見ゆ。河内國上太子川明帝の御物横笛を藏む、件の横笛に副ひ高麗笛あり。

『本朝文粹』康保四年七月七日、從一位行左大臣藤原朝臣實より村上天皇に奉りし諷誦を納むる文中に、横笛一管、高麗笛一管（已上各唐錦の袋に納む）とあり。

百濟樂は高麗樂、新羅樂と相竝び之を宴饗に用ゐられたるが、下記の如く三代實錄に出たる後亡びて傳はらず。

『續日本紀』天平三年七月乙亥、雅樂寮雜雅樂生員を定む。百濟樂二十六人

△百濟笛師

『三代實錄』貞觀七年十月二十六日、雅樂權大允外從五位下和邇部宿彌大田麻呂・辛大田麻呂は右京の人也。笛を吹き出身官に備はる、天長の初百濟笛師に任ず。

△百濟琴

百濟琴は箜篌の事なるや又古へ別に琴ありしや明かならず。箜篌には竪と臥の二種あり、後代クダラゴトに充てたるは圖の如くタテ箜篌也。

信西入道古樂器の圖　箜篌

『雄略紀』十一年七月一日、百濟國より逃化來る者あり、自から稱す名を貴信と曰ふと。貴信は吳國人也、磬・金・吳琴を彈ず、堰手屋形麻呂等是其後也。

辛錄本『類聚三代格』大同四年二月二十一日、大政官符百濟樂師四人……箜篌師。

『西大寺資財帳』高麗樂器一具箜篌一面（金銀を以て繪く）

已上樂師辛櫃二合に納む。寶龜十一年十二月廿五日

『延喜式』雅樂樂器絃料の條、箜篌一面長五尺料絲二兩

『東雅』箜篌をクダラゴトといひしは此には百濟より傳はりしが故なるべし。

和名抄	拾芥抄	類聚抄	樂家錄	明治三年十二月雅樂局へ御沿革調査ノ節
誓シ島ノ	上目火曲	上目	仝	登國調、大食傳來作者不詳
古ロ島ノ	上目火曲	上目	仝	留甲アリ、之ヲ納所曲ト云フ
退イ宿ノ	上目火曲	上目	退仝	壹大
德ノ	上目火曲	上目	德仝	冠雅創　傳來作者不詳
繼ノ宿ノ	上目火曲	上目	繼仝	一ニ退宗ニ作ル傳來作者不詳
德ノ	上目火曲	上目	德仝	壹大面牟子アリ　春管囀トアハス
宿ノ	上目火曲	上目	宿仝	一ニ盡走ニ述ル　傳來作者不詳
德ノ	上目火曲	上目	德仝	壹大
鈴伯ノ	伯	上	鈴仝	德用政府ニ獻フ。
供倫ノ	倫甲序	供倫甲序	綱鈴甲序	壹、小、中中
惠岐	倫	上目	惠仝	壹
供倫ノ	倫甲序	供倫甲序	綱鈴甲序	壹、高句麗傳來カ
歸德ノ	歸德	歸上	歸仝	壹、高句麗傳來カ、且强ヲ封シテ歸德侯トナス之ヨリ出タルカ、
國ノ都ノ	國都	國上	國仝	壹、中一ニ阿也氣利一名「壹嚬」女ト云フ女ノ姿ノ舞ナリ甲ヲ着ク高句麗ノ女ノ名カ
歌ノ	歌	歌上	歌仝	壹
阿夜ヤ岐ヤ	阿夜岐	阿夜岐行	阿夜岐行	壹
稱				
茂	茂	茂	茂仝	壹、中書高句麗ノ登袋要ニ奏セシトゾ
年	年	年	年仝	壹、仁
禮ノ	禮	禮	禮仝	壹、舞
仁	仁	仁	仁仝	壹、仁
八ノ	八	八	八仝	壹、小、「敦調笛抄」一名鶴舞。體遍抄、「敦八仙」ノ八仙東朝ノ故事ニヨル、「敦八」高句麗ヨリ傳來カ留甲アリ
海ノ	海	海	海仝	壹
八ノ	八	八	八仝	壹
樂ノ	樂	樂	樂仝	壹

アジア歴史資料センター
http://www.jacar.go.jp

延喜樂	上	同上	全傳	撰定
新靺鞨	同	新末鞨	全傳	撰定
胡德樂	上	胡德樂	全傳	撰定
迦陵頻	石川犬樂	石川上	全傳	或云林歌
河内歌	同	同	全傳	撰定
胡飛樂	上	胡歌	全傳	撰定
蘇志摩利	歌	歌	全傳	
登天樂	天樂	地久傳	登天樂全傳	撰定
地久樂				
納蘇利	上	納蘇利	全傳	撰定
賀殿利				
後酒				
保曾路利				
保曾路久利				
延末				
橘諸兄	施曾利古樂	施曾利古樂	橘諸兄傳	撰定
苦無鉢自酒	無鉢利自古樂	無鉢利自古	苦無鉢自酒	撰定
橘諸兄傳	橘諸兄	橘諸兄	橘諸兄傳	撰定

常陸樂	無鉢自常陸	常陸傳	常陸樂撰定	壹、中
作物	無鉢自作物	作物傳		壹、小、登國抄雜ノ際但同天皇法勝寺供養ノ時來朝作（改作カ）高句麗ヨリ傳來ナル如シ
仁和樂	仁和樂上	仁和樂傳	撰定	壹
都志調	都志調自	都志調傳	撰定	壹、相撲ニ之ヲ用ユ
長保樂	長保樂上	新河浦	新河浦撰定	壹、小、中中、
新河浦	新河浦無鉢自舞	新河浦傳		平、小、一ニ林下ニ作ル傳來作者不明此ノ舞ノ冠袍ニ鼠ノ形アリ
高麗	高麗無鉢自舞	高麗傳	撰定	壹、和名抄延喜八年寺子院夢相撲ノ時山城守時房朝臣ノ作ル所也家舞小與
納曾利	納曾利自舞	納曾利傳	撰定	双、中、早ノ時碎雨ニ此曲ヲ舞フ、スサノウノ尊ニ關係ノモノカ、長久樂、遊庭樂トモ云フ
地久樂	地久樂	地久傳	撰定	双
登天樂	登天樂	登天樂傳	撰定	双、大、笛甲アリ
蘇志摩利	蘇志摩利自	蘇志摩利傳		壹、小、一名路岡又双鈴舞作者傳來不詳笛二種アリ。德川政府ニ傳フ。
胡飛樂	胡飛樂	胡飛樂傳	撰定	壹
河内歌	河内歌	河内歌傳		壹、中
石川犬樂	石川犬樂	石川犬傳		壹、小、中中、一ニ鼠然鈴ト云ツ
迦陵頻	迦陵頻	迦陵頻傳		壹

高麗樂は朝廷に使用せられし外德川三代家光の時朝廷に請ひ三方樂官の中より數人を招致し幕府樂人とし寺社奉行支配とす。而して紅葉山家康廟及日光山祭禮のとき其古樂を奏する例とし、又一方其曲を傳習せしむ。其樂の中に前記の如く傳へたるものあり。

新羅陵王

之れは古き樂なるも中世既に絶えて傳はらず傳來及名稱の由來明かならず。但前記德川政府へ傳へたるものに陵王（前破序笛計後亂序同天樂一に陵王樂と云ふ）有舞なるものあり。

『倭名類聚抄』沙陀調曲　新羅陵王

『拾芥抄』沙陀調　新羅陵王（舞無し）

『樂家錄』中華曲　沙陀調　新羅陵王（志本經禮宇和宇）一名圓長樂（一本圓圓に作る）

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

『教訓抄』新羅陵王（破拍子十六　三返吹く可し）　古樂

此曲弘仁の御時左衛門府に勅あり、古樂たる件の舞絶え畢る。仍ほ天王寺陪臚の破之を用ゐ但た彼寺に用ゆる樣は短樣（拍子六）　京樣（拍子十六）　各三等拍子加ふ是れ催季の流に非す尾張則成之を傳ふ。又團長樂と云ふ。

(23)　韓　神

右神樂（カグラ）の曲名。後には閑韓神、早韓神の別となる神樂は天照大神天の岩戸の故事に起因する舞樂にして神を娛しましむべく神祭の時に奏す。其樂人の長を人長と稱す。數曲の順次あり韓神は其中間の一節也。此名稱に付ての故事因緣不明。宮內省に鎭坐せし韓神と何等か關係あるべきか。（神社韓神參照）

『樂家錄』早韓神舞行の法　早韓神　人長榊を持ち舞ふ（榊座殘置）凡そ此の曲墨譜初段二返（一返各拍子十六文也　但初返本方發辭）中段一返（拍子十六文）後段一反（拍子文八）已上一返之が一曲と爲す。而して二返を奏す。舞は一返中段の半より舞出る也……云々。

『諸國國會年中行事大成』二月初卯八幡祭　山城國男山に鎭座石清水八幡宮と云ふ。一：……其神樂の條に……三度拍子、榊　閑韓神（本注）　早韓神、次に人長舞ふ、神子座を立給を振り舞合す……

(24)　新　羅

琉球の樂の曲目　支那より傳へたるものが『平日閑話』に出づ左の如し。

奉奏樂儀注

第四　唱曲

新囃（提箏　日琴　本部里之子　伸吉里之子　三絃　胡琴　渡具知里之子　玻名城里之子）　歌詞は

新羅　瑞雲晴紫雲初浮日邊江山萬里昱祥光欣逢熙洽時鳳翰飛降思賚流海島五穀皆豊登處々衢々弄管絃天恩不可名題是千秋百世本支發秀永奠鴻業金甌萬歲大平頌

聖明

右琉球奏樂儀注　嘉永十八日增嶋携來示我

第十章　器物類

(1)　唐櫃（カラヒツ）　辛櫃（カライツ）

カラヒツは高等なる物品の貯藏箱又運搬箱とも謂ふべきものにして、皇室、神社、貴族等に使用せられた。其形は大體圖の如し。白木あり、漆塗あり螺鈿等の模樣工作を施したるあり、金具を附したるあり、附せざるものあり。下に四本又は六本の脚あることを此箱の特異點とす。此れに納むるものは何れも貴重品にして、神に奉る幣帛及經卷貴重文書、高等衣服鎧香等々なり。大小數種あり、此カラの語原に付ては朝鮮或は支那の風を模したるに基く。脚をカラムよりカラミ櫃轉じてカラヒツとなれりとの二說あり。前說可なる如く其カラは半島關係なるべきか。

『延喜式』凡そ諸國の輸唐二丁、白木唐櫃一合三丁、塗唐櫃一合四丁、漆を塗り鑠を著く。

韓櫃一合。

『禁秘御抄』殿上　簡有袋　辛櫃横敷前硯在り。

『法隆寺伽藍緣起並流記資財帳』合韓櫃參拾漆合。

『東大寺要錄』大佛殿納物中に、赤漆辛櫃四口永觀二年五月二日

『年中行事抄』賢所雜事の項に、天慶元年七月、今夜戌刻內侍所溫明殿より淸凉殿に遷御す。齋辛櫃二合。

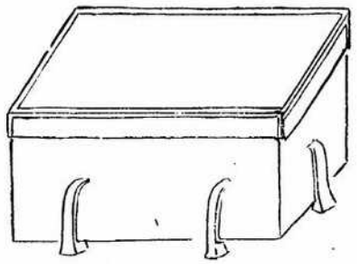

『禁秘御抄階梯』寛弘二年十二月九日、新御辛櫃を納め奉る時は一合歟。永曆元年四月十九日は同一合也。

『玉遠記』觀應三年六月二十六日御踐祚の事を記せる條に、內侍所御辛櫃渡御の事。

『保曆間記』源平段の浦合戰の條に……知盛見るべき事は見つとて立れたりけるに、大臣殿は生捕られ給ひぬと申せば、あな心憂と宣ひて海へぞ入り給ひける。內侍所の韓櫃を武士寄て開き奉る、眼目より血出ければ打捨てゝ退く。（注神器の威光）義經大納言時忠に申し、元の如く認め（注丁重に元の通りとすること）奉る。神璽は浮きたるを取上げ奉る。劍は終に失せけり。

『源平盛衰記』に富士川の戰の時敗走したる平家方は富士川の邊に忠清と銘書ある鎧唐櫃一合を棄て置ける記事あり。

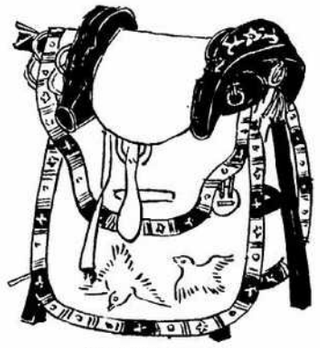

伊勢大神宮寶物唐櫃

古今要覽稿所載

『甲陽軍鑑』に信長が信玄に唐櫃に小袖を入れて送る記事あり。

今此器は神社に於て使用せられつゝあり。

『貞丈雜記』唐櫃に二品あり、長唐櫃と荷ひ唐櫃なり。長唐櫃は長持の如く長し。是れは一つを二人してかつぐ也。荷ひ唐櫃は長唐櫃の半分にて短し。これは二つの棒を兩方にかけて一人して荷ふ也。何れも足六本あり箕の足の如し。

國寶に指定せられたる唐櫃多し。左の二も其中なり。

和歌山縣金剛峰寺　螺鈿蒔繪小唐櫃

廣島縣嚴島神社　松喰鶴蒔繪小唐櫃

(2) 唐鞍

『延喜式』凡蕃客乘騎の唐鞍寮家寧收壞損あらば時に隨ひ卽修理。

『西宮記』大嘗會御禊公卿唐鞍に乘る、四位五位倭鞍に乘る、杏葉を着く。

『夫木集』唐鞍や駒もかざらぬ故郷の庭もせにちるうす櫻かな　源仲正。

『永和大嘗會記』永和元年□月廿八日後圓融天皇鴨河に幸して大嘗會の神齋のため祓したまふ、是を御禊の行幸と云ふ。凡此行幸は大儀を行つて千官を從ふ、唐例なるによりて、群臣唐鞍を用ゆ。

『倭名類聚抄』鞍　俗唐鞍移鞍結鞍等の名あり。

『類聚名義抄』唐鞍（カラクラ）

東大寺八幡宮寶藏唐鞍骨

『諸鞍日記』唐鞍の事　形は移に同じ但黑鞍なり。切付は大にして面に銅を付て覆輪もカネにて掛て、面に樣々の紋を付たり。御鞍の具足には馬の額に銀面を張るなり。御鞍は御禊の行幸の時節下の左大臣の一のかみの乘る鞍なり。又は加茂の祭の使も乘る也、鐙は輪鐙なり。

『飾馬考』唐鞍鈴唐鞍　延喜式左馬寮式にあり唐鞍と云ふの名に見えたるは是始なるべし。

『中右記』元永二年十二月五日右中將雅兼來云鹿社唐鞍燒亡已了る調獻せらるべきや否……云々。此名稱のゆはれに付ては、德川時代學者の考證に(1)馬を唐風に飾るを云ふとの說伊勢貞丈(2)よきものは皆唐字を付けしによるとの說小泉保敬(3)唐使韓使に乘用せしめしより名付けられしとの說的場勝見(4)朝鮮の鞍(德川時代)と唐鞍と略ぼ同一樣式なるは双方皆唐制を模したるに因るならんとの說屋代弘賢の四說あり。日本の馬匹養成は高句麗系武藏入間郡を中心として發達したる歷史あり、玆に高麗八陣流の如き馬術も生れ出たりと想はるゝ點より考へてカラクラは或は其等歸化屬のものが使用したる馬具か。

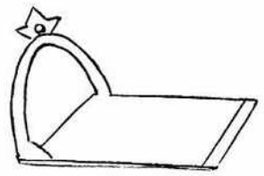

(3) 唐鐙

『飾抄』鐙金銅　古唐鐙等多無舌、只輪許也。而近代爲踏能所爲歟可考也。

此アブミも鞍と同じく武藏附近高句麗人歸化集團地より出たるものか。(高麗鞍高麗八陣流參照)

女大學資箱裁縫圖の中一

(4) カラサヲ　連枷

連枷の外に『成形圖說』には　柄竿。『農具便利論』には　唐竿。『類聚名物考』には　佛。

長さ五、六尺の棒を柄とし、之に長さ三尺內外棒丸太或は竹一條二條を取附け振上げ廻轉せしめ、麥雜穀等を脫皮するに用ゆる農具なり。朝鮮に於ても現在使用し至りつゝあと稱す。

『倭名類聚抄』連枷和名加良佐乎打穀具也。

『伊呂波字類抄』連枷カラサヲ農具也。

『東雅』連枷　カラザヲ　此器また韓地より傳へし所とみえたり。サヲは竿也。

『物類稱呼』連枷　からざほ穀をうつの具也　京にてまひざねと云ふ、東國にてぐるりと云ふ、越後にてふ

りばいと云ふ、中國及四國にてがらざほと云ふ肥後にてぶりこと云ふ。

此農具と同一のもの支那にも在りしことは『釋名』に枷、加也、柄頭に加ふ穂を擣し穀を出す所以也。『方言』に云、僉な穀を打つ所以の者。宋魏間之を攝受と謂ふ、關より西楷と曰ふ、或は佛と曰ふ、齊楚江淮の間梜と曰ひ或は之を梓と謂ふ。

日本には古代朝鮮より傳へたること、前掲新井白石の説の如くなるべし。

(5)

高麗縁（縁一に端に作る）　高麗縁の疊

白地に大小の黒き紋樣を織り又は染め付けたる疊の縁の稱。もとは絹たりしを後には麻にて作る。右紋の大小により坐する者の官位の高下を定められたり。此縁を付けたる疊を高麗縁の疊と稱せり。玆に疊とあるは王朝時代のものは、今日のゴザに相當するものなり、何時今日のタタミに變化したるか確たる時代不明なり。

『今昔物語』淨氣なる高麗端のタタミ三四帖ばかり敷たり。

『堤中納言物語』疊　錦ハシ　カウライハシ　ウゲン　紫ハシノ疊。

『江家次第』攝政の時叙位の事

第四間西邊高麗端二枚を重ね敷く攝政の座とす。第三間北簾の下高麗端一枚を敷く、大臣の座と爲す。第三四の間高麗端帖を敷く、納言參議の座と爲す。又二行高麗並に紫端帖を敷く、公卿以下殿候の座と爲す。

『枕草子』うれしき物の中に、かうらいべりのたたみのむしろあをうこまかにへりのもんあざやかに、くろうしろう見えたる引ひろげて見れば云々。

『三中日傳』大臣來臨の事。客亭第一の間主人の座に對し高麗端帖一枚其上茵を加ふ。

其他『落窪物語』『宇治拾遺物語』『今物語』『小右記』『定家朝臣記』『吾妻鏡』等に貴賓の來るとき高麗べりのたゝみを敷しき記事あり。

『古莵玖波集』俳諧にタタミにフナ蟲といふ蟲の有けるを見て、よみ人知らず。

「舟スミニタタミノウラヲ渡リケリ」と付けたるに「カウライヨリヤサシテ來ツラン」

勢多章甫の『思ひの儘の記』に……孝明帝は多く小座敷を御座所に遊ばされ候由にて、御間の入口の處高麗縁なるが破れて甚見苦事なり。御疊は一箇年一度御取替の事なれば臨時に御取替出來ざりし事か。

『嘉良喜隨筆』疊の縁　高麗縁大紋の雲は主上の御疊也。兀子抔にも黄へり又は小紋の兩面のへり、是は世俗に云ふ高麗へり也。是は織物なるを今は略してカタになれり。

縁色は下賤色は高貴の物なり。縁色と云ふはアオキの少なき物也。今の紺のへりは縁

のよごれ目みやすきにより勝手の爲にこくしたるとみゆ。今又赤へりあり、是は草紙にも不見、是は紫の損じたる色を用たるか、夫故下列の所に用ゆと云へど夫は誤也。高貴人親王杯の壇紫の物也。

名護屋にて秀吉公の敷玉ふ御床壇中がさね壇二帖有、縁は白き高麗べり厚さ八寸餘大さ二帖……。

『嬉遊笑覽』縁に品々高下あること海人藻芥に見ゆ。高麗縁は白地に黑紋織たり、略には黑文を染む。又思ふに座敷といふも御座を敷設くるをいふ名也。

(6) 高麗縁圓座

圓座とは草にて作りし圓形の敷物にて、延喜式に管圓座、蒋圓座の名あり。

『定家朝臣記』に康正三年七月十三日、御裝束を始む……宰相六人座、對座高麗縁圓座を用ゆ。土敷縁一色高麗を用ゆ也……。南端大辨料高麗錦縁無擦圓座一枚を設く。

『江家次第』賀茂詣の條にも參議は高麗錦縁とあり。

(7) 唐車　唐庇車

太上天皇皇后、准后、親王、文攝政關白の乘用する牛車。車の屋根唐棟の搏風の如くし榻にて上下し棧により昇降す。牛車の中最大なるものなり。

『餝抄』唐車　太上天皇攝政關白無上の人乘之。

『海人藻芥』車之事　唐車、餝車、糸毛車、賀茂祭日典侍乘之、一條大路を渡る。唐庇車、仙院或親王或は執柄之に召さる。

『蛙抄』唐庇車（號唐車是也）

『九條家車圖』唐御車（普通定）

上葺（檜榧）　床並腰總（檜榧）　立板外（紋色）　同内（押綾書唐繪錦）　御簾（紐糸紫七緒）（略下）承元三年十一月御春日詣の時注之。

『枕草紙』圖殿后東三條院詮子の御車ほかからの車なり云々。『榮花物語』に同后が長谷寺に參らせらるゝにからの御車にて參れり云々。『百錬抄』正元元年三月四日、後嵯峨院上皇北山第に行幸、唐庇の御車へ召されたる記事あり。『增鏡』に文永十一年二月七日の御幸に、から庇の御車に召されたる記事あり。

右何れも牛車にて上に屋蓋あるものなり。唐庇とは其前方上の屋根が〈樣を爲せるを云ふ。牛は元と日本に産せず。書紀安閑天皇二年に牛を攝津、大隅に放つとあり、此よ

り四十年前高句麗に革工を求めスルキ、ヌルキの渡來あり。牛車も古く高句麗より傳來せりと考へられざるにあらず。平安朝時代皇室の牛車を取扱ふに八瀬大原（同地が朝鮮移住民なること頗著朝鮮漫談に用つ）の童子を特に使用したる事等參考とすべし。

(8) 韓藨

『延喜式』主計　畿内諸國調の中に、凡そ中男一人輸作物の中に、韓藨一枚（長四丈。廣四尺。）能登國、肥前國、豊前國の中に韓藨あり。

右調進の藨の種別には管藨、葉藨、折藨、食藨、苦藨、蒲藨、韓藨の七種あり。カラコモとは如何なるコモなるかは不明なれど、古くより存する名稱にして朝鮮に關係あるものなるべきか。或は其材料の種類によるものにして、現在朝鮮に於てゴザに製しつゝある莞草（ワルグ）即莎草科のタタミカヤツリ（Cyperus exaltatus, Retz）を用ゐたるものか。

(9) 百濟琴

(10) 新羅琴

(11) 高麗笛　狛笛

以上三第九章樂の項中に併せ記す。

(12) 高麗劍

『萬葉集』高市皇子尊城上殯宮の時柿本人麻呂一首幷短歌に

吾大王乃取聞見爲背友之國之眞木立不破山越而狛劍和射見我原乃行宮爾安母里座而、天下治賜食國乎定賜等、

我が大君の聞し召す、そともの國の眞木立つ不破山越えてコマツルギ、わざみが原の假宮に、あもりいまして治め給ひ、をす國を定め給ふと……、

『同上』寄物陳思

高麗劍巳之景迹故外耳見乍哉君乎戀度奈牟、

コマツルギ我が心ゆひよそのみに見つゝや君を戀ひ渡りなむ。

『倭訓栞』こまつるぎ　萬葉集に狛劍わざみか原とつゞけり、劍の環也、式の伊勢神宮の中にも王纏横刀頭頂著仆鏡一幻と見えたり。藥盥草にも狛劍は柄長くて輪のあるなり

と見えたり。

『續紀』養老五年河内國若江郡人河内午人刀子作廣麻呂と云雜戸あり。午人の午は干支の馬なれば此れ駒人卽狛人の義ならん、刀子作は卽ち劍工の稱たるや明かなり。されば高麗劍の製作は此地に於てありしと推斷すべし。吉田東伍博士說。（地名河内五麻郷參照）

(13)　カラ瓶子

ヘイジとは酒をつぐ器にして『倭訓栞』にヘイジ瓶子の音なり酒をつくもの也。節會の夜殿前に、とり瓶子といふものを置は胡瓶子にて鳥頸の瓶子なり。『江次第』に胡國より來りたる器也といへり。『貞丈雜記』に鎌倉年中行事に云、正月朔日御座に御二重御唐瓶子、同銚子提有之云々。唐瓶子とはかねにてこしらへたる瓶子なり、又は木にて作り黑ぬりにしたるものもあり。かねはこしらへ唐めきたる故唐瓶子と云なるべし。外に子細なし……『延喜式』にも釋奠の料中に胡瓶二口あり。『江家次第』中元日宴會に胡瓶とあり。『平家物語』『徒然草』等にも此名あれば、或は大昔朝鮮より傳へたる名稱の名殘か。

(14)　新羅斧

『萬葉集』能登國歌三首の中

堺樠熊來乃夜良爾新羅斧鐘入和之河毛但河毛但勿鳴爲曾爾浮出流夜登將見和之。

橋立の熊來のやらに（能登の地名）シラキオノ落し入れわし（斧主ヲヌシの略）かけて〳〵（決して）な泣かしそね浮き出づるやと見むわし。

右如何なる形のものが、又傳來不明。

(15)　唐臼　碓

『萬葉集』右歌二首河村王宴居之時。彈琴而卽先誦此歌。以爲常行也の內

可流羽須波田廬乃毛等爾吾兒子者二布夫爾咲而立麻爲所見。

唐臼はタワゼ（田の中の伏せ屋）のもとに我が背子はにふゞに（ニコと）笑みて立ちませり見ゆ。

（此歌農村にて妻ドとの光景をよめるもの）

『同上』爲解述痛作之也の一首

……忍照八難波乃小江爾廬作難麻里豆居葦河爾乎……。天光夜日乃異爾干、佐比豆留

丙辛碓爾春庭立碓子爾春忍光八難波乃小江乃始垂乎辛久垂來豆陶人乃取作瓶乎今日往明日取持來吾目良爾鹽添給時賞毛

押照るや難波の小江へ廬造り、なまりて居る(居れる)葦蟹を……天照るや日の氣に干し曝るや(枕)唐白につき庭に立つ穀臼につき押照るや難波の小江の初垂を(鹽)辛く垂れ來て陶人の作れる瓶を今日往きて明日取持來我目らに鹽塗りたべと、申しはやさも、申しはやさも(カニをシホモノニセシ情況擬人法)

『和名鈔』碓　和名賀良宇須踏春具也。

『物類稱呼』碓　からうす。江戸にて云ふカラウスは是れ畿内にて云ふミウス也、江戸の鄙にて云ふヂカラウス也今略してヂカラと云ふ。又穀する臼に農家にて云ふカラウス、スリウスの二品あり。

『百姓傳記』カラウスの事　石にてほり用ふるもの也。むかしはタチウスばかりありしかども、元和慶長の比より、我が朝に多くはじまりて當世專ら用ふるといへども、今に片田舍にては用ゐず。石に升數壹斗入壹斗五六升入に丸くほりて土にいけて廻りを粘土にて固め、きねは七尺ほどあり、足にてふみ付けるにくる〳〵とまふやうにして五穀萬物をつくものなり。人の立ちて踏む處にまた木を二本四尺程の高さに立て、横木をわたし、それに搗く人もたれかゝりて杵をふむ也。今專ら大阪奈良其外國々の酒屋、又米をつきてする者用ゐて德多く……云々。『成形圖說』には碓(カラウス)磨(ヒキウス)碧(スリウス)と區別し、又杵臼の制變じて巧便を加へ柄臼(カラウス)を作り……とあれと此區別も實際の用語としては正確ならず。

以上によれば德川時代には足にて踏む仕かけの臼をカラウスと稱したれど、萬葉などにある昔のカラウスは手にて搗くものか足にて踏む者か明かならず。日本に於て古くよりウスの存在せしことは『景行紀』に皇子の名に大碓小碓あり、『推古紀』十八年に高麗僧曇徴來り碾磨を造るとあれば在來のものと異りたる此臼をカラウスと稱し初めたるか。

(16)　高麗卓(コウラウ)(ビヨク)

『茶道筌蹄』棚物の部に　紹鷗棚　袋棚　丸卓　旅簞笥　三木町棚　高麗卓　桑の小卓　三重棚等の名目あり。其高麗卓には……宗全好(コノミ)一閑眞塗は好(コノミ)なし。高麗臺子を半分に切たる物なり。花塗は海部屋にてこのむ……云々とあり。此器は點茶用棚の一種大體高麗臺子と同じきも異なるは方形にして長さ約一尺七寸位なり。

(17)

高麗臺子

『茶道筌蹄』に　反臺子　竹臺子　爪紅臺子　高麗臺子　柔臺子等の名目あり。其高麗臺子は……元來高麗物寫しなり、元伯より持來れるは浪華天王寺屋五兵衛所持、元伯書付あり。千家茶事不自齊聞書　臺子の事　一眞の臺子大小（大は風爐小は爐用）是は唐にて高官の膳也。昔越前永平寺トフケン和尚入唐の節持歸りたる臺子を、日本にて茶の湯の臺子に用ゆ云々……。高麗臺子　爐に用、足は宗旦より遣初む、好にてなし、只遣ひ初め候也。

『和漢茶誌』に高麗臺子　朝鮮之製、四柱を設く、版を冠し臺と爲す。下盤底に於て四片の版を旋し足と爲す、黑漆一兩を以て抹、其製粗なる者也。其用南爐に宜し風爐に宜しからず、本國之に倣ひ此を製す。四方精漆を以て之に塗る。或は金銀飾を以て紋を畫く者あり、多く婚禮の具也。高麗制に比し上下左右寬濶也、故風爐に置く亦可也。

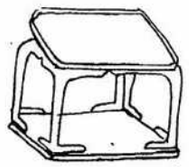

『貞要集』臺子の起は筑州崇福寺の關山南浦紹明和尚入唐し、歸朝の時始めて臺子一匪携來れりとあり。これより紫野大德寺に傳はれり、其後脊氏將軍の御時代天龍寺開山夢窓國師、築山泉水、遣水等の作り庭を營み、臺子を以て茶會を執行はれしとかや。此時より茶道漸く世に行はれ、武家にも茶亭作庭を構賞翫せしより臺子武家に傳はれり。

此器は點茶用棚の一種高サ一尺六寸一分半、天井及地板の長サ共に二尺三寸幅共に一尺三寸二分なり形圖の如し。

(18)

高麗燒　朝鮮燒　高麗茶碗

一、高麗時代の陶器、磁器にして、近代のものは多く開城附近の古墳其他地方の古墳等より發掘せられたる副葬品なり。靑高麗、白高麗の別あり、前者には浮彫、沈彫、象嵌等の模樣あり、後者にも彫刻せるものあり。茶碗、皿、瓶、酒器、香爐、枕等々の種別あり。

二、德川時代に於ける此名稱は高麗時代、竝李氏朝鮮時代の陶磁器の古物及日本に於て此等に模造して作りたるもの、俘虜朝鮮人の日本に歸化して燒き初めし者、日本陶工の之を學びて作りしもの等を總稱す。

曳屋庵南竹の『我衣』に……瀨戸物町（五丁）にてむかし高麗やき、南京やき、瀨戸物一切商賣せり、靈岸嶋へ引こしてのち、瀨戸物屋と唐物屋とわかれたり。

『耽奇漫錄』磁盤片　鎌倉賴朝屋敷舊址より掘出。予かつて山葵擦數品を藏弆す、已に

先會（甲申九月十三日）に出せり、其中朝鮮燒のものその製これと同じ。

『嘉良喜隨筆』高麗茶碗の内には、井戸は至極のものなり、其次金海、其次熊川、其次フキスミ、其外に三島、奥器手、判事手、茂三手と云ふ判事の物の好也、茂三は宗對馬殿の茶器にて此者の好也。此外にカサ手、御本手、御藏手と云もあり、此品はあし。井戸は古きを賞す、第一のよきは奥器手也。高麗茶碗には茂山井に判事燒の外に舘燒と云ふあり。寺澤殿朝鮮陣を立る立時、三百餘とり物に男をつれ來れり。朝鮮にて照布を今迄織たると申者には布木綿をゝらせ、茶碗を燒たと云ふ者には燒物を申付らる。朝鮮町迚二三町の所へ皆集てをかれしと也。此時より唐津燒上手になるは高麗人が高麗茶碗を燒し仕立にて仕る故に見事也。不出來の物は谷へ棄也、其棄たる内に物すきなるあまた在也。

高麗茶碗

倭館（注釜山に在りし對馬の代官屋敷）にて日本人好んでやかす也。

△奥高麗　肥前唐津製のもの

△朝鮮唐津

『本朝陶器攷證』一、唐津燒　高麗左衛門に始まる。奥高麗と稱するものは朝鮮忠清道の西北に唐津監あり、唐の船附にて此地の燒物なり。土藥を見るに朝鮮なり、古唐津と似て違へり。一、朝鮮からつに二手あり土藥ともに朝鮮の物あり。朝鮮からつなり。唐津の土、朝鮮の藥あり。朝鮮藥唐津やきあり。和訓同じき故に一物を一つにしたるなり。掘出し唐津の内より色々の畳物を見出なり、トトヤもあり。

△朝鮮風高麗手　肥前平戸製のもの

『本朝陶器攷證』肥前平戸

朝鮮風。高麗手など申候。燒方は只今の染付物風に相成候事何故にて候哉。何之年號頃より今の通りに相成候哉。

高麗手は朝鮮傳にて可有之候。

平戸領早岐郷三河内山陶器の草創は慶長三年朝鮮より御歸陣の節松浦式部法印鎮信、熊川の陶器師巨關と云ふ者を連れ歸り、平戸島中野村にて始めて陶器を製せしむ。之を中野燒と云ふ、其風は高麗風なり。

徳川時代より今日迄高麗茶碗と稱するものには左記の如き種別あり。

井戸（青井戸　名物手　小井戸）井戸十郎なる者始めしと傳ふ
玉子手
堅手（御藏堅手　長崎堅手　大阪堅手　絵片手　雨もり片手）
金海
刷目
三島（鐵資三島　花三島　塚畑三島　朝鮮三島）
熊川（眞熊川　後熊川）
伊良保（黄伊良保、釘ぼり伊良保）
蕎麥
トトヤ
五器
半使
和手
御所丸
御本
粉吹
雲鶴
宗胡録
内兀手
染附

朝鮮べつかふ

『歴世女裝考』朝鮮鼈甲　ハヅの事照義の話に朝鮮べつかふといふは朝鮮にて産する水牛の角の肉付の際はよく瀧て瑇瑁のやうにみゆるゆゑ是にて櫛笄を作り眞甲に僞はすゆゑに朝鮮べつかふといふなり。かゝる事を創製は安永のはじめなり。今より七十餘年前　價も高くなりしゆゑ天明の頃より和の常の牛の角を用ゆ。

頼曰く石水牛とあるは誤りにて普通の牛の角なるべし。

『守貞漫考』玳瑁を鼈甲と云ふ事及之を用ゆる事　余が聞く所何の年歟官命じて瑇瑁の櫛及笄を禁止す。其後奸商は瑇瑁と云はず鼈甲と名けて之に反く。今世の人は鼈甲と云ふを本名と思ふ人多く、又官にても往々高價鼈甲を禁ずることあり。鼈は土鼈にて

俗に云すつぱん也、瑇瑁は珍寶の其一也。夫を奸商すつぽんに燗けて之を賣し也。今は朝鮮鼈甲も朝鮮瑇瑁也。

鞆曰く德川時代朝鮮鼈甲と稱したるものゝ中には數種あり。牛の爪のものもあり又下等鼈甲もありしなるべし。朝鮮には鼈甲を產せず李朝に用ゐられし器具の鼈甲は多く對馬貿易により得たるものと思はる。今之を見るに大體下等品也。此名稱のゆはれは、日本の商工人が商略より作りたるか或は對馬が南洋產の下等品を朝鮮品と僞りて賣り出したるか其何れかなるべし。

(20)

朝鮮形　朝鮮張形

此名は Phallus Künstliche Penis の事にして德川後期の春書中の文に現はるゝも其形狀の如何なるかを記したるものなし。唯だ英泉の『枕文庫』中に朝鮮形一にヤソガタ、ヒメナキと稱し、嘗に女が孤獨に使用するのみならず、コイトスの際先づ試みて感情を興奮せしむべく使用すべきを說けり。何故に此名を命じたるか、日本にて製したるものと形を異にせるか。元朝鮮より其技工を傳へたるか或は別項の朝鮮鼈甲により製したるに因り名付けられたるか不明。朝鮮の此種もの昔より有り、宮女寡婦等に使用せられ、三十餘年前著者來鮮の當時は京城安國洞安洞別宮其女官の居りし所の前の雜貨店に賣却し居たり。俚語に此を買ふ婦人は薄倖此店に入り無言にして微笑せば夫れにて買得たりと傳へらる。又二十餘年前今の貞洞町放送局下の古宮殿を取毀ちたる時、床下より多數の此具を發見したり、其中にタガヒ形と稱するものありしと云ふことは此名稱研究上參考とすべし。今古物商等より稀に出づる此器（形の牛角製）を見るに其技巧甚だ優れたるものあり。

(21)

朝鮮扇

德川時代に於て朝鮮の扇を摸し（紙地に油を引くこと、片面に骨を見はす形式）て造りたるもの。

『延寶五歌仙』うち、眺め行不破の關庵　旅衣朝鮮骨の扇地なり　下宅

『雅筵酔狂集』風替りの朝鮮扇。

『異說まち〳〵』又朝鮮扇を擬して斑竹の平骨の麁扇に銅の要打て道中差と油紙に書きたるを云也。

扇は元來日本の發明にして足利時代高麗に傳へ高麗に於て之を模造し引續き李朝に於ても之を製造したるが。德川時代後期に至り、日本に於て朝鮮の扇の一風異なれるを賞して模造するに至れるものなり。

第十一章　雜

(1)　狛犬（コマイヌ）　高麗犬（コマイヌ）　胡摩犬（コマイヌ）　犬或は狗に作る

現在神社鳥居の直近參道の兩側に一對に置かれてある石若くは金屬に作りたる高麗犬と稱するものに付て其考證を設かんとするに、本件甚だ複雜にして、此小冊子に載せ得る所に非ず、故に唯要點を述ふるに止むべし。

其沿革の概要は、元は獅子狛犬と二つに別けて對稱し(1)宮中殿内の帳の裾の鎭子又は扉の押へとして置かれしものが、後に殿前にも置かるゝことなり。(2)それが後には神社の内陣に置かれしが、後には更に社外に出し置かるゝに至りし經過をとりしものにて。一方又(3)神社に置かれし後に佛寺の門前にも置かるゝに至つた。(1)の時期は奈良朝より餘りに多くは遡らざるべし。(2)は鎌倉時代の事で(3)は或は其後期でないかと思はれる。

『建暦御記』に建治三年下野國宇都宮社内陣に古鎭の狛犬ありし事が記されて。又奈良

東大寺の南門にも在り、又佛工定朝が二つの俊猊を刻み金剛藏王に寄進せしこと『修驗故事便覽』に出づ。されども東大寺のものは勅命に依るものであり、佛寺の方は餘り多く神社の如くには置かれなかつたようである。本地垂迹の說衰へ神社の尊嚴を維持するの風潮起りて後取除かれしものある如し。

(甲)　其名稱

一獅子（一に師子に作る）狛犬（高麗犬に作る）（胡麻犬にも作る）元來二つの此對立したる名稱なりしことは、次に示す如く古文獻の上に於て明白である。以下に記す二以下の種々の名稱は後より變更又は附會せるものと認めらる。

『榮花物語』中宮藤原彰子長保二年四月つもごりに入らせ給ふ條に、御帳の前のシシ、コマイヌなども常の事ながらめとゞまりたり……。御帳の前にいと事ごとしく向ひ侍りしこま犬の人はなれたる壁の下に捨置かれたること、見るもいよ〳〵あはれにて「見る儘に夢まぼろしの世の中は獅子の果こそ悲しかりけれ」「さもこそは君が護りのうせぬとも斯くやは獅子の果もなるべき」。

『空穗物語』……夜に入りてついまつまいるゐだけ三尺計りのしろかねのコマイヌ、

くたあふていすへておむをからのほそくみして、ついまつにかくたひて夜一と夜ともしたり。『枕草紙』めでたきものゝ條に、宮初の作法。シシ、コマイヌ、犬しやうじなどもてまいりて御帳の前にしつらひすへ……。

『源氏物語湖月抄』鎭帳犀とて几丁など吹上るをとゞむる物あり。『安齊隨筆』鎭帷犀貞丈按するに、鎭帷犀の犀の字は豺の字歟、あまいぬこまいぬ成べし禁門の扉をあふるをおさへ、鏇几丁の吹あぐるをおさへるもの也。神前の扉の前にもあり。

『禁秘御抄』清涼殿　帳　獅子　狛犬（帳前南北に在り左獅子）南殿（紫宸殿）御帳恒の如し（几帳無し師子狛犬あり倚子に立つ）

『禁腋秘抄』紫宸殿　節會二孟旬、主上春宮御元服など行はる。母屋の中央に御帳を立つ、中に御椅子を立つ師子コマ犬御帳の外に在り。清涼殿　常にわたらせ給ふ給殿なり……。御帳の帷を垂たるが故に木丁御帳の長の方にすぢかへて立、内に雲綱の御座三帖をしく御帳の前の下左右に師子狛犬有り。

『皇大記』後朱雀天皇長歷三年卯五月十九日、伊勢奉幣あり。寅年宣命存金銀獅子狛犬を奉らる。

『類聚新要』左獅子、色に於て黃口を開く。右胡摩犬、色に於て白し、口を開かず。

『思ひの儘の記』……嘉永七年に内裏燒亡の時清涼殿の獅子狛犬を五位の殿上人たる人一條家に預に來る。後日其人を尋ぬるに携帶せる人ある事なし。此獅子狛犬は數百年を經たる古物也、其靈の致すなりと一時の奇談とせり。

二、高麗犬　狛犬　胡麻犬　二つ共コマ犬なりとするの說は、

『和漢三才圖會』按するに社頭拜殿兩傍犬牝牡蹲踞の形を作り之を置く、呼んで高麗犬と曰ふ。

『神社啓蒙問答』問、高麗狗何の義か。答曰此犬也、其義紀に見ゆ。王室今尙銅犬あり、而して諸社の階除獅子を置くは非也。

『神道名目類聚抄』或記に云ふ、神代のチカヒによりて今に天子の高御座の傍に銅犬を置かるゝ是れ緣なり。是故に神社の大床に此の狗を置くとなり、今獅子を置くは誤也。

『本朝諸社一覽』問云、コマイヌは何の義ぞ。答高麗犬也、然るを獅子の形につくるは非也。亦上加茂の社のコマイヌの後の板に同じ犬を繪書きてあり、是れ餘社にまれなり、是をかげの犬と云ふ也、仔細神秘也。

『惶根草』神前に狛犬を置く事古來より衆說ありて一決し難し。

『鹽尻』今禁中にある獅子狛犬、一つは弘法大師の彫刻、一つは後陽成院の御自作あらせ

られしとかや。昔し高麗より我國にわたしたる獅子今東大寺の門前にあり。こまより來る故に狛犬と稱せしとぞ。

三、アマ犬とコマ犬の二なりとする說

前掲湖月抄中にあり。蓋牝牡なりとするより一の牝の方をアマ犬とせしものならん。

四、獅子なりとする說

『江次第』踐祚上讓位の條　日記御厨子二脚　大狛子三脚　同小厨子二脚　獅子形二。

『文安御卽位調度』の圖にも獅子とあり。

『類聚雜要抄』獅子形を立つときは帳前南方椎末の表二戸の左右之際に立つ二つ相向ひ立也。

『修驗故事便覽』問、神前に獅子を安んずるの義諸書に散在すと雖も未だ善を盡さず：……。今寺門の獅子に官刻を以て依據とせり。（注、官より彫刻して立つるにより義支なしの意）

五、二つ共アマ犬なりとするの說

『加魔我』神前の天狗（アマイヌ）を獅子の高麗犬といふ事片巓もなき說なり。

六、天祿とするもの

『醒見』氣比神社階上に天祿あり（俗に獅子狛犬と云ふ）階下黑白の二犬あり。是れは狩場明神として空海を引入して登山せしめたる神なりと云ふ。

七、兒なりとするもの

『延喜式』（左右衛門）に大儀の日兒像を會昌門左に居く。事畢つて本府に返收す。（右府同右）

『百家說林續醋中清談』御卽位の時兒の像を造りて庭上に設けられし（文安御卽位調度圖に見ゆ）ことゝ見えて、其の圖を見たり……。

鞆曰く、シシコマイヌを兒なとゝ稱したる事なし。延喜式に兒とせしは、シシ、コマイヌの通稱俗を厭ひて故らに漢文的に此字を充てしものか。兒の解後段にあり。

八、狻猊

之れは獅子の別名なりと考へて高尙ぶつて書き充てられしものなり。されど誤也、狻猊の解後段に出づ。

（乙）其形態等

材料には金・銀・銅・青銅・鐵等の金屬と、木彫・陶造・石造の別あり。陶製は備中吉川八幡宮、木製は京都宇治神社・近江大寶神社・備中吉備神社等何れも內陣に置きたるものにて今に國寶として殘れり。其獸の形態は姿勢に於て（イ）前脚を垂直に伸し後足を屈め蹲踞せるも

のと(ロ)前脚を少しく屈して背を稍平かにせるものと(ハ)前脚を前に屈し腰を高く擧げ將に躍らんとする如き狀を示せるものとあり。頭には雙方見合へるもの普通なれと、中には頭を曲けて外方方を逆へたるものとあり。卽參詣人の來る方に向へるあり。口は(ニ)雙方共に開けるもの(ホ)一方のみ開けるもの、其開き方に稍僅かに開けるものと大に開けるもの(ハ)雙方開かざるものとの別あり。(ホ)は佛教の影響を受けたる後のものにて阿吽(阿は開口して陽を表はし左に置き吽は閉口して陰を表はし左に置く。)角に付ては(ト)雙方角無きものと(チ)雙方角あるものと(リ)一方角あり一方無きものとあり。角には一角と二角あり。(リ)には其角一本にして額の中央に上に向つて生へたるを普通とす。尾は總狀を爲せるものと僅かに犬の尾の如く小さきものとあり。又上に捲上がれるものと否らざるものとあり。體には何等技巧無きものと毛樣の斑紋を作りしものとあり。頭毛は佛の頭の如く數個捲狀を爲せるものと、流れて下に捲狀を爲せるものと、全く捲狀無きものとあり。要之するに其形態は大體に於て唐宋の陵前殿前等に置かれたる石獅の製工の影響を受け之に日本の工技を附加したるものと考ふべきも、古きこま犬は尾も顏面も稍犬に近きは大に注意を要する點なり。而して一角のものは支那神獸辯豸に象れるものなること蓋疑なかるべし。

備中　大八幡神社狛犬

(丙)　緣由に付ての諸說

一、神代紀火酢芹命の故事に基くとせるもの。

『神道名目類聚抄』神代卷に云ふ……狗人請ふ哀みたまへ弟のみこと還りて溷瓊を出したまへば則ち溷自から息ひぬ、ここに弟のみこと神德ゐますと知りて遂に以て其弟のみことに伏事是を以て火酢芹命の苗裔諸の隼人等今に至るまで天皇宮墻の傍をはなれず吠ゆる狗に代りてつかふまつるなり。或記に云ふ神代のちかひによりて今に天子の高御座の傍に銅犬を置くとなり。

『神社啓蒙或問』問、高麗狗何の義か。答

此犬也其義紀に見ゆ。

（註）書紀神代卷に彦火火出見尊が本宮に歸り海神の教に從ひ釣を兄の火酢命に與へ兄怒りて受けず、弟潮滿瓊を出し潮山を沒し兄乃ち伏罪して吾已に過てり今より以往吾が子孫恒に將に汝の俳人たらんと云ふ狗人請ふ哀みたまへ。弟還りて潮涸瓊を出したまへば則ち潮自から息ぬ是に兄の尊は弟の神德いますと知りて遂に其弟に伏事ふ是を以て火酢芹の命の苗裔諸の隼人等今に至るまで天皇の宮墻の傍を離れず吠吠に代りて來事る者なり。……とある故事。

二、神功皇后三韓征伐の故事とするもの

『神社啓蒙問答』……又或說に、神功皇后三韓を伐ち、從へ給ひて御弓を以て高麗王の門に立て住吉大神を祝ひ祭り後世のしるしとしたまふ。且謂つて曰く高麗の王は日本の犬なりと、因りて本朝に從ひまつる。是れ狛犬の濫觴なりと云へり。

『廣益俗說辨』にも右と同說あり。

『和漢三才圖會』に……呼んで高麗犬と曰ふ。蓋し高麗は朝鮮古國名三韓內の一なり。疑ふ是當初神功皇后三韓を伐つ時皆降伏して盟つて云ふ。子々孫々に至る奴の如く犬の如く永く戎守の臣たらん……。其證を後世に留め狗形を作つて神前に安んずるか乎。精曰く、一二兩說共附會の甚しきものなり、何事も神代に索强せんとするエセ神道者流の說に出づ。特に二の神功皇后云々の事史に無きものなり。又之れを薩摩隼人の犬吠に關係ありとするに至ては甚しき附會と言はざるべからず。（註）隼人の犬吠とは、薩摩隼人を以て皇宮警察に充てしものにて其犬吠と云ふは主上出御の時隼人が今日神社に於て降神昇神の時神官がオオーと長く一種の音調を爲せる如き聲をなしたるを云ふ。

三、コマ犬を朝鮮に緣由ありとする說

『倭訓栞』こまいぬ、狛犬と書けり。其の始め高麗より渡しける獅子の像也。その獅子今東大寺の南門に在りといへど、獅子と狛犬とは別也。狛犬と呼べるは其始狛の國より來れる犴也。これを狗人の義にとれると云へるも亦非也。

『ありのまゝ』高麗犬と云へるは一角あり、是れはもと狻猊の事なるべきを高麗より傳はりたれば、コマイヌと名けられしにや。

『石見國風土記』長江社管鎭子社也、大巳貴神を祭る西國に於て始めて鎭子を用ゆるの宮也。其鎭狛百濟より貢する所也。

『鹽尻』神社　コマ犬、高麗犬と書べしと是なり。按ずるに高麗樂に狛犬と云ふ曲あり ければコマ犬の名は韓のことなり。

◇　◇　◇　◇　◇

支那に於ては獅子の外に靈獸として想像的につくり上げし獅子に似たるものあり。

又外國に實際存在せし某々獸に蛇足を附加せるものあり。それ等を前に出たる兕、狻猊等の解と共に說明すべし。

△狻猊『爾雅』大三獶一に獶に作る。二獅一豸を生む。未だ惡狗を爲す……とあり此狻猊無論想像的のものなり。

△犴『周官』士射犴侯、注　犴は胡犬也狐に似て小黑喙善く守る。

△白澤『黃帝內傳』帝巡狩し東海に至る。桓山海濱白澤能く言ふ萬物の情に達す……。帝以て圖し之を寫さしむ。以て天下に示す、帝乃ち辟邪の文を作り以て示す。

△辟邪、天祿『十洲記』聚窟州辟邪天祿あり。『孫氏瑞應圖』天鹿は神靈獸也。王者道修らば至る。

『漢書西域傳』烏戈の地桃拔あり。孟康註、桃拔一名符拔、鹿に似て長尾、一角の者或は天鹿と爲す、兩角或は辟邪と爲す。『名義考』桃拔、此獸能く不祥を除く故に之を辟邪とす。永く百福を綏す、故に之を天祿と名く。漢天祿を閶門に立つ、古人辟邪を步搖上に置く皆祓除永綏の意を取る。

『沈氏筆談』後漢中平三年天祿蝦蟆を平津門外に鑄る。注して云天祿獸名、今鄧州南陽縣北宗資碑の旁ら、兩獸其脚に鐫る、一に曰く天祿一に曰く辟邪。元豐中予鄧境を過ぐ此の石獸を聞に尙在り人をして其刻する所天祿辟邪の字を墨せしむ。其獸角有り鬣大鱗あり、手掌の如し……。

『大明會典』三品の碑蓋に天祿辟邪を用ゆるを許す。

△兕『論衡』、兕は水中の獸也。『唐六典』白兕上瑞と爲す。

△解豸　解一に鄋に作る。

『論衡』雉觶は一角の羊也、性罪あるを知る。皐陶獄を治む其罪疑しき者羊をして之に觸れしむ。罪有れば則觸る、罪無ければ觸れず。斯れ蓋し天一角の聖獸を生じ獄を助け驗と爲す。

『說文』鄋豸は山牛に似て一角、神人鹿を以て黃帝に遺る。『輿服志』鄋廌（豸に同じ）神羊也。

『神異經』東北荒中獸有り羊の如し、一角毛青く四足熊に似たり。性忠直人の鬬を見れば則ち不直に觸る。人の論を聞けば則不正を食ふ、名けて鄋豸と曰ふ。一名任法獸、故に獄皆北東に立つ所在に依る也。

（注鄋豸は人心の善惡を知ると稱し支那に於て宮殿前に建てられ。又法官の冠に此獸の繡を爲し鄋豸冠と稱したり。コマ犬の一角のものは此鄋豸なること疑無し。

△獅子に付ては

『爾雅』狻麑貓の如し虎豹を食ふ。註卽獅子也西域に出づ。

『續漢書』章和元年安息國獅子を獻ず。『南史』梁武帝の時波斯國獅子を獻ず。『洛陽伽藍記』波斯國獅子を獻ず。永安の末始めて京師に達ず。（莊帝の時）

山東省嘉祥縣武氏祠及四川雅安縣高頤墓前の石獅は最古く漢代のものとせらる。

◇　◇　◇　◇　◇

朝鮮に於ける獅子の石形は今殘れるは皆新羅統一後のものにして慶尙北道慶州佛國寺多寶塔同郡武烈王陵興德王陵前の像及全羅南道求禮郡の華嚴寺の舍利塔に刻せるものなり。是等及高麗朝後の獅子の石像を見るに古きものの中には日本に在るシシコマイヌの像中の某るものと似たるものあれど、大體は殆んど別の形式より成立てるもので朝鮮より傳來せしものとは認められず。又犬の石像は今何れにも無し。唯だ王氏高麗朝の時纖緯風水の說により北漢山の頂が僅かに現はるゝを賊峰と稱し開城を覬覦するものとして大に意に介し（時れたる日に於て國太平なれば見えず若國に亂あらんとする時に現れ見ゆと稱し）之を壓勝すべく四十八の石犬像を造り置きたり（一個の犬十年計四百八十年にして亡べりと傳ふ）との傳說あり。今一つは釜山鎭の東面の門の城壁石に犬を刻みたるものあるのみしにて、日本のコマ犬は朝鮮の古の三國より傳へたりとは思はれず。

（2）

高麗流（馬術）

『大坪本流馬道秘書』流外といへるは大坪八條小笠原內藤の外を指て流外とは云事也。大凡諸流の出來るは正保以來の事也、中古に大和流、高麗流とて二出たれども是は皆四流の內よりして出たるもの也……。『安多武久路』……或人問ひ給ふは、馬乘習ふに高麗流といふあり、又高麗目錄といふもあるいかなる事ぞと云。壽俊答て云、高麗流といふ事不分明なれども、かれこれあはせて考ふるに、日本紀應神天皇の記に、百濟王より阿直岐といふものに添て良馬二匹を奉し時、輕の坂の上に御厩を建てすなはち阿直岐を司とし飼ひ養せ給ふ也。此阿直岐といふものは百濟王の首なれども、同國なれば人馬ともに高麗國のものにて有けんも知れず。されば其馬をよく乘ける故其比の大臣公卿阿直岐に其馬乘べきやうを尋ね習書集給ひて、後高麗の阿直岐がつたへし事なればとて則高麗流と號し後の人又夫を本とし段々乘こゝろみて了簡をくはへて馬書としたるべし……。中

比の小笠原殿より八條家、鹿島家、内藤家などきこえし人々も、高麗流の書のうちを減じて目錄書にして傳へられしと見ゐたり、是らを高麗目錄と云歟。さればこそ小笠原淨元より日原石鹿に傳へられし系傳、又は鹿島（後大坪と改たむ）家にありし系傳も其おもむきは、大概似たる事也。是を思へば當時の馬藝も高麗流より出し事なれども、代の末になりて高麗流も目錄もさま〳〵に心得違となりたるべし。壽俊所持の高麗流の馬書は、文明以前の小笠原殿の筆跡にて、事細やかに記して則高麗流と書付ある也高麗目錄とは記してはなし。此說餘りに古くに遡るに過ぎ且想像を逞ふしたるものにて信じ難し。武藏及其附近高句麗人は牧馬及騎乘と關係深かりしものなれば馬術の元祖も此邊の土地に出でしものならん。

(3)　かうらいに　　高麗煮

『料理物語』鯛からいに、鍋に鹽を少しふり其儘鯛を入れ古酒に白水をくはへ、右のいほ（魚）ひた〳〵に入候て酒氣の無きまで煮候て飯のとり湯をさし、景をおとして加減すい合せ出し候也。何にても木の子、ねぶか、など入てよし。其外作次第、此時に鯛をおろしてきり入る也。

今朝鮮に於て多少右記事に似よりの魚類調理法あり。德川時代朝鮮信使の連れ行きし料理人より傳はりしものか。

(4)　唐衣（からぎぬ）　　辛衣　　韓衣

天平二年に始めて禮服の上着に撰定、背子とも云ふ。始めは袖無しの丈の短き垂頭の衣にして襟と袖口とに別のキレを付け內懷に紐があり、之を懷で結んで居たが、貞觀の頃には其結び餘りを外へ二條垂らすことゞなつて、藤原時代より衍が延長し末葉には置口（袖口の飾）は廢れて廣袖となり襟の飾は廢れて襟を裏返して着ることゝなり後世の唐衣が成立した。（江馬氏考證）

『萬葉集』物に寄せ思を陳ぶ

辛衣、君爾內著、欲見戀其晚師之、雨零日乎。

韓衣君に打著せ見まく欲り、戀ひぞ暮し、雨の降る日を。

朝影爾、吾身者成、辛衣、裾之不相而、久成志。

朝影に吾身は成ぬ辛衣、裾の相はずて久しくなれば。

『萬葉集略解』辛は借字にて韓也。卷十四可良許呂毛「スソノウチカヘアワネドモ」とよ

ムて古へ韓人の裔あはざりけん後世衣をすべてカラ衣といふは異也。

『裝束唯心抄』十二單之事　唐衣唐織

『西宮記』女藏人平絹唐衣下濃裳

『爲房卿記』延久五年正月一日辛巳御裝束を改む供奉の女房采女等唐衣を著打せず、只直裝束也。

『類聚雜要抄』一　舞姫裝束三具、丑日赤色唐衣一領織地摺裳一腰。

『紫式部日記』正月一日ことしの御まかないは大納言の君、さうぞく、ついたちの日はくれなゐねびぞめ、からさぬは赤色。十五日少將のきみあかいろのから衣。

『增鏡』正應元年六月二日（藤原鏡子伏見の女御となり入内の時）入内のよそひは赤色の御から衣。

『言成卿記』文化十四年、女御　衣冬赤色　唐衣。

支那の唐制を採用したる奈良朝以來の女の着衣たるカラ衣は其樣式を唐に採りたるものなれど。カラギヌ又古きカラコロモと云ふ語は昔より有り其ものは朝鮮の衣裝に倣ひ作りたるものか。

(5)　狛冠

『日本紀略』寛和二年五月卅日丁酉、天皇南殿に出御打毬の興あり。番長以上各十人、左右近衛、左右衛官人並二十人二番と爲す。皆的冠を着く。

頭書、春村曰く、的冠當に狛冠に作るべし、西宮記、五月六日打毬條云、衣冠唐人の如し。同書臨時四云、打毬裝束狛巾子冠、黃袍云々。即ち是。

輔曰、日本の打毬は渤海より傳はりたること拙著（朝鮮風俗資料集說）打毬史の部に詳しく述べたり。此コマ冠は其時併せて渤海より傳はりたるか、或は又唐より傳はりたる打毬樂の粉裝を用ゐたるか。

(6)　朝鮮純子

『黃金產業袋』、唐物類　緞子（閃細）色いろ〳〵、幅丈繻子に同じ（幅二尺四寸位　丈五丈一二尺）今俗に朝鮮純子といふ。

室町時代より江戸中期迄に迨び一長崎貿易の開けざる間は一支那の絹絲及絹織物は東萊の對馬倭館の對馬貿易により專ら輸入せられたるものなれば此名稱を生じたるものなるべし。

(7)　高麗物（コマモノ）　小間物

『四方の硯』商家に小間物といふは高麗物といふことなり。高麗をこまと訓するなり、今も泉州堺にはこま物屋といふ名殘れり、高麗と書なり。此地むかしは異國船往來せし時に彼土の産物を交易したる時の名なるべし。品數あまたあきなふ店を小間物屋といふは誤りなるべし。

此說正しとすべし。王氏高麗時代に於て堺及筑紫に於て日本との交易行はれたればコマモノは卽高麗物なるべし。（地名高麗橋の條參照）

(8)　朝鮮問屋

『國花萬葉記』朝鮮問屋　井筒や平左衛門（中立賣新町にし）　立入傳右衛門（新町中立賣上）　淺水源兵衛（油小路出水上）

右は宗對馬守呉服所也

（此朝鮮問屋の外に長崎問屋藥種問屋諸國貿易の問屋等々數十問屋の名右書に出づ）

右對馬の宗家が釜山貿易に於て輸入せし呉服物を賣捌きし店なるにより此稱あるに至りしなり。

(9)　朝鮮流（喜道）

『二老略傳』紀州の梅溪は朝鮮の人なり、紀州の御代初に召抱へらる。其書唐にもあらず朝鮮流なり。朝鮮國の風は趙子昂を傳へ久しく成て其本傳を失ひたるものなり。水府の中村立節も朝鮮流と見るものなり。篆隸は可ならず。

（迚）李梅溪の父は眞榮にして、眞榮は慶尙道靈山の人（今の昌寧郡内）文祿の役俘虜となり大阪に賣かる紀州海士郡の人西右衛義俠を以て之を扶助す、後海善寺中岸松院西舉（此僧朝鮮人）の弟子となり得度す後還俗し賣卜を以て業とす。有田郡の舊家宮崎氏の女を聚り三男一女を生む、梅溪は其長子なり、京師に出で學を修む經史に通せざる無し。藩主德川頼宣其賢を聞き侍講とし師傅を以て遇す、德川創業考異記の著あり。

(10)　高麗煎餅（コマヤキ）

『南嶺子』物皆相異れある事の條に、蜘蛛に畏れ蠶に色を變する類は活物なればさもありぬべし……云々。又導引の手術に妙ある醫人あり、高麗煎餅を見ては色青く有り、畏

る事甚し……。とあり。如何なる菓子なるか又其名の縁由不明。

(11)　朝鮮飴

飴の一種、半透明のアメ色にて軟らかく、ギュウヒ餅の如し。切りてウドン粉を附着す、熊本の名産にして、加藤清正朝鮮陣の時其製法を傳へたりと云ひ。又其時清正が此飴を兵士に與へ氣力を養はしめしとも傳ふ。

大田南畝『一話一言』に本町紅谷志津摩家菓子譜菓子の種類を列擧せる中に、朝鮮飴一本には代十匁　庚午四月十五日　とあり。是に據れば江戸に於ても製し賣られたるなり。

現在も熊本名物の一として傳はる。

(12)　唐革細工

支那及朝鮮より輸入せる革を以て作れる器物に對し德川時代に名けられたる名稱。後には日本製の其模造品にも此名を充つ。

(13)　朝鮮甘草

『本草綱目啓蒙』甘草の項に朝鮮甘草は味過て甜し良ならず。とあり、德川時代朝鮮の藥草材は東萊の對馬貿易により相當の量が輸入せられ現に今に盛なる大邱の藥令市の如きは、もと右貿易に起原して發達せしに非ずやと考へらるる節もあれば、本項及植物の部に入れたる朝鮮五味子等朝鮮名を冠せるの類多かりならん。而して朝鮮には甘草は產せず或は滿洲品か。

(14)　狛人

『本朝語園』……大伴狹手彦は金村連

第三子也。宣化天皇の時百濟より高麗の寇するを以て使を遣はして救を乞ふ、卽ち狹手の命を大將軍として高麗をうたしむ。其の王墻を踰えて遁れさる、勝にのり宮に入り悉く珍寶貨賂を取つて、天皇に奉る、還り來りて高麗の因を獻る、今山城國狛人是なり。

(15)　高麗錦

『空穗物語』ゐうの天上には鏡形雲のかたを織りたるコマニシキをはりたり。

『源氏物語』繪合、右はむんの箱に線香の下机、打敷は青地のコマノニシキ、足結のくみげそくの心はへなどいといまめかし。

『延喜式』雜織　白地高麗錦一疋、絲七斤四兩、織手一人、共造一人、長功二尺七寸、中功二尺四寸、短功二尺一寸。『同上』掃部　凡そ御座は清涼後凉等殿……錦草整を設く（高麗錦裏薄地）

（修繕東施裏）

『東大寺獻物帳』書法廿卷　楊晉右將軍王羲之草書卷一、右並に銀平脫箱に納む、赤高麗錦袋に納む。

『續紀』元明天皇和銅四年桃文師を諸國に遣はし始めて綿綾を織り習ふを敎ゆ。（地名六十八巨麻郡參照）

『萬葉集』旋頭歌の中

狛師、紐片叙、床落邇祁留、明夜志將來得云者、取置待

高麗綿紐の片方そ、床に落ちにける明日の夜し、來なむと言はゞ取置きて待たむ。

垣廬鳴、人雖云、狛錦紐解開、公無

垣穗なす、人は言へども高麗錦紐解きあけし君ならなくに。

棉錦紐解開夕戸、不知有命、無有、

高麗錦紐解きあけて夕だに知らざる命戀ひつゝかあらむ。

右三の歌のコマニシキは紐の枕詞ならんも、當時コマニシキなる織物の存在せるを知るべし。此語は古くより在り朝鮮と關係あるものにしてニシキなるものが最初半島より渡りたるか又歸化人の手により作られりしに基因するものならん。

(16)　朝鮮書

『守貞漫稿』に左の如き記事と圖あり。

書の背面　朝鮮書と綱貫書は、如此、此朝鮮は前背に別の革裁を重ね、鐵鋲數十個をうつ、綱貫と足袋書は背にのみ製之。又三書ともに用之時、內に古毛氈の裁切れ或は藁しべ等

を底に敷く也。足袋及朝鮮沓は價金一分二朱ばかり。つなぬきは金二朱或は銀五六匁也。江戸は更に革沓を用ひず、京坂も官吏用之等の外多くは賤夫の用とす。

朝鮮足袋は次項によれば女用なるに、此朝鮮沓は男用なり。兩者共朝鮮の韈卽보선に似たる點あれば、之れに由り名けられしか。

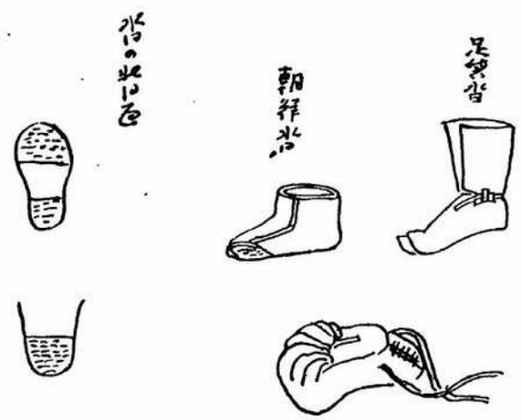

綿貫沓法ゴリを用ひす。素革也

(17)

朝鮮足袋

萬象亭の『反古籠』風俗の滑革の條……安永の頃はじめの比はちよん羽折變じて大長羽折となり、着物の身幅至て廣くなりぬ。羽織は飛色に三ツ紋、丸鶏茶の長紐間着は黒手の八丈か茶返小紋の切雲、鈎足、金米糖などなり。緋博多鈍子の帶、八幡黒の朝鮮足袋に銀の釦鈕。眞田緒の裏附草履（二枚裏三枚裏なり）或は竹の輪法鼻緒、ばら緒をはく人もあり。髪はたばを出したる□髪の本田額はあくまで抜上り、兩國柳橋に住する文樣といふ者上手なり一度の拔賃金百疋なりさいふ二朱なり）大幅の縮緬の五六尺なるをかぶり、祭禮の警固の如き出立にて通行すれども、向ふから來るも横町から出るも、皆同樣なれば氣を付て見る者もなかりき。

『近世女風俗考』に、女用訓蒙圖彙の所載を引き記せる圖(甲)及『京雀』所載の圖(乙)に玆に見はせる如きものあり。甲は前項朝鮮沓に示したる足袋沓の圖に似たれども紐の付け方異なる。乙も甲と同一形のものと認む。右の如きものを指したるか。或は『嬉遊笑覽』に（藥師通夜物）高麗ざしの木綿たび、おとがい頭巾に顔かくし云々（日本鹿子）肥前國名物の內長崎木綿うねさしの足袋とあり。高麗さしといへるは是にや。

とあり其サシカタにより名けたる名か。（前項朝鮮沓參照）

(18)

高麗垣　高麗菱垣

庭園に造る垣の形の名一に高麗菱垣とも云ふ萩葭竹等を用ゆ多く手水鉢を据置ける横に袖の如くに立てらる此名稱は徳川時代のものにて何故高麗名を冠したるか不明。

『石組園八重垣傳』高麗垣　法に曰く丈ヶ五尺ならば横三尺五寸是を定方とし大小共に此寸法を延縮めて恰好を取べし此垣は萩を上品とす葭矢柄竹・竹の枝等を用ゆ菱の結目は藤づるにて結縁は蔵縄なり菱より先へ骨組に結付て程よく行義を極めそれより兩方のふちを結べしふちも外縁より結て後に壁付の縁をゆい其後下ぶちを結て仕廻とするなり。

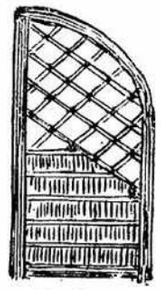

高麗垣

(19)

朝鮮矢來　朝鮮垣　大津垣

其拵へ方は掘立柱を双端に立て之れに木又は竹の横縁を取付け。竹を竪に四つ割としものを竪てに密植して組立つ。

越智爲久の『反古染』に……享保の頃諸國の竹に十年枯と云病ひ付大小の竹殘らず枯て、織竿に杉丸太を用ゆ初めし也……。寶暦半頃より諸國の竹むかしに返り茂しかは、竹垣・竹藩殊に同頃朝鮮人來朝せし折から、工夫仕出し朝鮮矢來時。花。出。天明今松の木柱・竹藩誠に目出度御代のしるしなるべし。

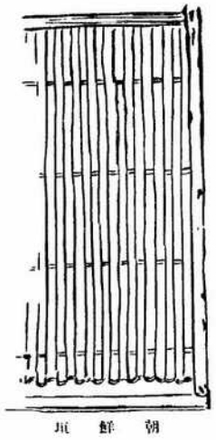

朝鮮垣

『嬉遊笑覽』竹にて一種の垣を作り之を朝鮮矢來といふ。其國より使の來りし時しそめたればなり、そは正德元年七月朝鮮人來聘には『觸書』横小路板にてヤギリ無用、竹矢來喰ちがい低く致し、尤も人の乘越不申程に仕り、往來障りに不罷成候樣に仕(ツカマツル)事と。此度始めなるべし。

(注)李朝肅宗三十七年五月日本正德元年德川家宣の將軍襲職を賀すべく正使尹趾完・副使李彦綱を江戸に遣はす。

此朝鮮垣は江戸國場所の下等娼屋に用ひられしと見え、『守貞漫稿』娼家の部に、左の文と圖あり。

局見世の圖、局長屋也、切見世とも略て長屋とも云、二階家の所多し。然れども平家の所

もあり表制昔同様也。

(イ)　局見世表間口各四尺五寸を入口に二尺を戸を用ひ二尺五寸羽目板にす。戸口の

(ロ)　内土間板羽目の内は鏡臺等化粧具を置く。

客無き時入口戸を開き蒲團は圖の如く帖み、其上に二枕を置く。妓坐なから客を

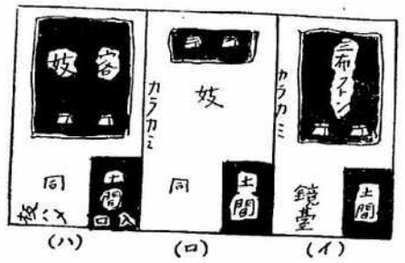

呼ぶもあり、或は戸口に立て強引するもあり。所々其習風による。

(ハ)　客ある時戸を引塞く。惣仕舞の時は毎局隔の唐紙を除く。泊りには夜着を出し、一切遊びの客には敷布團のみにて上に覆物無之。

(20)　朝鮮長屋

高麗寶塔ノ圖

……云々とあり。

此名稱は前項に記す如く長屋式下等の娼家に朝鮮垣を圍らせしにより、千住に在りし此種の圍場所を朝鮮長屋と稱へしものと考ふ。文中「異國くさき」とあるは其名稱の感じをさしたるものにして實物を言ひたるものに非ざるなり。

風來山人『志道軒傳』江戸中の遊所を言ひ竟ぶる條に……千住といへば觀音めける萬福寺の戀無常、朝鮮長屋の異國くさき、いろはちく谷世尊院、人を引き出すをたんす町

(21)　高麗門

城郭の外門　木柱上の屋根は控柱上のと別に作る。

(22)　高麗寶塔

庭園に置く燈籠の一種。五重のものと三重のものとあり圖の如し之れは德川時代の命名也。古代百濟新羅等の塔形を模して作りしより此名を命じたるものならん。

(23)　高麗紙

『源氏物語』明石　こまのくるみ色の紙にわならずひきつくろひて。同梅枝　こまの紙のうすやうだゝなるか　同　こまのかみのはたにこまかになごうなつかしきが色などはなやかならでなまめきたるに、おほどのなる女手のうるはしう、こゝろとゞめてかき給へるゝたとふべきかたなし。

王朝時代に於て朝鮮の紙が貿易等により傳はりしとは考へられず斯く名くる一種の紙あり其原は朝鮮製の紙に模造したるものか。

(24)　韓鍛　　韓鍛冶　韓鐵師　韓鐵師部

右職業名（姓に準ず）

『古事記』應神天皇の代百濟に若し賢人有らば貢上れと科せ賜ふ。故に命を受け以て人名和爾吉師を貢る。又手人韓鍛名は卓素亦呉服西素の二人を貢る。

『古事記傳』韓鍛　鍛は加奴知と訓むべし。韓國の鍛冶の渡參來てより皇國に元よりあるをは倭鍛と云て分てり。

『續紀』元正天皇養老六年三月辛亥、七十一姓雜工に涉ると雖も、而も本源を尋要すれば元來雜戸の色に預らず因て其號を除き竝に公戸に從ふ……とある、其七十一名の名を列記せる中に、

近江國　韓鍛冶百嶋
丹波國　韓鍛冶首法麻呂
播磨國　韓鍛冶百依
紀伊國　韓鍛冶杭田

の名あり。『同上』稱德天皇神護景雲二年二月癸卯、讃岐國寒川郡人外正八位韓鐵師毗登毛人韓鐵師部牛養等廿七人に姓坂本臣を賜ふ。

(25)　百濟品部　百濟手部　百濟戸

(26)　狛部　狛戸

『令義解』内藏寮職員の職掌を記せる項に。典履二人（縫履鞋具を謂ふに此供御の爲也及百濟手部を檢校する事を掌る）百濟手部十人（雑縫作事を掌る）使部廿人、直丁二人百濟戸。

『同上』大藏省職員の職掌を記せる項に典履二人（縫履鞋具を縫作し謂ふに此賞賜を爲す、供御に服せず）百濟手部、狛部（謂ふに並びに是得考の者也）百濟手部を檢校する事を掌る　百濟手部十人（雑縫作事を掌る）典革一人（雑革染作を掌る）狛部を檢校す　狛部六人（雑革染作を掌る）省掌二人、使部六十人、直丁四人、驅使丁六人百濟戸、狛戸。

『三代實錄』清和天皇天安二年十一月二十六日奏未、左京職言ふ。毎年鍛冶戸、百濟品部戸等計帳を進む、公家に益無し、職吏に煩はしき有り。請ふ除き棄て進めざることを。之に從ふ。

『令義解』職員古記及釋云別記に云……紀伊國在狛人、百濟人、新羅人、幷三十人戸年料、牛皮十張、鹿皮廿張を作らしむ。但調庸を取り雑徭を免す、百濟手部十戸、左京八戸、一番五人を役す。月料履一人十六兩縫はしむ、雑戸と爲し調役を免ずる也。百濟戸十一戸臨時役を免ず、雑戸と爲して調役を免ず。

(27)　高麗　なんど

なんどとはオナンド（東京）ナンド（京都）と稱し濃き青色のことにて昔は大名はナンド色の紋付を着したり。又紺屋が黒染を爲す時は先づ一旦ナンド色に染めて地と爲し更に黒に染めたるものなれど茲に高麗ナンドとは如何なる色なるか不明。

『手鑑模樣節用』新古染色考證附色譜に九十九色を列擧せる中に此名稱あり。

(28)　韓紅　唐紅

右は染色の名

『延喜式』縫殿、雑染用度の中に韓紅花綾一疋。紅花大十斤、酢一斗、麩一斗、藁三圍、薪一百八十斤。同主計の項　凡中男一人輸作物紅花七斤八兩とある如く赤染料の名として、又其染色彩の名として式中各所に出づ。

此染料植物の名稱は、紅藍。呉藍等の名稱あり。其花を紅花。ベニハナ。紅。末摘花等稱せらる。

『萬葉集』夏相聞、寄花の歌に

外耳見荷戀牟紅乃末採花乃色不出友。

よそのみに見つゝや戀ひん紅の末摘花の色に出ずとも。

『源氏物語』安齋隨筆』カラクレナヰと云ふは韓國より渡りたる紅染と組帛の事と思はるれども左に非ず。此方にて染むるなり。延喜式縫殿寮式に韓紅の染式の分量見わたり。韓を以て稱するは其色の美なるを始めて此國（注日本のこと）の物とは見えずと云ふ意なるべし。古今集在原業平朝臣の歌上略（注上の句、千早振る神代もきかず龍田川）からくれなゐに水くゞるとは。此の歌紅葉を韓紅とよめり、其色にて考ふ可し。

『令義解』賦役の項　凡正丁一人紫三兩、紅三兩。

『本草和名』紅藍花（作藍支者（注臙脂））和名久禮之阿爲。

『倭名類聚抄』紅藍　辨色立成云　紅藍（久禮乃阿井）　吳藍（上同）　本朝式云紅花。

『和漢三才圖會』紅花　紅藍花　黃藍　俗久禮奈爲と云ふ、吳藍の略言。按するに紅花俗傳に云、申日種を下す、能く茂盛す、羽州最も上、山形の產を良と爲す、伊賀筑後之に次ぐ、豫州今治及攝播二州の產又之に次ぐ……。

『東雅』紅藍（クレノアヰ）……クレとは卽吳也、アヰは卽藍也。萬葉集に吳藍讀でクレナヰといふは其語の轉せしなり、但し漢に吳藍と云ひしものは藍の類にして紅藍をいふにはあらず。此に吳藍といふは其始吳國より來りしが故也。卽今俗にベニノハナと云ふなり。

栖案するに、クレノアヰに吳藍の字を宛てたるは後代の事にしてアヰは日本の古くよりの紅色彩の名稱にしてクレは別の意義あるべく此染料植物が渡來するに及び其色にカラ（朝鮮か或は支那かの）と冠し在來色と區別したものと想はる。

此植物は菊科の越年草にして學名 Carthamus tinctorius, L と稱せられエジプトの原產にして古より支那、歐羅巴、印度等に植栽せられしと云はる。日本には古に於て無論之を產せず。『播磨風土記』に揖保郡　阿爲山　品太天皇（應仁）の世紅草此山に生ず、故に阿爲山と號す。とあり、此植物が別物か本物かは不明なれど恐らく別物なるべし。

朝鮮に於ては此植物は古くより最近代迄栽培せられ、紅藍花、臙脂花、紅花、土名（ㅎㅗㅏㄱㅎㅗㅏ）等稱せられ其花を採り染色に使用する外實を藥に使用す。『東醫寶鑑』に　紅藍花　又卽今の紅花也、以て眞紅及臙脂に染む、葉は藍に似たり故に名く。とあり。古く朝鮮より日本に此植物を傳へたるに非ざるなきか。

昭和十五年六月二十日印刷
昭和十五年六月廿五日發行

朝鮮總督府中樞院

京城府蓬萊町三丁目六二・六三番地

印刷所　朝鮮印刷株式會社

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records